

○浅井美幸君（略）

総理は、防衛費の対GNP一%枠の撤廃をみずからの政治目標とされ、これを危惧する国民世論の高まりの前に、GNPの基準年度の変更を利用して鎮静化に努められたようであり、枠を外したいという総理の本音は、いさかとも変わっていないと私は推測いたします。加えて、強引に強行した靖国神社の公式参拝、さらには、スパイ防止法の制定を画策する姿勢などあわせ見るならば、そこには、あしき戦前回帰への傾斜が浮き彫りにされていると言っても決して言い過ぎではありません。したがって、私も公明党は、臨時国会において、これらの問題に重点を置いて中曽根内閣の施策をたださずにはおられません。

そこでまず、国民の多くが不安を抱く防衛問題、靖国神社参拝問題について、見解を求めらるものであります。

（略）

次に、靖国公式参拝にかかわる問題であります。中曽根内閣は、官房長官の、しかも私的諮問機関の答申を隠れみのにして、これまで歴代内閣が、違憲ではないかとの疑いをなお否定できないとしてきた国会答弁と統一見解を、いとも簡単に変えてしまいました。私から申せば、これほど国会が軽視された例はかつてございません。総理、こんなやり方が許されるのでありましようか。まず手続論の問題として、この点について伺っておきたいのであります。

総理及び閣僚の公式参拝は、憲法違反であり、私どもは到底容認できません。多くの国民は、こんなことまでして公式参拝を強行した中曽根内閣には、何か別の意図があるのではないかと感じております。もし公式参拝を強行した背景に、戦争を肯定化し、我が国を軍事大国化へ進ませる意図が含まれているとするならば、極めて重大な問題であると私は指摘せざるを得ません。戦争で亡くなられた多くの方々の慰霊を行うことは当然であり、御遺族の心情も私は十二分に理解するものであります。総理、なぜ公式参拝であらねばならないのか、なぜ違憲の疑いを押しつけて強行されたのか、その真意と、公式参拝に対する内外の批判をどう受けとめておられるのか、総理と外務大臣に答弁を求めらるものであります。（拍手）

（略）

○内閣総理大臣（中曽根康弘君）（略）

靖国神社の問題につきましては、先般申し上げておりますが、政府の統一見解の変更、あるいは、内閣総理大臣その他の閣務大臣が閣務大臣としての資格で靖国神社に参拝する問題は、これは法制局でもよく検討もさせましたし、また国民世論もよく踏まえまして、大多数の国民がこれを支持してくださっているということも踏まえて、政府の責任においてこれは行ったものなのであります。（拍手）これに対する御批判がいろいろあることは、私たちもよく耳を傾けております。しかし、靖国神社は我が国の戦没者追悼の中心的施設である、そして国民が強く望んでいる、憲法との関係も十分考慮して宗教色を排除した形である、そしてその趣旨は戦没者の追悼である、あわせて、我が国と世界の平和への決意を新たにするとする願いを込めて行ったものである、このように御理解を願いたいと思うのであります。

（略）

（略）

○国務大臣（安倍晋太郎君） 浅井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、靖国神社公式参拝に対する諸外国からの批判についてでございますが、アジアでは中国側より、靖国神社を公式に参拝することは、中国人民のみならず、アジア諸国民の感情を害するのではないかと趣旨の懸念が表明されました。なお、韓国、香港等におきましては、主として事実関係の報道が行われているにとどまっておりますが、一部の新聞においては、批判的なトーンの記事も見られておるわけでございます。

これに對しまして、我が国としては、諸外国の理解を得べく、さきに日中外交相談も行われましたが、そうした会談、あるいはその他の外交ルート等を通じて、今回の参拝の趣旨を十分説明をいたしますとともに、我が国が過去の反省の上に立って、平和国家としての道を歩んでいくとの姿勢にはいささかの変化もないことを、説明をしておるところでございます。

（略）

（略）

○永末英一君（略）

総理は、本年八月十五日、敗戦記念日に、戦後初めて内閣総理大臣としての資格で靖国神社に公式参拝を行い、在京の閣僚たちもこれに倣いました。この参拝の方式は、本殿において一礼するやり方でありました。このような方式で参拝すれば、参拝は宗教的意義を有しないものであり、憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと内閣官房長官は言っております。宗教法人である靖国神社の本殿で、神社が定めている参拝方式によらず、別の方式で参拝をしたというのは、一体どういう意味であるか、総理のお考えを承りたい。

総理は、神道の祭祀を行う宗教の場としての靖国神社に参拝したのではなくて、国事に殉ぜられた人々を奉斎している場としての靖国神社に参拝されたのでありましようか。すなわち、靖国神社は宗教法人法に基づく宗教法人であり、法的には他の多くの神社と異なるところはありますが、他の神社と異なる点は、国事に殉ぜられた人々を合祀している点であります。内閣総理大臣が国事のために殉じた人々を祭る場所に参拝しても、それは憲法の禁ずるところではないと総理はお考えになつたのか、その点をお伺いしたい。

国民の信ずる宗教はいろいろあります。しかし、どんな宗教を信ずる者でありましても、国民ひとしく参拝できる国事に殉じた人々を祭る場所が必要だと総理はお考えになりませんか、お伺いしたい。（拍手）

総理の今回参拝の目的は、戦没者の追悼を行うことにあるとされております。しかし現在、靖国神社に合祀されているのは、戦闘によって死没した者だけではないのです。いろいろな人々がおられます。その中には、平和条約第十一条に基づいて死亡した人も含まれておるのであります。この点について、総理はどういうお気持ちで参拝されたか、お伺いしたい。

また、合祀された人々の中には、二万七千六百五十六柱の台湾出身者が祭られています。政府は六十年年度予算で、台湾人元日本兵戦没者に対する補償問題解決のため、検討費を計上しております。総理は、参拝に当たって、補償を実施する意思を告げられたかどうか、伺いたい。（拍手）

○内閣総理大臣（中曽根康弘君）（略）

靖国神社の公式参拝に関する問題でございますが、先ほど浅井さんの御質問について答弁漏れがありましたので、ここで一言申し上げますが、この靖国神社の公式参拝に対する見解とい

うものは、政府がその責任において判断すべきものであると考  
えております。閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の御報  
告も、これを参考にして行ったところです。この問題について、  
従来国会において種々の論議がなされた経緯にかんがみまして、  
今後にも必要に応じ、国会の場において政府の考え方をよく御説  
明申し上げ、理解をいただきたいと思っております。

なお、八月十五日公式参拝の方式の問題の御質問がございま  
した。これは、神道儀式によらずに、本殿において一礼する方  
式をとりましたのは、宗教的意義を有する目的ではなく、専ら  
戦没者を追悼する目的をもって拝礼する、そういう意味で行っ  
たものでございます。なお、公式参拝につきましては、宗敎色  
を排除した方式によるなどいたしまして、憲法との関係につい  
ては、最大限注意してきたところなのでございます。

新しい施設をつくるかどうかという問題は、靖国懇の報告で  
は具体的には触れてはおりませんが、この問題は、検討するこ  
として将来の課題として考へべき問題であり、国民の合意や国  
会の御意見がどういふふうに進むか、我々は注目してまいりた  
いと思っております。なお、追悼の対象の問題でございまして、  
私は個々の戦没者に対して個別的に追悼を行ったということでは  
なく、国のために殉じた戦没者全体に対して追悼を行ったこと  
をお考え願いたいのであります。いわゆる台湾人元兵隊の問題に  
ついては、関係省庁間で、この問題についてどう考へるか、鋭  
意検討しているところでありますが、かなり難しい問題があり  
ますので、簡単に結論をつけることは難しいと思っております。

(略)

○林百郎君 (略)

総理は、去る九月二十五日のテレビで、我々は戦争へ行つて  
鍛えられている、今の若い人たちはそういう経験がないのほか  
わいそうだと述べております。また、七月の自民党軽井沢セミ  
ナーでは、靖国神社公式参拝に関連して、どの国に行つても、  
国のために倒れた人に対し国民が感謝をささげる場所がある、  
さもなくてそれが国に命をささげると言っています。しか  
し、周知のごとく靖国神社には、処刑された東条英機らA級戦  
犯も英霊 すなわち神として祭られておるのであります。これ  
は戦没者ではありません。あなたは、公式参拝で戦犯に対して  
いかなる感謝をささげたというのでしょうか。

今アジア諸国から一斉に出されて、二千万人に上るアジ

ア人民を殺害した戦争責任を免罪するものなどの怒りの声にど  
うこたえるのか。あなたの歴史観、戦争観が試される重大な問  
題として、この点をはっきりと伺いたいと思ひます。(拍手)

(略)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 林議員にお答えをいたします。  
国の命令で戦場に赴いて、国の犠牲となつて倒れた人に哀悼  
の意を表するのは、自然の人間の心であつて、これをあざ笑つ  
たり冷たい言葉をかけるといふ人は、正常な人間の心を持つて  
いるとは甚だ疑問に思ふ次第であります。(拍手)

(略)

【六一九】第百三回国会参議院会議録第三号(昭和60  
年10月18日)

○藤原房雄君 (略)

さて、総理は、戦後政治の総決算を主張され、それは二十一  
世紀に向かつての渡り廊下をつくらうとの意味であると述べら  
れています。しかし、多くの国民は、その渡り廊下に大きな危  
惧を抱いております。すなわち、総決算の目標とされた防衛力  
の増強姿勢、靖国神社への公式参拝の強行、さらにスパイ防止  
法の制定を図るなど、いずれも中曾根内閣の右傾化、戦前回帰  
を表徴し、新憲法の諸原則を踏みにじる暴挙と断ぜざるを得ず、  
平和を願う国民への重大な挑戦であると言つても決して過言で  
はありません。

そこで、まず総理の政治姿勢について伺いたい。

去る八月十五日の終戦記念日に総理初め閣僚が強行した靖国  
神社への公式参拝について、軍国主義、国家神道の復活につな  
がるのか、過去の歴史への免罪を図る行為など、内外の批判が  
高まっています。また、「違憲ではないか」との疑いをお否定  
できない」といふ政府統一見解をも踏みにじるものであります。  
靖国神社にかしわ手を打たないなどの粉飾、すりかえを凝らし、  
また供花料と称して公費支出に踏み切つたことは、どんなに言  
葉を弄しても、宗敎法人に対し首相、閣僚が公人の資格で参拝  
することは、憲法第二十条、第八十九条の信敎の自由、政敎分  
離の原則に抵触するもので、憲法違反であります。

総理が靖国神社への公式参拝に固執する意図は何ですか。戦  
争指導者の復権、靖国神社国家護持の復活を目指してのことと  
思いますが、どうですか。お答えください。むしろ、戦争で亡  
くなられた方々を追悼することは残された者の当然の務めであ  
り、現に政府が主催する全国戦没者追悼式がそうであるように、  
憲法の精神を踏まえたあり方を考へるべきと思うが、総理の御  
所見を伺いたい。

(略)

○国務大臣(中曾根康弘君) (略)

靖国神社に対する御質問がございましたが、政府は、先般の  
公式参拝は国民や御遺族の方々が多くが靖国神社において総理、  
閣僚による公式参拝が実施されることを強く望んでいるという  
事情を踏まえたものでございまして、その目的は、戦没者の追

悼を行い、あわせて我が国の世界平和への決意を新たにす、いわば不再戦の誓いということでもあります。

新たな施設の設けの問題につきましては、これは将来の課題と考えております。

また、靖国神社の参拝に關しまして、中国側から、かかる参拝は中国人民のみならずアジア諸国民の感情を害するのではないかという趣旨の懸念が表明されましたが、この問題につきましては、御理解をいただくように今懸命に努力もし、安倍外務大臣との間に意思疎通を図ってきておるところでございます。我が国としては、再びこのような戦争の惨害を繰り返さないという反省と決意の上に立ちまして平和国家の道を歩んできておりまして、今後ともこの方針を堅持し、アジア諸国に対しても御理解を得るように努力してまいります。

(略)

○安武洋子君 (略)

次に、総理は、靖国神社への公式参拝を強行し、さもなくばそれが国に命をささげるとまで言われています。また総理は、昨日、我が党村議員からの戦犯の軍神扱いはやめよという立場から、合祀している戦犯に何を感謝するのかと問われたのに対して、まともに答えず、冷たい言葉をかける人は正常な人間の心を持っていないか甚だ疑問に思うと言われました。これは、日本国民はもちろぬ、日本軍国主義の軍靴に踏みつけられた中国を初めアジア諸国民が侵略戦争の正当化としてまじめに懸念していることに対する重大な侮辱的発言ではありませんか。これを取り消すとともに、靖国神社公式参拝をやめるべきです。お伺いいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) (略)

また、私が昨日衆議院で答弁したことについて御質問をいただきましたが、靖国神社の今回の参拝につきましては、これは一般的に、国の命令で戦場に赴いて倒れました戦没者に対して哀悼の意を表する、そういう意味で私は申し上げておるのであります。これはまた国民の心情でもあると思うのでありまして、取り消す考えはございません。

それから外国のいろいろの御意見があることは承知しております。中国における御意見も承知しております。中国の立場に

立って見たら中国のお考えも理解もできる筋もございませぬ。しかし、日本にはやはり日本の国情と日本人の考え方というものがございます。その町の関係をよく疎通するように、今後とも理解をさせていただくように努力してまいります。今後とも参拝の機会ごとに検討してまいりたいと思っております。

さきに大戦についての認識については、あれはやるべからざる戦争をやった、誤った戦争であったと私は考えております。そして、日本人に対しても外国の皆様に対しても大変な惨害を与えたことを深く反省して、再びやってはならない不再戦の誓いを私は中国としておりますが、これは厳粛に守っていかねければならぬと思っております。

(略)

○田淵哲也君 (略)

質問の第三は、靖国神社公式参拝についてであります。私は、祖国や同胞のためにとうとう一命をささげられた戦没者の追悼を行うことに異議を差し挟むものではありません。しかし、それは憲法上疑義を生じない方法で、また国民の理解とコンセンサスに立つて行うべきであります。歴代内閣も従来から靖国神社公式参拝は違憲の疑いを否定できないとして差し控えてきたのであります。今回、中曾根内閣は従来の統一見解を変更に公式参拝に踏み切りましたが、この変更はどのような理由によるものか、総理に明確にお答えいただきたいのであります。

あわせて、靖国神社公式参拝と総理の言われる戦後政治の総決算との間にどういふ関係があるのか、お伺いしたい。

新聞の世論調査を見ても、公式参拝に対する賛成が数の上では反対より多いとはいへ、各政党支持者別あるいは信仰する宗教別に見ると、大きなばらつきがあり、極めて強い拒否反応を示す人たちも多々あります。宗教法人である靖国神社でなく、特定の宗教にかかわりのない形で記念願のような施設にする場合には、前のようなばらつきは少なくなり、より幅広い国民のコンセンサスが得られるのであり、また憲法上の問題もなくなり、戦没者を追悼するには最もふさわしい方式と思っております。総理の見解をお伺いします。

(略)

○国務大臣(中曾根康弘君) (略)

靖国の問題でございますが、昭和五十五年の政府統一見解では、閣僚の靖国神社公式参拝については憲法上疑義が存するとこの趣旨のことが述べられており、これを差し控えることとしておりましたが、今般、いわゆる靖国懇の報告書を参考としてまして、慎重に検討いたしました。これは国民大多数の御要望に沿って行ったものであります。

これが戦後政治の総決算と関係あるかということでございますが、別に総決算を意図してやったものではないのです。しかし、他人がどういふふう解釈するかということは他人の自由であると思っております。

また、追悼のための新しい施設の設置の問題は、これは今まで靖国懇でも出た問題ではないのでございまして、報告書に触れた問題ではないのでございまして、これは将来の課題として考へべき問題である、そのように考えます。(拍手)

(略)

○寺田熊雄君 (略)

次に、靖国神社問題に入りますが、靖国神社は二百四十万を超える戦没者を祭神としてその神徳を広め、祭神の遺族その他崇敬者を教化することを目的とする一宗教法人であります。その祭神の中には、東条元首相のように、あなた御自身も認められた、起こしてはならぬ戦争を引き起こし、全世界の人々から断罪された戦争犯罪人が含まれております。それらの人々は、その思想及び行動からして、軍国主義者であったということは間違いありません。また、靖国懇ですら、靖国神社が戦前軍国主義に利用せられていたことは否定できないと言っております。ありますから、かかる軍国主義者の祭神に拝礼して哀悼の意を表することは、宗教の立場でこそ許されるとしても、政治の立場からは絶対に許されるものではありません。

言うまでもなく、軍国主義は民主主義とも対立し、我が憲法の平和主義とも相入れないものであります。あなたは、昨日の本会議で久保議員の質問に答え、戦犯を祭つたのは靖国神社のしたことでは自分にはかわりはないというような趣旨の答弁をしておりますが、無責任も甚だしいと言わなければなりません。それでもなおかつ、あなたは、御自分のなさったことを善なりと主張なさるのか、お伺いをいたします。

(略)

○国務大臣（中曾根康弘君）（略）  
靖国神社の問題でございますが、先般の公式参拝は、個々の戦没者に対して個別的に追悼を行ったというものではなく、国のために犠牲になったあの大勢の戦没者全体に対して心から追悼を行い、戦争をなくし平和を守ろうという決意を私は申し上げた、こういうことで御理解願いたいと思っております。（略）

【六二〇】第百三回国会参議院決算委員会会議録第一号（昭和60年10月22日）

（発言者）

服部信吾（委員）  
安倍晋太郎（国務大臣。外務大臣）  
後藤利雄（政府委員。外務省アジア局長）  
加藤紘一（国務大臣（防衛庁長官））  
〔発言順。敬称略〕

○服部信吾君 まず初めに外務大臣にお伺いいたします。外務大臣、臨時総理ということですので、きょうはひとつ総理になったつもりで前向きな御答弁の方をよろしくお願いいたします。

まず初めに、十月の十日から十三日にかけて第一回の日中外相会談が中国で開催されたわけでありまして。いろいろな問題が検討され討議されたようでありませうけれども、その中で、中国側から靖国神社公式参拝に対する批判等があった、このように聞いておりますけれども、外務大臣としてはこの点についてどのようにお考えですか。

○国務大臣（安倍晋太郎君） 今月の十日から十三日まで中国を訪問いたしました。第一回の定期外相会談を行ったわけでございます。これは、先般七月に実は日中の閣僚会議が行われた際に私の方から提案をしまして、日中関係はこれまでも広がりを深まっておりますし、今後とも非常に大事な関係であるし、外相間で定期協議を持って、いろいろな問題が出る、あるいは起こる、そういう点について十分ひとつ意見を交換して、率直に話し合って日中間の大局を誤ることがないようにしたい、それにはやはり定期外相会談が必要であるということでも申し入れました。中国側も快く私の提案を受けて今回の運びとなつたわけでございます。

今回の三日間の外相会談、その中ではトウ小平主任を初めとして超紫陽首相ともお目にかかりました。しかし主力は異学謙外相との会談でありました。時間を費やしまして二国間のいろいろな経済、政治、文化交流、その他あらゆる問題についてさらにまた国際情勢、アジア情勢、そういった問題について率直な意見の交換ができてきて、大変有意義であったと思っております。

そうした中で、実は靖国神社公式参拝の問題も出ました。これは私としまして、この問題についてむしろ積極的に日本政府としての立場を中国側に説明する必要がある、こういうふうにも思っています。私の方からもむしろ積極的に説明をしたわけでありまして。その内容については官房長官談話で尽きておりますが、官房長官談話を説明をし、日本としてはあくまでも日中共同宣言、そして平和友好条約、さらに四原則、そういうものを遵守していく姿勢には変わりない、そして日本は軍国主義への道は決して歩まない、こういう基本的な考え方のもとに、靖国神社公式参拝を、これは長い間の実は検討課題で、官房長官談話に説明があったような形で総理大臣初め閣僚が参拝をしたのであると、こういうことを説明をいたしました。

これに対して中国側異学謙外相は、あなたの話の趣旨はよくわかった、しかし中国側にはやはり中国側の人民の感情というものがあるし、そして日中間の歴史というものもあるし、そういうものを十分ひとつ踏まえてほしい、日中間の関係、特にまた中国人民の感情を傷つけないように日本側も十分中国側の立場をひとつ理解をしてほしい、こういう簡単に言えば趣旨でございます。

したがって、靖国神社の公式参拝については、日本側から政府の立場を説明をし、そして中国側がこれに対して中国側の立場を説明をされたわけでございます。最終的には、こうした問題があるけれども、しかしとにかく日中関係が大事であった、今後日中間の大局を損なうことがないようにお互いに今後とも話し合っていかなければならないということでも合意はいたしましたわけでございます。しかし中国側として、この靖国神社公式参拝の問題については非常に中国側の立場として重要に考えておると、こういうことは私としても理解をいたしましたような次第であります。

○服部信吾君 日中友好二十一世紀委員会ですか、これは中曾根総理が胡耀邦さん等といういろいろお話をしてくられたというまた民間団体。今後のある面から言えば二十一世紀の日中関係を大変展望するような、青年あるいは壮年、老人、こういうような形で日中間のお互いの友好を図っていくこと。今まで共同声明以来ずっといいムードでできた中で、この日中友好二十一世紀委員会の中でもいろいろなことを中国側から靖国神社公式参拝に対して批判があったわけでありませうけれども、この点については外務省としてはどのようにお考えですか。

○政府委員（後藤利雄君） お答えいたします。

日中友好二十一世紀委員会は、先日北京、大連で行われましたのは二回目でございます。昨年九月に第一回目の会議が東京で行われましたけれども、この二十一世紀委員会はたゞいま御指摘のように、二十一世紀に向けていろいろと日中の関係、将来の問題、あるいは経済問題、それから文化交流等を考えていかにやれないということと三つの委員会ができております。その中で一番たゞいまの御質問に関連いたします委員会というのは最初の第一の委員会でございます、お互いが社会制度が異なりますので、この異なる社会制度の前提に立って、日中間で生ずるいろいろな問題についてできるだけ率直かつ事前に話をしていこうということで、民間というか、いろいろな分野での委員を網羅した委員会でございます。

今回の委員会におきましては、全体的には率直かつ有効な意見交換が行われたと承知しております。その上で、率直な意見の交換こそ、たゞいまの大臣も言われましたように、日中の理解増進の上で十分有益なものであらうということが合意されたと同っておりますが、靖国の問題につきましても議論がなされたというところは承知しております。しかし、この靖国の問題だけが非常に議論の中心というところではございません。要するに中国側の立場を向こうも説明し、こちらの委員もそれぞれ立場で日本側の立場ということを説明し、究極的には、特に日本の場合には日中共同宣言、あるいは平和条約、四つの原則等踏まえて軍国主義にならないという点で、日本側のいかなる先生も、主體的にも客觀的にもそういう条件はないんだということで、十分な議論を聞かせたということで、お互いには結論的には相互の理解を深めだということな会議であったと承知しております。

○服部信吾君 次に、いわゆる日本映画製作者連盟、日中間の文化交流の一環として映画製作会社各社で組織したこういう団体があるわけでありませうけれども、これが七九年からずっと毎年こういうような形で映画をやったりいろいろやってきた。その前夜祭等を今回は中国側から中止をした方がいいんじゃないかというようなあれがあったということなんですかけれども、この辺についての事実関係はどのようなになっておりますか。

○政府委員(後藤利雄君) たゞいまの御指摘の映画祭でございますが、前夜祭が中止されたことは事実でございますが、私どもの承知する限り、むしろ日本側の主催者の方で今回は前夜祭はやめた方がいいんだらうという自主的な判断でなされたものと承知しております。ただし、前夜祭そのものは中止されまし

たけれども、いわゆる普通の映画祭は行われていると承知しておりますが、今の御質問につきましては、むしろ日本側の主催者が若干中国側の関係者とうらうかというお話はしたそうでございますが、最終的には日本側の主催者側がこの時期においては自主的にやめたいという判断をされたこと承知しております。

○服部信吾君 そんなのは本当はおかしいじゃないですか。だって毎年前夜祭をやっているわけでしょう。今回何でやめたんですか。それは何らかの中国側からのこれはやはりあれがあったからこそ、それは自主的にはそういう形でやめますとは言いませんけれども、そんな簡単なものじゃないんじゃないですか。もう少し詳しく述べてください。

○政府委員(後藤利雄君) 私どもは、先生のような御懸念というか、私も何かそこにさらに難しい事情があったのかということ聞いておりますけれども、正直申し上げまして、私の承知する限りは、今私が御説明した域を出しておりません。いわゆる自主的にお決めになった。ただ、なぜ自主的にそういう前夜祭を中止したかという判断の中にどの程度、例えば今お話がありました靖国の問題にかかわっているかどうかという点については直接的な言及がお互いにはなされてはいないというように私ども承知しております。

○服部信吾君 だって、自主的にやめたといつたって、本来ならばきちつとやるということで契約もしており、ちゃんと決まっていたわけですから、それをこういう形でやめた、こういうことですから、私心配するのは、こういう問題で、今言われたように靖国は一因だと言いますけれども、こういう文化の問題、文化交流までやめざるを得ないという状態になってきておるといふことは、やはりこれは単に、いつも総理が言いますけれども、これは本会議場でもこれは中国の問題、中国は中国、日本は日本と、内政干渉的なというような感覚でとらえていたら大変な問題になるんじゃないか。心配するのは、やはりこれが文化の問題、それからやはり経済的な問題とか、いろいろな面にこれが波及するんじゃないかという気もするわけですよ、これは。自主的にやめたとは言うものの、それはやめさせられたという形でしょう、これ。この点についても一回お伺いしておきます。

○政府委員(後藤利雄君) 私もこのような文化の交流の一つの象徴としてのこのような映画祭の前夜祭が中止されたということと自身、私も非常に残念に思っております。むしろ日中の友好

が本当にそうであるならば、こういう交流こそさらに進められていくことが相互の理解の増進に役立つだらうと思っております。ただ、こういう問題が今後とも生じないためにも、先ほど大臣が申し述べましたように、やはり十分な意見を聞かして、こういう点について遺漏がないように努力しなくちゃいけないと私どもは思っております。

○服部信吾君 この点について臨時総理にお伺いしますけれども、今回靖国神社の例大祭というんですか、これは公式参拝をやめたと、こういうことである理由は何もつもらしくついでありますけれども、これはやはり中国のこういうような問題があつて、やはり総理は取りやめたと、このように考えていいわけですね、これ。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは官房長官が、例大祭に参拝することを中曽根総理が取りやめられたその理由については説明をいたしておりますが、総理の日程の問題とか、その他いろいろと状況を判断されておやめになったんだらうと、こういうふうにご考慮しております。

○服部信吾君 新聞報道によりまして、何か百名か百五十名の自民党の議員の方がみんな行っていると、こういうことですか、その間そんなに忙しいことはないかと。やはり私はそういう面から言えば、そういうような中国の批判なり、また内外からのそういう批判によつてやめたんじゃないかと、非常にいいことだと、私はそう思っておりますけれども、今後総理がいつも理解を得ていくと、中国側のこの問題については理解を得ていくと言っておりますけれども、どういう形で理解を得るのか。私はこれはやめなくちゃ理解は得られないと思ふんですけれども、この点について外務大臣土防衛庁長官のお考えをお伺いしまして、この問題については終わります。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは中曽根総理も本会議で答弁をいたしておりますが、その年その年の政府のといひますか、総理大臣の判断によつて決めていくと、こういうふうには承知をいたしております。私はやはり一つは外務大臣ですから、一面においてはこれは国内の問題であります、一面においては外交の面、特に日中関係、そうしたものが今後いろいろと問題を決めていく場合において、そうした大局というものも考えることはこれは当然のことであらうと、日中関係の将来の発展というものを思うとき、そういうことを考えるのはやっぱりそれなりの一つの問題点であらうと、こういうふうには思ひます。

○国務大臣(加藤紘一君) 我が国は過去におきましてアジアの

国々に大きな損害と苦痛を与えた歴史があるわけでございますので、私たちとしてはそれを深く反省して、再び軍事大国にならないように戦後四十年の道を歩んできたと思えます。この我が国の防衛政策につきましては、今後ともできるだけ御理解いただけるように、そしてまたいささかも再び戦前のようなことにならないように、政策をしっかりと立て、原則を守っていくということを私たちとしては心がけていかなければならないと思っております。

【六一一】 第百三回国会衆議院予算委員会議録第二号（昭和60年10月29日）

（発言者）

東中光雄（委員）

大西正男（委員長代理）

中曽根康弘（國務大臣、内閣

総理大臣）

【発言順、敬称略】

○東中委員（略）

それで、私はそれとの関連で靖国神社の問題についてお聞きしたいと思うのです。

総理は靖国神社の公式参拝を八月十五日にやられた。初めてであります。その公式参拝は戦没者の追悼だとおっしゃいましたですね。しかし、同じ八月の十五日に、政府は閣議決定に基づいて、日本武道館において、あの全戦没者の追悼式で戦没者の追悼をそれこそ公人として公式にやり、平和祈願をした。それを終わってから靖国へ行かれたのです。政府がセットした戦没者追悼のあの式典で追悼をして、なお靖国神社へ行つて、わざわざ宗教学法人靖国神社へ公式に行かなくともかというところは、普通の人間ならだれも理解できぬことだと思っております。

あなたは、靖国神社の参拝というのはい体どうということなんだということについて、八三年の九月十三日の参議院本会議で答弁されております。「靖国神社の問題について御質問をいただきました」。こうして、「殉国の英霊に對しまして感謝申し上げます。お慰め申し上げること」とあります。戦没者の追悼じゃないんですね。靖国神社参拝というのは、名譽の戦死を遂げた人、殉国の人たち、その人たちに慰めをする。そして英霊——英霊に對してですよ。戦没者じゃないんです。戦没者は既にもう英霊になつておるんです。殉国の英霊、神様に對して、英霊に對しまして感謝し、お慰め申し上げるのであります。こう言つておるんです。これが、公式に言われた本会議場での答弁であります。

靖国神社について、今度の軽井沢のセミナーであなたは言われましたですね。金丸さんかどう言つておるといふことに関連をして言われて、そしてこの参拝をせぬようなことであれば、さもなくばだれが国に命をささげるか、こういうことを言われた。それはこの自民党の自由新報には出ていない。あなたが殉国の英霊に参拝をする、公式参拝をやるといふのは、結局それ

をやらなければだれが国に命をささげるか。新しい戦争が起つたときに、前と同じようにちゃんと命をささげるようなことをしてもらふためには総理大臣が参拝せよいかぬのや、こう言つたということが——私たちはそうとしか理解できないのです。今度の靖国神社の公式参拝は、だれかが今後とも国に命をささげるように、そういう殉国の人々をつくらなければいけません。英霊に参拝をする、こういうことじゃなかったのですか、お伺いしたい。（発言する者多し）

○大西委員長代理 静肅に願います。

○中曽根内閣総理大臣 八月十五日に公式参拝をしまして以後は、私は戦没者を追悼する、そういうことで靖国神社に公式参拝をした、そういうことを言っております。それ以後はそういうふうな表現で一貫して言つておるのであります。

○東中委員 追悼をするのだつたら、追悼式でやったわけでしょう。神社参拝ということと、戦没者の追悼というものが同じだということも言われても、それこそ本当に国民はだれも信用しませんよ。靖国神社参拝というのは神社の祭祀に對して参拝をするのでしよう。もともと宗教学法人靖国神社はその規則の三条で目的を書いておられます。国事に殉じた人々を神様としてお祭り申し上げて、その祭祀に對して神道儀式、祭祀を行うのが靖国神社の目的です。明白に、戦没者追悼の施設ではなくて、殉国の英霊に對する、靖国英霊に對する宗教的な施設、そこへあなたが入つておるのじゃないですか。私はこの点は全くだれも納得できないことだと言わなければなりません。

特に、靖国神社の祭神は、御承知のように一九七八年になつていわゆるA級戦犯十四名、東条英機元首相初め十四名のA級戦犯を合祀をした。そして靖国神社は、その社務所が出ておる説明によりますと、いわゆる戦争犯罪人として連合国側によつて一方的に処刑された方々、当社社においてはこれらの方々を昭和殉難者と呼び合祀したのだ、こういうふうになつておる。

そしてこの合祀はこつそりやられたのですが、明るる年になつて明らかになつた。そのときに大きな世論が起きたけれども、藤田権宮司さんは、新聞紙上によりますと、「A級戦犯の霊だけを合祀しないのは外国の手によつてなされた極東裁判の結果を認めたことになり神社としての責任はまことに大きい、こういうふうには崇敬者総代から意見が出たのだ」といふことを

述べています。だから、あの東京裁判を認めない。戦死じやないです。あの十四名のA級戦犯は決して戦没者でもなければ何でもないのです。しかし、これを祭らなかつたらあの極東裁判を認めたことになってぐあいが悪い、だからやったのだ、こういうふうに言っているのですよ。

そういうA級戦犯者も含めて全体の、靖国神社の言う殉国の英霊に対して、この人は別、この人は別というようなことじやないのです。全体としての祭神に対して総理が公式に参拝したということになれば、このA級戦犯の戦争責任あるいは戦争犯罪を免罪するということにつながってまいります。そういう祭神が昭和殉難者と称して祭られているのですから、私はこういうことは、総理の参拝は戦没者の追悼では通らないということとを申し上げたい。その点いかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 戦争犯罪人として処刑された方があそこへ合祀されたということは、独立の宗教法人たる靖国神社が独自にお決めになったことです。私はいつもここで戦没者を追悼すると申し上げておきますのは、戦争に倒れた方を戦没者、私はそう考えておるわけでございます。だから戦没者という言葉は特に大きく強く言っておるのであります。そのことをお考え願いたいと思います。

○東中委員 靖国神社は戦没者だけを祭っておるのではありません。内閣がやられる全戦没者の慰霊追悼式は、戦没者という言葉でありまされども、戦争に行つて戦没した人だけではなく内陸においても戦争で亡くなった人全部を含む、いわゆる戦争犠牲者の追悼になっているのです。靖国神社はそうではないのです。特にA級戦犯というのは戦没者の中へ入ってくるわけがないのですよ。しかし、あなたはあそこへ公式参拝をして、戦没者のあなたの概念の中へ入つてこぬものはのけておるのだというふうなことを神社参拝でやるわけがないでしょう。通用しないと思うのです。私たちはこの中には、靖国神社参拝、その相手方であるA級戦犯の免罪ということを含んでおると言わざるを得ない。

そこで東京裁判というのは、これは靖国神社が合祀するについて述べておるように、これを認めるわけにいかぬという、外国のやつた裁判だというふうに言っていますね。この靖国神社のパンフでも、「一方的に処刑された」と言っているのです。東京裁判を否定する立場でやっているのです。あなたは東京裁判というものについて東京裁判史観という言葉を使われて、大東亜戦争史観と違う、この東京裁判史観というのはこれは問題

なんだということ言われています。

この間の軽井沢セミナーでも東京裁判について、ああいう裁判のやり方が果たして正しかったかどうかは歴史がいずれ判定する、まだ正しいとは思っていないという姿勢を示しておられますけれども、私ぜひお伺いしたいのですが、東京裁判史観、正しくなかったかもしれぬ東京裁判史観というのは、どういうことを言われているのですか。

○中曽根内閣総理大臣 もう一回申し上げますが、いわゆる戦争犯罪人として処刑された方をあいうふうに合祀したというのは、宗教法人たる独立の靖国神社がお決めになったことであつて、そして私が参拝したのは、戦いに倒れた方々、すなわち戦没者、そういうことでお参りした、そういうことを重ねて申し上げる次第なのであります。中には私の弟も入っております。

それから東京裁判史観というのは、日本の歴史学者やそのほか文明学者等においていろいろな史観があるわけです。皇国史観というのもありましたし、あるいは太平洋戦争史観というのもありましたし、あるいはマルキシズムからくる戦争史観というのもありましたし、その中にまた一つのより分けとして東京裁判史観というのがあります。違いますが、あそこには人によっていろいろ解釈は違います。違いますが、あそこには人によって行われた判決あるいは起訴した事実、そういうようなものを一つの理論体系にまとめて、そしてそういう考えからこの裁判が行われた、そういう事実に対して一つの歴史観として判定を下した考え方であると思います。

○東中委員 それで正しかったかどうかまだはつきりしない。東京裁判史観あるいはあなたの言う太平洋戦争史観というものからいけば、太平洋戦争あるいはいわゆる満州事変から後の中国に対する侵略戦争だつたいわゆる十五年戦争というものについては、これはもう侵略戦争であるというふうに客観的にはつきりさせていただきます。そういうことについてあなたは、太平洋戦争、そして十五年戦争、あるいは侵略戦争であつたとはつきり考えていらつしやるのですか。

○中曽根内閣総理大臣 私は、いわゆる太平洋戦争、大東亜戦争とも言うておりますが、これはやるべからざる戦争であり間違つた戦争である、そういうことを申しております。また、中国に対しては侵略の事実もあつたということも申しております。これは変わっておりません。

に言われるときには、失敗した戦争であつた、こういうふうには言われたこともあります。また、過誤を犯した戦争だ、要するに勝てはよかつたけれども負けて失敗した戦争なんだ、こういうニュアンスを持っているんです。私はずっと、拓大総長の就任のあいさつからいろいろのものを全部読ましてもらいました。そういう中でそういうことを言われたわけですが、まあ中国に対する問題については、侵略である、客観的に国際的にそういうふうな判定をされておるので、それに対してそれを受容するとこの委員会でもあなたは言われたことがありません。そういう立場は変わっていない。そうしたら、あの戦犯は当然そういう立場で裁かれているわけですね。

そうすると、靖国神社はそれを否定する、そういう立場で祭っている。宗教法人だから宗教法人の立場でやっているんですよ。その宗教法人へなぜ総理大臣わざわざ行つて——ほかにだつて戦没者を祭っているところはたくさんあるでしょう。わざわざ靖国神社へ行つて、そして私的じゃなくて、弟がいるからと、言つたら私的に行けばいいのです。公的に総理大臣として行くというのは、東京裁判に対してあなたの、世界的的にはそれは正しかったかどうかということはまだ決まらない、こういう立場が表明されているんじゃないでしょうか。これは結局そういうものの免罪だと言わざるを得ないので、どうでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 靖国神社には、二百数十万でありましたか、二百数十万に及ぶ、戦争に動員されてそして倒れた、いわゆる戦没者がおります。その方々に対して、国民の大多数、遺族の大部分というものは、総理大臣の公式参拝を強く要望しております。そこで、憲法の問題もありますから、靖国神社の問題懇談会でいろいろ御検討願ひまして、その御検討の結果を踏まえまして、また我々の法制局におきまして、最高裁の津の先例がございますね、その判例等も研究いたしまして、そして、社会通念に従つて、いわゆる宗教行為にかかわることになければこれはやつてもよろしい、そういう判定を法制局もいたしました。

津の裁判判決を見ますと、目的が宗教的意義を有し、そして結果がその宗教、その特定宗教を助長するか、ほかの宗教を抑圧するか、そういうことであつてはいかぬということに書いてあります。そういう意味におきまして、目的が宗教的意義もなく、かつほかの宗教を弾圧したり、特定宗教を助長するということがないというやり方で行えば、これは憲法違反になら

ない、しかも社会通念に従ってやればいい、そういう津の判決を踏まえまして法制局はいろいろ検討して、あのように神式や神道を離れて、そして総理大臣として戦没者追悼のために礼拝をするという行為をやったのであって、それは正しいと考えているわけでありませう。

○東中委員 私は、それを詭弁というのです。津の地鎮祭の最高裁判決は、私もよく検討しました。地鎮祭と、靖国神社という宗教施設へ行つてそこで二社二拍一礼をやつたら宗教行為になるけれども、最敬礼ならならぬのだ、こういうばかげた理屈、これはもう全くばかげた理屈だと思ひますよ。

靖国神社側はどう言っているかといえば、報道している靖国神社側の言っているところによれば、靖国神社はほかの神社と違うんだ、内務省が決めた二礼二拍一礼というふうなもの、靖国神社にはもともと適用ないんだ、最敬礼もあれば捧げ鏡もあるんだ、だからこれで立派な参拝の靖国神社方式に基づいたことなんだという。神社側がそう言っているじゃありませんか。全くのへ理屈、詭弁まで言つてなぜかういふことをやるのか。それは、さもなければどうして国に命をささげるか、こういうふうにあなたが言われたと報道されている、そういうところがあるところにある。これは軍国主義へ、あるいは新しい戦争への日本の精神的な動員をやるうとして、そういう行動だ、我々はそういうわざを得ない、そういう点で強くこれに反対をするということをお願いしたいと思います。

（略）

【六二二】第百三回国会衆議院予算委員会議録第三号（昭和60年10月30日）

（発言者）

岡田利春（委員）

房長官

中曾根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

二見伸明（委員）

茂原俊（政府委員、内閣法制局長官）

〔発言順、敬称略〕

○岡田（利）委員（略）  
そこで、靖国神社の問題、この問題をやると票が減るぞというふうな、政治家の中でもそういう話があるのでありますけれども、そういう意味じゃなくして私はちよつと聞いておきたいと思うのであります。

これはまず官房長官に聞かなければならぬのは、昭和五十五年に統一見解が出されて、憲法違反の疑いはまだ消えないという統一見解を示されて、津の地鎮祭判決が出て、その後、稲葉議員などは質問主意書で質問して、そしてまた統一見解が示されている。何回も何回もこの国会で議論されてきた内容であります。国権の最高機関は国会であるということは、これはもうお認めになるでしょう。そして、合憲か違憲かという問題について、いろいろ議論を長年の間闘わされてきた。

あなたが、別に国会の承認も受けなくて勝手に、勝手にという言葉はどうかと思ひますけれども、私的諮問機関をつくられて、これは別に答申ではないわけでしょう、そういう議論したことを参考にお届けした、こう言うべきものでしょう。それを受けて短期間のうちに、短期間のうちの中では最も官房長官は慎重であつたという話も聞いていますけれども、だけれども、その短い間でもとかく公式参拝という方向を打ち出された、いわゆる藤波談話というものを出されたのであります。藤波官房長官ほど人格者であり非常に慎重な方が、なぜ一体こういう過ちを犯したのだらうか、こう私は思ひますね。やはり、国会の今までの議論も踏まえ、政府の答弁も踏まえて、これは、公式参拝は一回で終わるものじゃないわけでしょう、やる以上は、政府の意思としては、そうであるならば、当然検討されて出さ

れた、その出された結論については国会の意見も聞くというの、当然過ぎるほど当然じゃないでしょうか。これを聞かないで、勝手に自分たちはこうだといって談話を出して公式参拝に踏み切つた。

これは、こういうことを認めておつたらどうなるのでしょうか。国権の最高機関なんというのは形骸化するばかりでしょう。国会議員として、我々は断じてそれは認めるわけにはまいらぬと思ひます。まず手続の問題です。ですから、撤回されて、そして、国会でも議論を積み重ねた上で最後は政府が、政府は政府の判断もあるでしょう、そうされること、今の国際的な環境の中から考えても賢明じゃないでしょうか。ここは、やらないと言つたら、審議しないぞと言つて座るところですよ。しかし、もう時間が遅いからそういうわけにもいかぬでしょう。いかがでしょう。

○藤波国務大臣 靖国神社の公式参拝の問題は、長い間にわたりました各方面からいろいろの御意見が寄せられてきたところでございます。先生お話しのように、国会でもいろいろな立場からいろいろの御意見が述べられてきたわけでありませう。

第一党の自由民主党は、公式参拝をするべし、合憲であるということをお決定になりまして、政府に対して強くその行動を迫つておられたという事実もございませう。

それから、全国の各都道府県や市町村の議会で、靖国神社に公式参拝を行うべきであるという決議をされまして、そしてそのことを政府に迫つてきておられたという事実もございませう。したがって、各方面からこの問題についていろいろの御意見が出たわけでございますが、慎重にやるべし、公式参拝、行うべきではないという御意見だけではなくて、行うべきであるという非常に強いたくさんの御意見も寄せられてきておつたという事実があることはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。その上に立ちまして、宮澤官房長官当時に、違憲の疑いなしとしないということで国会で御説明を申し上げてきておつた経緯もございませう。

したがって、政府といたしましては慎重の上にも慎重に時間をかけていろいろな角度から検討を進めてまいりまして、特に靖国神社公式参拝、これは参拝問題についての懇談会で約一年にわたりましたいろいろな御意見も伺つてきたところでございませう。その御意見も参考にさせていただきます。

そして政府部内でよく検討をいたしました、特に憲法との問題が従来も非常に重要な検討課題であつたわけでございますか

ら、そのことをいろいろと検討をいたしました結果、宗教色を排除するという形で、国民の皆様方の非常に多くの方々、御遺族の方々などが戦没者追悼の中心的施設と考えておられる靖国神社に赴いて、そこで一札をするという形で戦没者を追悼する、そして平和を心の底から祈願をする、二度と戦争のようなそういう経験を我々はすまい、そういう間違いを犯すまい、そういう気持ちを含めて平和を祈願する、そういう形をとるとということであるならば、従来非常に違憲の疑いなしとしないとしてきたところもクリアすることができ、こういう見解に立つに至りましたので、八月十四日に談話を発表いたしました靖国神社公式参拝を履行した、こういう経緯がございます。

各方面の御意見をよく聞いて慎重に検討させていただきました結果行いました公式参拝でございますので、ぜひ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○岡田(利)委員 結論を出す前に言われたら非常に名官房長官という声がかかるのですけれどもね。今こで言われても、とかやはりこれも結論が先にあるという感じが、そして過程を我々にずつと調査しますと、そこにいろいろな影響があって、ああいう形でまとめられた。まとめられた内容だつて、何もすきつとまとまっておるわけではないわけですか、なおさらやはり国会の意思を聞かなければいかぬでしょう。

この問題は矢山議員も質問しますから、時間もありませんのであれなんです、きょうの夕刊、お読みになったですか、官房長官。自由民主党の本部に革新駐日大使が訪れられた。二階堂副総裁がこれに対応された。その席上、新中国大使は「なかでも公式参拝問題は中国にとって極めて遺憾だ」と、公式参拝に対する不快感を表明された。これに対して二階堂副総裁は「戦犯が一般戦没者と一緒まつられていることは、私も知らなかった。しかし、中国の国民感情はよく分かる。私自身も反省している」、こう述べられておるのであります。二階堂さんがわからないことですから、随分国民の方はわからなかったんじゃないかと思うのです。十四名の戦犯の方が祭られている。私は、私の二歳上の兄が沖繩の首里の戦場で戦死をして、遺骨は空であったわけです。私が受け取りに参りました。残していったつめと髪の毛がありましたから、それを墓所に入れて懇ろに葬ったものであります。総理も同じ遺族だろうと思うのです。そういう気持ちを込めて、私は二階堂さんのきょうの、いわば革新中国大使に述べられた言葉、これは自由民主党の副総

裁の言葉でありますから。こう考えてまいりますと、きのうの答弁でも総理は、私は戦没者を追悼し、そして平和を祈願しているんだ、こう述べられておる。しかし、現実にはA級戦犯の方々が祭られている。ということになりますと、やっぱりこれはこのまま黙っておくと、結局は我が国の東京裁判史観に對しているところある、歴史が云々と言いますけれども、いざば戦争責任に對しての免罪である、このことによつて免罪が図られた、こう言われても説明がつかないと思うんですよ。

私だつて嫌ですよ。もつとも二歳違ふということ、子供のときから軍隊に行くまでの間、最も話し合ひのできる兄弟だつたわけでありまして、そういう心情からしても、この問題についてこのままにしておくのはいかなものか。もちろん我々は遺族ですから言えるわけですよ、それは外してもらいたいというところは言えるわけですよ。

同時にまた、遺族でなくとも靖国神社の崇拜者であれば、崇敬者であれば物が言えますね、そういう目的になっているのでありますから。総理は遺族ですから、当然宗教法人である靖国神社に言えるわけですよ。これは、やはり別に外してくださいたいということも言えるわけですよ。ここができるかどうか。二階堂さんはそういうお話をしたいと言っていますね、きょうの新聞の記事では。総理、いかがですか。私の今のそういう気持ちと、そして今いろいろ我が国が戦争侵略で痛手を与えた国々の反響等を考える場合に、平和国家日本として進んでいく、そのリーダーとして、この問題についてびしつと整理をされること、最も望ましいと私は思うのであります。いかがでしょうか。○中曾根内閣総理大臣 靖国神社は独立の宗教法人でありまして、独立の宗教法人に對して政府がとやかく内部干渉したいなことを言うことは適當でないと考えております。

自由民主党内部におきましていろいろ議論も起きておるようでありますから、党がいろいろなことをなさるといふことは、政府とは違ひますから、これは考えられることでもあります。

○岡田(利)委員 まあ今度の中にも、かつて靖国廟だつたわけですから、そういうけじめをつけられてはどうか。国会討論を聞いてもそうでしよう。最後の結論というのは、やっぱりだれでもお参りができる、どんな宗教の人でも、外国の人もお参りができる、そういう靖国廟のようなものをつくつたらどうか。それはいいことでないか、こうみんな言っているわけですね。それにかわるものとしては、もちろん千鳥ヶ淵墓苑がございまして、そういう点も考えられて、やはり四十年間我々は、

平和憲法のもとで日本の政治が進んでまいつたわけですから、その決断をひとつつけてほしい。

まだまだあるんですけども、時間がありませんから、ここで打ち切つてはせっかく日銀総裁来ておるのですから、もう全然話が違ひますけれども、そちらの方に質問を回したいと思ひます。まだたくさんあるのですよ、もう一時間ぐらゐ総理の政治姿勢をお聞きしたいわけです。じつと総理のそういう政治行動を見詰めている、私一人のみならず、多くの国民が今言つたような視点で、そういう視点で見詰めておるといふことをお忘れなく、今後の政治に御精進ください。

(略)

(略)

○二見委員 (略)

そのことを一言申し上げて、靖国神社の問題に入りたいと思ひますが、実はこの問題は非常に国民の情の絡む話でございます。私はできるだけこれを、国民の感情という面からではなくて、憲法の解釈としてどうなのか、私は法律の専門家じゃありませんけれども、なげなしの知恵を私に何と問うて、憲法解釈論的にできないものだろうかとか知恵を絞つたわけでございますので、そういうことでクルルに質問もし、クルルにお答えをいただきたいと思います。

実は、官房長官は、八月二十日の衆議院内閣委員会でございます。ふううに言われています。靖国神社をめぐつての先入観とか靖国に對する考え方はあるが、国のために一命を捨てて亡くなつた方々をお祭りするのが靖国神社の立場であると宗教法人靖国神社を理解している、こういう答弁であります。

ところで、靖国神社については――戦前の靖国神社です。これを二つに分けます。戦前の靖国神社に對してはどういう性格のものであつたかという、例えば一九四四年、当時のアメリカ國務長官ヨードル・ハルトと、その当時の前駐日大使の極東局長グループを中心とする戦後政策委員会では、靖国神社は国家神道そのものであり、靖国神社から国家神道特有の宗教的儀禮を除去したならば、もはや宗教の名に値しない純然たる国家主義の殿堂であり、その点では他の大多数の神社や伊勢神宮とさえ異なつた性格の施設である、こういう理解をしていたようであります。私も、靖国神社というものは、戦前の靖国神社というのは、まさに国家神道の象徴的な施設であり、しかも戦前靖国神社は日本国民の単に信教の自由のみならず思想の自由をも拘

束することを明白な目的とする国家施設として維持されてきたという認識を持っております。

帝国憲法第二十八条では、「臣民タルノ義務」というのがあり、この名において、国民の思想、信教の自由を制約ないし抑圧する宗教施設の一つとして存在していたのが戦前の靖国神社ではないかというふうに私は理解をいたしております。この点について総理としての御認識はどうでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 いいか悪いかは別として、戦争前の概念においては、神社は宗教にあらずという内務省の決定があった、それでそういう意味の政教分離をやっておったのです、神社は宗教にあらず。ところが、今言ったアメリカ側の判定で、国家神道追放、神社追放という占領政策が出てきて、そして政教分離というものが出てきた。これは歴史的事実で、その内容がいい悪いは別の話であります。それで日本の神道あるいは神社というものが果たして世界的な水準においてどの程度の宗教性を持ち、あるいはキリスト教や回教と比べてどの程度であるか。祭神というのは生きた人間が死んでそうなっている。ところが、教典もない、管長さんもない。仏教なら管長さんがいるけれど、神社の場合には管長さんがないとか、教義もないとか、清く明らけとかいう道徳律みたいなものである。だから、外人の中でもトインビーなんかは割合にそういう性格のことを言っているんじゃないですか。そういう世界的にもまたなかなか議論の多い問題で、あるものの民族的伝承といえますか、習俗といえますか、あるいは信仰といえますか、そういうようなものの中にはいろいろな複雑なものが入っていると思うのです。

それで、宗教という純粋性を持ったものが富士山の頂上だとすると、富士山のすそ野みだいにずっと世俗の中へ入ってくる、宗教だか、あるいは習俗だかわからない混交したものが出てくる。ちょうど日本では神道と仏教が混交したような時代もありましたね。そういうようなわけで、日本人というのは非常に寛容性といえますか、簡単に物を考えるところがあった、よく言われるのですが、十二月二十四日はクリスマスでやあやあジングルベルでケーキを買って帰ってキリスト教徒になっていて、三十一日の除夜の鐘を聞くとゴーンと鳴って諸行無常で仏教徒になって、翌朝五時に起きてお宮参りをやる、よくそう言われますね。こんなことは回教徒には絶対ないことですね。キリスト教徒にもない、一神教の民族には。そういう別に宗教論

をやる意思はありませんが、そういうわけで非常に難しい要素があるのです。ですから、もう少し学問的に科学的によく分析してみる必要がある。我が自民党の中では、神社は宗教にあらずという考え方をしている方や、靖国神社におけるああいう慰霊といえますか追悼といえますか、ああいう施設というものは、それは別に教義があるわけじゃない、管長さんが説教垂れるわけじゃない、ちよつと違うじゃないかという方々もおられますね。

それで、戦前においては、あれは陸海軍大臣が主宰して、そうしてたしか別格官幣中社ですか、何かそういう資格が与えられておつて、陸海軍大臣が推薦した人があそこに入るのですか、戦死した人はみんなあそこに入る。そういう形ではかへ行き場がなかった、そういう形であったという。それが戦後になって急に靖国神社というものが、生きていくためでしょう、財政がなければ生きていけないから、それで宗教法人になって、おさい銭は無税になった、そういう形で生きていく形になったのか、なという気持ちもしておるのです、宗教法人ができて。そこで、あれは宗教法人を脱却して一つの国家的創造物みたいな別の法人格にしてやつた方がよいという議論も出てきましたですね。ですから、そういう非常に日本人でもよくわからない、学問的に定義するのも難しいような世界の中で我々が今判定しておるといふことで、そこで懇談会をつくつてもらつて、宗教学者も入つてもらつていろいろ議論してもらい、それから日本の伝統的習俗とかあるいは最高裁判所の神社や神道に関する判決あるいは国民的通念というようなものを全部考えてみた結果、ああいうやり方がまず今のところ妥当であろうというのでやつた、それならば憲法に違反しない、そういうことになると思うのであります。

○二見委員 靖国神社の歴史論争をやつてもしようがないのですけれども、ただ、国家神道は宗教にあらずという議論があつたことは私も承知しております。ただ私は、当時の政府が例えば靖国神社は宗教ではないのだとまでは言い切つてなかつたやに記憶をいたしております。ただそれは真偽は別として……（中曽根内閣総理大臣「神社は宗教にあらずと……」と呼ぶ）公式にはそうも言い切れなかつたらしい。（中曽根内閣総理大臣「昔はね」と呼ぶ）ただ、それでは食わんがために宗教法人になつたんじゃないだろうかと推察するとおっしゃられたけれども、実は昭和二十年十二月四日、終戦連絡局がGHQに提出した神社問題対策をめぐる第二回の公式会談で、向こう側、アメリカ

側はパンスという大尉が出て、こちらは曾根益さんが外務省にいられて、その方の第二回会談があつて、パンスの方から、要するに靖国神社を非宗教的の普遍的な戦死者の記念碑的なものとして存続をすることについてはどうかという話がある、曾根益さんの方から、いやむしろ宗教的施設である一個の神社として存続をさせたいのが日本政府の考え方だという話があつて、宗教法人として存続させることを選んだのは、むしろ当時の日本政府だつたんじゃないかというふうに私は思います。

しかし、いづれにいたしましても宗教法人になつた。これは戦前の靖国神社と戦後の靖国神社は、その時点において性格が百八十度変わったのだと思います。靖国神社、神道が宗教であるかどうかというその議論は、宗教論は別として、性格そのものが戦前と戦後では変わったんじゃないか。もつとありていと言つて、戦没者を追悼する、戦死者を追悼するというのが戦前は靖国神社のいわば専売特許であつたのじゃないかと理解しておりますけれども、戦後は、もちろん靖国神社も一宗教法人として戦没者の追悼はやるけれども、規模の大小はあつても、それ以外の各教団、各宗派が自由に独自に靖国神社と対等の立場で戦没者の追悼が行えることになつたのではないかと。要するに、戦没者、戦死者を追悼する施設あるいは宗教団体としては靖国神社はワン・オブ・セムではないかというふうに私は現在の靖国神社の性格を、宗教法人靖国神社の立場というものを理解しておるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 ただ、戦死者というものが名簿が入つてきて、そして名前だけでもどこかに安置される、そういうようなのは靖国神社だけではないのでしょうか。しかし、自分の心の中で戦死した方々を弔うということはキリスト教でもやつておるし、創価学会でもおやりでしょうし、どこでもおやりだろうと思うのです。ただ、そういう名前が正式に個別的に入つて、そして拝むというのは靖国神社だけではないか。というのは、戦前のシステムがそういうシステムになっていて全部靖国神社に一括入れられる、そういう形になってほかに行き場がなかつたのじゃないか、そう思うからです。

○二見委員 ですから私は、規模の大小はあつてもワン・オブ・セムではないかというふうに伺つておるわけです。やはりワン・オブ・セムでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 今はそういうふうに各教団や何かで礼拝するとか追悼するということはおやりになっておるでしょうから、そういう意味においては同じようにおやりでしょうけれど

ども、しかし、普遍性を持つといえますか、戦死者が全部一応そこへおさめられるという場所は靖国神社なんです。各教団その他は自分の宗教に関係した方々を追悼するという意味では部分的ですわね。靖国神社の場合一括して全部あそこへ一応はおさめられる。そういう点で違うのじゃないでしょうかね。

○二見委員 それでは、もう一つ別の角度からお尋ねしますけれども、公式参拝について——その前に、私はワン・オブ・セムだというふうに思っております。そのことを申し上げておいた上で次の質問に進むわけですが、公式参拝について官房長官は、「国民や遺族の方々の多くが、靖国神社が戦死者追悼の中心的施設であるとし、同神社において内閣総理大臣や閣僚が戦死者の追悼を行うことを望んでいる」、二つ目の理由として、「専ら戦死者の追悼という宗教とは関係のない目的で行う」、三番目、「神道儀式によることなく、かつ、追悼の行為として世俗に行われている一般の方式により追悼の意を表するものであるから、今回の参拝の目的は宗教的意義を有せず、靖国神社に対する援助、助長の効果を有しないので「宗教的活動」には当たらないこと八月二十日御答弁されております。

この答弁の下敷きには何かがあるかというところ、いわば靖国懇の報告書があるわけでありまして。じゃ、この答弁の下敷きになった靖国懇では、こういう言い方をしているわけですね。津の地鎮祭事件に関する最高裁の判決を引用いたしまして、全文引用するわけではない、部分的に引用して、「憲法第二十条第三項の「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言い、ある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形の側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきである。」こういう答弁があり、法制局長官も、八月二十日の内閣委員会では、この答弁の趣旨を引かれて、今回の公式参拝は合憲である、こういうふうな御答弁をされたわけでありまして。

それで私はこのことについて一つの憲法解釈として問題にしたい点があるわけでありまして。例えば靖国懇では「当該行為の外形の側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し」とある。いきなりこう飛んでいる。しかし、津の判決ではそのところがどうなっているかというところ、その間に文章が入っている。まず「当該行為の外形の側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、」場所が入ってきている。「当該行為

に対する一般人の宗教的評価、」云々があつて「諸般の事情を考慮し」と、こうなっている。冒頭に場所ということが、諸般の事情を考慮する中で場所という概念が津の地鎮祭の判決には入っている。

それで、私がこの場所という概念が非常に大事だと思つているのは、今回公式参拝されたのは靖国神社であります。昭和三十九年第二回全国戦没者追悼式は靖国神社の境内で行われた。日比谷でやる予定だったのが急速靖国神社にかわつた。そのことについて三十九年七月三十一日の衆議院の社労委員会での当時の林法制局長官はどういうふうな言っているかというところ、長官が閣議の席上言ったことは、靖国神社も宗教法人で、境内を広場として使うにしても、やはり多少紛らわしい点がないわけではない、したがって、厳に宗教的行事、活動と切り離してほしい、また、靖国神社に何らかの特権を与えたことにならぬようにとの条件を申し、閣議でも了解されている、こう答弁している。

しかも、ではそのときはどういうふうな言われたかというところ、林さんは「法律夜話」の中でこう言われている。「そこで、今回の式では、あくまで、単に式を挙げる場所として、靖国神社の境内を借りるという建前がとられ、式の行事が無宗教で行われることはもちろん、神社を式の有機的部分として参加させるというようなことは厳格に避けられているし、また、式を挙げる場所も神社の境内としては最も宗教的雰囲気から遠いと考えられるところ（一の鳥居と大村益次郎の銅像の間）を選び、しかも、式場と神社の社殿などとの間は、まん幕などで仕切りをつけるというような措置がとられている、こう述べている。相当厳重にやられたわけでありまして。これほど神経を使つても、やはり当時は議論があつた。

ところが、今回の合憲論は、合憲論だというけれども、ここまでの配慮はしてない。場所は靖国神社のど真中そのもの。当時は靖国神社を「式の有機的部分として参加させる」というようなことは厳格に避けられている」というわけだ。今度は、「厳格に避けられている」どころか、「有機的部分」どころか、大部分なんです。これはやはり憲法解釈としては当時の方ががちりとしており、今度の憲法解釈は私は誤りだというふうに思っています。この点はいかがですか。

○茂串政府委員 お答え申し上げます。

先ほど御引用になりました昭和五十二年の津地鎮祭判決の御指摘の部分でございますが、そこには御指摘のとおり、「ある

行為が右にいう——「右にいう」というのは、憲法第二十条三項で禁止されている宗教的活動でございますが、「右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあつては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則つたものであるかどうか、当該行為の外形の側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならぬ。」というふうな判示されておるわけでございます。御指摘のとおり、「当該行為の行われる場所」というのがいわゆる「諸般の事情」の中の一つの考慮要素として挙げられておるわけでございます。

それからまた、三十九年に林元長官が、先ほど御指摘のような答弁をされたこともそのとおりでございます。

ただ、今回は、先ほど御指摘になりました津の地鎮祭判決、これを私どもはいわゆる目的効果論と申しましたが、この津の地鎮祭判決で判示されておりますところのいわゆる目的効果論、今申し上げたように、目的と効果において「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進」等になるような行為をいうものとするという定義づけがございます。この定義づけに当たるといふこと、これを厳密な態度でいろいろと検討をしたわけでございます。もちろん、先ほど御指摘のありましたいわゆる靖国懇の報告書も参考にいたしました。その上で、従来いろいろ我々の方で内々検討しておつたところとそれを加えまして、そうして今回のような結論を得たわけでございます。

したがって、今回のいわゆる公式参拝の方式でございますが、これについては、前々から申し上げておりますように、いろいろと配慮とまた検討を加えた結果でございます。もちろん、先ほど言われたように、場所は宗教的な施設の中でございますから、その意味では宗教とかかわり合いのある行為であることは否定できないわけでございますけれども、第一に、先ほど官房長官も御指摘なさつたと思つていますが、国民や遺族の多くが、靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとして、同神社において総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえまして、そして専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的であるということをお認め公にしま

して、その上で、方式としては神道儀式によることなく、かつ追悼の行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表するといふ形をとりますれば、先ほど申し上げました津の地鎮祭判決で言うところの目的効果論に当てはめれば、これは宗教的活動に当たらない、したがって憲法上は合憲であるという判断をしたわけでございます。

したがって、林長官がお答えになりました点との関係でございませぬけれども、林長官のお答えは、当時としてまいたる御判断の上で判断をされ、そして発言されたことだと思えますけれども、今回はあくまでも、この津地鎮祭判決の目的効果論に当てはめた上で、合憲の判断を下した次第でございます。

○二見委員 この判決だつて、「当該行為の行われる場所」というのが筆頭に挙げられておるのだ。それをそんないいかげんなことを言つて、冗談ではない。それは判決の悪用としか言いようがない。三十九年はそこまで配慮した。それでもなおかつ議論があつた。今度は、当該行為の場所そのものでもないか。それを法制局長官が、靖国懇の報告書と同じことでもつて合憲だと言ふのは、納得はできない。こんな遅くなければ、これで質問はストップなんです。ここでとめるわけにはいかないから、もう少し先へ行つてからこの問題は決める。それはしようがない。

それでは、あなたはいいですか。国民や遺族の多くが、靖国神社を戦没者追悼の中心的施設であるとし、参拝を望んでいる。それでは何うけれども、これはむしろ政府にお伺いした方がいのかと思ふけれども、靖国神社が日本における要するに中心的な施設だという判断を下したのかどうか。遺族がそう思うことは、これは自由です。国民がいろいろ思うことは、それは自由です。政府がそういうふうな判断をしたのかどうか。国民がいろいろの人が思つておるというふうな思ふのはいいですよ。政府として、一宗教法人靖国神社は、戦没者を追悼する日本の国の中心的な施設だという判断をしているのかどうか、この点はどうですか。

○藤波国務大臣 簡潔にお答えをいたしますが、政府は、靖国神社は戦没者追悼の中心的施設だと考えたわけではありませぬ。遺族の方々であるとか国民の多数の方々であるとか、それから先ほども申し上げましたが、都道府県や市町村の議会で靖国神社公式参拝を決議してこられた、そういった方々は、やはり靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとお考えになつて、そ

の上に立つてそういう決議をしておられるということを申し上げておるわけでございます。

○二見委員 要するに、政府としては中心的施設だという判断はしていません。

それでは、もう一点伺います。要するに「宗教に対する援助」という言葉が出てきますね。これは法制局長官の方も申しませぬけれども……（もう聞かぬでいい）と呼ぶ者あり）これは法律解釈だから聞かざるを得ないと思ふのです。これは精神的な援助も含むのかどうか、この点はどうか。

○茂串政府委員 精神的な援助という意味がどういう意味かというのちよつとわかりかねるのでございませぬけれども、もちろん靖国神社あるいは神道、あるいはまた他の宗教施設でもよろしうございませぬが、そういうものに対して一般的な援助と申しますか、単なる物的な援助に限らず、そういった神道あるいは宗教を、一般の人から見ても大いにこれから信仰しようとかあるいはこれに対して帰依しようとかいったような気持ちを起こすのも、これも援助の一つであらうかと思ひます。

○二見委員 物的な援助ができないということとは、憲法の規定からこれは明らかであります。問題は、政府の何らかの行為が他の宗教団体との関係で特定の宗教団体、この場合は靖国神社を問題にしておりますから、靖国神社に特定の権威を事実上認めるような結果になると、これは憲法違反の疑いが出てくるんじゃないですか。公式参拝というのは、供花料と玉ぐし料の問題もあるから、それは別にして、それはなかつたとしても、靖国神社が事実上戦没者追悼の中心的施設であるという認識を国民に与える効果が出てくるんじゃないでしょうか。これは、まさに宗教に対する物的以外の援助であるという解釈に私は当たつておるのか、どうですか。

○茂串政府委員 これは靖国懇の報告書にもいろいろと述べられておりますが、追悼というのは、これはいわゆる非宗教的な行為でございませぬ、したがって、その追悼という非宗教的な行為に関する中心的な施設であるというふうな実体も備えておるのが靖国神社でございませぬ。そういうふうな考え方を、国民の多くが考えておるわけでございます。そういう意味で、宗教施設という面に着目するのではなくて、追悼の中心的施設という面に着目して、そうして政府がそこへ行つて追悼するわけでございますから、靖国神社の宗教性に着目しないという意味では、これは宗教に対する援助あるいは靖国神社に対する援助、助長的な効果はないというふうな考えられます。

○二見委員 おかしいんじゃない、それは。中心的施設であるとなんたは認めたくせぬ。追悼の中心的施設だと認めたくはないか。

しかも、私はもう一度さつきの当該行為の場所と今の答弁とを関連させて考えてみたいのです。三十九年当時は、靖国神社の境内でやることに對しても十二分に配慮し過ぎた、今のこの立場から考えればです。それでも議論があつた。今度は靖国神社が、有機的の一部分ではなくて、靖国神社そのものが舞台になつておる。そうでしょう、鳥居の向こうの方でやつたわけじゃないでしょう。あの舞台そのものでやつたわけでしょう。しかもそれが私的参拝ではなくて公的参拝である。こうなれば、これは宗教に対する援助、物的な援助ではないかもしれないが、これはまさに宗教法人靖国神社のプレステージを高めるための行為だとして私は考えられないし、結果として靖国神社が中心的な施設であると政府が認めたことになる。そうとしか言いようがない。したがって、これは憲法違反だと言わざるを得ないのです。ところが、あなたの答弁は、そういう肝心なところは一切答弁しない。これでこの問題、先に進めようのですか。これで質疑をさらに続行しようわけですか。

○中曽根内閣総理大臣 最高裁の判決というのは非常に重要でありまして、やはり最高裁の判決というものを中心に我々は物を判定すべきである。林長官の三十九年以後に今の津の判決は出ているわけですから、津の判決というものを中心に解釈しているものは確定しておる、それをどう解釈するかという問題である、そういうふうな考えていただきたい。

それから、追悼ということは宗教行為に当たらない。だから、総理大臣が追悼のみを目的にして、そういういわゆる宗教性を払拭した形でやつて、国民が、ああ総理大臣が追悼したなど考へることは、それは宗教的なことにかかわつてないと私は思うのであります。そういう意味に解釈していただきたいと思ひます。

○二見委員 総理、津の判決は三十九年以後だとおっしゃる、そのとおりです。ただ、その津の判決で、当該行為の場所といふことを筆頭に挙げておるのです。それは林長官も、この判決が出る以前から、場所というものは重要なものだなという認識があるから、三十九年のそういう答弁があり、政府側としても配慮があつたんだと私は思ふのです。（中曽根内閣総理大臣「目的効果論も新しく出てきた」と呼ぶ）この判決の、当該行為の場所といふ文言は、あだおろそかにできる文言ではないと私



と、この宗教法人の靖国神社のまさにその祭典に参加するという形になるわけでございますから、それはいろいろ問題があるかと思ひます。そういう儀式のつとらなないで、その時期に靖国神社に赴いて、戦没者を追悼し平和を祈願する一札をするという行為をとるといふことは、憲法に抵触しない、このような解釈を持つておる次第でございます。

○二見委員 わざわざ例大祭という時期を選ばなくたっていいのだ。改めてそのことについては長官の答弁はおかしいと申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一点、ちよつとこれは法律解釈と違ふので、これは、私はやはり一つの民主主義、これがもし事実とするならば民主政治の土台を崩すものだなと思ふので申し上げたいと思ふのです。

実はこれは十月十日の朝日新聞の囲み物でございますけれども、「中曽根首相は最近のある夜の会合で、この夏の靖国神社への公式参拝問題をあらまし次のように説明したという。『靖国では、世論調査の支持が上がった。中国の学生デモは、反中曽根というより、実は反トウ小平なんだ。公明党や社会党の訪中団も中国の反発をおつたのじゃないか』。私は、政党政治ですから、お互いにその政策を批判し、その路線を批判し合うことは民主主義の活性化のためいいことだと思つていい。しかし、事実無根のことをやれば、これはデマゴギーだ。デマゴギーが民主主義の土台をいかに崩すものであるかということ、総理はマキャベリを一晚夏休みにお読みになつたというから、デマゴギーの恐ろしさを御存じだと思ふ。公明党は中国へ行つて、国内では中曽根さんと対決もし批判もするけれども、中国でもつて自分の国の政府を売るような罵倒するようなことは、これっぽつちも言わない。中曽根さんの言葉をかりれば、我々は健全なる民族主義者なんだ。このとき行つた訪中団のキャツプは竹入委員長だ。竹入委員長というのは頭のてつぺんから足のつま先まで、どこを切つても日本人の血が出てくるのだ。言ひもしないことを言つたように言われたのじゃ、これはまさに公党の名譽にかかわることだ。

もちろん総理は、私はそんなことを言つた覚えはないと御答弁なさると思ふ。きのうも市川質問に対して、金丸幹事長とのやりとりにしても、私はそんなことを言つたことはないと言われたから、否定されるだらうと思ふ。しかし、読んだ読者に対しては、公明党や社会党というのはそんなけちな政党なのかという印象を与えたらう。またしかも、民放でもつて、テレビ

でもつて、この発言を利用して、私は直接聞いたわけじゃないんだけれども、こういう対談が行われた。公明党は中国へ行つて靖国神社の問題でさんざつばらあおつてきたらしいというよくなことがあつたと言われている。私は聞いてなかつた。私のうちへも何本も電話が入つた。宿舎にも電話が入つてきた。こんなことを公明党はやつていいのか。これは黙つて見過ごすことができない。これに対して私は総理の御見解を承りたいと同時に、もし何らかの背景があるならば、我が党の名譽のために何らかの処置を講じてもらいたいと思ふのです。

○中曽根内閣総理大臣 私はそういうことを言つた覚えはありません。

○二見委員 それでは新聞の記事の方が間違つてゐるのかということになる。これは正直言つて水かけ論だ。水かけ論をここでもつて何時間も議論するわけにはいかない。私は改めて総理に、お互いに議会人として政党人として、デマゴギーでもつて政党のイメージをダウンさせるようなことがあつてはいけないということ、総理が本気にお考えになるならば、総理は言わないとおつしやるんだから、私は現場を見てゐるわけではない、聞いてゐるわけではないんだから、総理の方で大変御足労なことかもしれないけれども、実はいろいろな会合があつて、いろいろな議論、いろいろな話があつた、しかし、そのことについては何も言つてないのだ、明らかにその新聞の記事が誤りだということ、後日でいいから明らかにしていただきたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 私はそういうことを言つたことはない、そういう覚えはないと今申し上げてゐるので、国会で言つてゐることが一番正しいことです。

○二見委員 私は、くどいようですけれども、民主主義にとつて、民主政治にとつて、デマゴギーというのはもうとんでもない、土台を崩すものだということを私は身にしみております。と同時に、この靖国神社問題をきよの質疑で打ち切る、この問題の締めくくりとして、あえてもう一つ総理に申し上げたいと思ひます。

先ほど憲法問題について疑義があると言つた。憲法を権力者が勝手に自分に都合のよいようにねじ曲げていくというのは全体主義国家で見られる現象であつて、これは厳に慎まなければいけない、権力の恣意的な憲法判断を許さないというのが民主主義の出発点だと思ひます。ということになる、私は、今度は社会通念という言葉を使い、津の判決の、最

高裁の判決のつまみ食い引用をして、何とか公式参拝を合憲にしようとする態度はまさに、権力の恣意的な憲法判断を許さないという民主主義の出発点、この原点からはもとの行為ではないかということ、あえて申し上げておきたいと思ひます。そのことを申し上げて、靖国神社の問題については、数々の御答弁は一から十まで不満だということだけを申し上げて、この問題についてはきよはこの程度にしておきたいと思ひます。

(略)

(発言者)

矢山有作 (委員)

藤波孝生 (国務大臣(内閣官房長官))

竹下登 (国務大臣。大蔵大臣)

中曾根康弘 (国務大臣。内閣総理大臣)

茂串俊 (政府委員。内閣法制局長官)

古屋亨 (国務大臣(国家公安委員会委員長))

天野光晴 (委員長)

井上一成 (委員)

〔発言順。敬称略〕

○矢山委員 この予算委員会での靖国神社の公式参拝をめぐる議論を聞いておりました、二、三指摘したい問題がありますので、まずそれに触れさせていきたいと思います。

藤波官房長官、あなた、自分でつくられた懇談会ですから、懇談会から出された報告書というのは熟読玩味しておられるはずだと思います。あなたの公式参拝をやったときの談話によると、参拝形式を宗教色を抜くように変えたとか、あるいは玉ぐし料を公費で支出しなかった、だから公式参拝、いわゆる憲法違反のおそれはないんだということを言っておられますね。ところが懇談会の報告書を見ると、玉ぐし料を公費で支出するとか、参拝形式はどういう参拝形式をとられるかは問題になってないんですね。要するに公的資格で参拝すれば公式参拝だ、こう言っているわけです。この点は一つ私は問題があるんじゃないかと思えます。将来この懇談会報告書を踏まえて玉ぐし料を公費で支出する、こういうことになるかもしれない、このおそれもあります。

それからもう一つの問題は、これは総理の御答弁なんです、戦没者の追悼に行ったんだ、だからこれは憲法違反にはならぬ、簡単に言うところ論法だと思ふのです。ところが戦没者の追悼、追悼というのは確かに非宗教的な観念、概念だと言われている。ところが、そういう戦没者に対する追悼だと言われている。

かれても、その施設が純然たる宗教施設だ、こうなると、一般的に社会通念で客観的に考えた場合には、これは、ああ宗教的な意味を濃厚に持つておると考えるのが当たり前だ、私はそう思う。

それからもう一つは、戦没者への追悼だということで、A級戦犯が合祀されておる問題についてはどうも積極的なお答えがない。私は、戦没者の追悼だと言われても、A級戦犯が合祀されておるところに追悼だと言われたら、A級戦犯にも客観的に社会通念から見れば、A級戦犯者にも追悼の念をさげた、こういうふうになるのが当たり前、こういうふうに思うのです。

それからもう一点、これは中国などが東条英機元首相らA級戦犯の同神社の合祀に強く反発している、こういうことから、自民党は東条元首相らの合祀について同神社に善処を求めるところで公式参拝を維持していくことの検討を始めた、まあこういうふうな報道されております。

ところで問題は、善処を求めるといふのは恐らく靖国神社にA級戦犯の合祀を何とかやめてくれぬかという、あからさまに言うところいうことでも頼もうと思つていふんじゃないかと思つておられる。自民党というものは政権政党、議会制のもとにおいて政権政党ですから、こういうことになってくると、信教の自由に対する侵害が陰湿になっていく。これは大変な問題です。もしおっしゃりたいことがあれば承りたいと思つておられます。

○藤波国務大臣 御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、靖国懇の報告書の問題でございますが、私は何回も申し上げてきておりますように、一年にわたつて靖国懇でいろいろ各方面から議論をしていただきまして、報告書そのものには、こういう意見もあつた、こういう意見もあつたというふうな書き方も当然あります。そういう中で、十分靖国懇の報告書を参考にして、そして、いろいろな角度から政府が検討をいたしました結果、今回の八月十五日の公式参拝の方式を決定をした、そういう形で公式参拝をした、こういうことになっておるといふ経緯をぜひ御理解をいただきたいと思つておられます。報告書がありましたので、それを受けて全部そのとおりやつた、こういう意味ではありません。それを参考にして検討した、あくまでも政府の責任において検討したつもりでございます。

それから、二番目に、やはり靖国神社が宗教法人の施設であり、そこは、行くこと自体が宗教とかかわりが起るのでは

ないかというお話につきましては、国民の多く及び御遺族の大部分の方々が、靖国神社を戦没者追悼の中心的な施設とお考えになっておられる、そういう靖国神社に向いてぜひ戦没者を追悼してもらいたい、こういう強い要望を受けて、靖国神社に赴いて、宗教色を排除して、そして一礼をするという形をとつて、戦没者を追悼し、平和を祈願する、二度と戦いを起こさない、そういう誓いを新たにす、そういう目的で行つたものであるということもぜひ御理解をいただきたいと思つておられます。

三つ目に、A級戦犯にかかわる問題でございますが、そういう国民の要望に基づいて、靖国神社に向きまして、靖国神社で一礼をするということによりまして、戦没者を追悼し、平和を祈願するということを行つたわけでございますが、それは一人一人だれを追悼するという形をとつておられる、戦没者一般ということを頭に置いて追悼するという形をとつておられる、靖国神社にだれがお祭りされているかという形を一つ一つ吟味して検討してという上のもではない。したがって、だれを追悼するかということとは、戦没者一般を対象にして追悼したものである、こういうふうには私どもは理解をいたしておるところでございます。

それから、最後にお話のございました、宗教法人靖国神社が決定をいたしております合祀された方々について、具体的には今A級戦犯の方々を対象にお話しになりましたが、そのことについていろいろ政治、行政の側から触れることは憲法との関係でいかがかというお話につきましては、宗教法人の活動について、政治の側から物を言うということはよほど気をつけていかなければならぬことだということはお話しておられます。これは、どういう方を合祀するかということは、宗教法人靖国神社が決定するということでございますから、そういう意味では、まさにそのことをどうするかというのは宗教法人靖国神社自体がどういうふうにかかってくるかという問題であらうかと思つておられます。ただ、靖国神社を崇敬しておられる方々とか、あるいは自由民主党の議員の方々とかというのは、いろいろな機会にいろいろなお話し合いの機会はあるところであつたわけでございますから、そういう意味では、いろいろなところでそういう話題があるのかなというふうな思つておられますが、政府の側から、宗教法人靖国神社に対しては、合祀されておる中身についてとかやかく言うという気持ちは持つておりません。そのことは、憲法との関係で非常に気をつけなければならぬ、先生御指摘の

とおりだ、こういうふうと考えておるところでございます。  
 ○矢山委員 この議論はぜひもつと詰めたのですが、これやっておると時間を食われますから、もう一言だけ言っておきます。

懇談会報告書というのが、政府が今回の公式参拝を合憲とする判断をした重要なよりどころになっておるわけでありまして。その懇談会報告書には、公式参拝といえは公的資格で参拝することだけ、あとの問題は関係ない、どういう参拝方式をとろうと、玉ぐし料を公費で支出しようとか関係ないんだと言っておりますから、私は、将来、今度の公式参拝が突破口になって玉ぐし料も公費で出す、そういうことになる、そういうおそれを多分に感ずるからあらかじめ指摘したわけです。

それから、私が申し上げたことの方が、いわゆる戦没者の追悼の問題にしても、戦犯合祀に対する追悼の問題にしても、社会通念に基づいて客観的に判断した結論だろうと私は思う。あなたの考え方の方がどうかしておる、これだけ申し上げておきます。

それから、私は、今度の戦犯合祀をどうするかという問題で、新聞に報せられておるような動きがあるということは、これは下手をすれば、繰り返すようになりますが、陰湿な形の信教の自由の妨害が進みますよということに重ねて申し上げておきます。

そこで、私は大蔵大臣にお伺いしたいのですが、大蔵大臣は八月十五日の午前と午後と二回にわたって靖国神社に御参拝になりました。私はあなた、忙しいのにもかかわらず二度もお参りになるといふ、宗教心というのか、それにほとほと感服をしたわけでありまして、午前と午後の参拝はおのどのよう形でどういう資格で参拝をされたのでしょうか。

○竹下国務大臣 朝は、靖国神社へみんなで参る会というのの私は会長をいたしております、今は奥野先生が会長でございますが、会長をしております当時から、非常に抵抗なく素直にお参りするのはみんなの会というのがあった方がいいじゃないかとかねて考えておりました、それを実行いたしました（矢山委員「私人ですか」と呼ぶ）私人ということになるのでございませう。午後の場合は、当日の閣議で官房長官からお話を聞きまして、そのとおりに武道館の帰りに参りましたということでございます。

○矢山委員 そこで、私はこれは重大な問題があるなと思つた

のです。官房長官はわざわざ談話で、憲法二十条の信教の自由とも関係があるので、各閣僚に対して参拝を義務づけるものじやありません、こう言っているわけですね。参拝は制度化しないんだ、こう言っているのです。ところが、大蔵大臣の行動に見られるように、一たん公式参拝に踏み切つてしまつと、これは幾ら義務づけないとか制度化しない、強制しないと云つても、実質的には強制されておる形になるのですよ。見ておつてごらん下さい、大蔵大臣ですら午前中この忙しいのに私人として参拝しているのでしょうか、また午後、公人として公的資格で参拝をやるんだ。これから国家公務員も地方公務員も、公式参拝を総理がやつたんだと、我も我も公式参拝、公式参拝、こうなつちやうんですよ、これは。いわゆる実質的に強制になるんですよ。どうなんですか。

○藤波国務大臣 かねてから宮澤官房長官が国会でお話を申し上げてきておる統一見解がございまして。それを踏まえてずつといろいろ検討してまいりまして、そして今度の形で公式参拝をするということは違憲にならないという見解をとるに至つたというのを御説明申し上げ、しかし、これはあくまでも閣僚一人一人のお考え、判断の問題であるというのを何回も詳しく御説明を申し上げて、それに基づいて閣僚がそういう行動をとられたということだけは念のために申し上げておきたいと思つた。

○矢山委員 今官房長官がおっしゃるように、もう御丁寧に御丁寧、強制じゃない、義務じゃないとおっしゃつた。それでも大蔵大臣はやはり、皆さんがお参りになる、総理も公式参拝をされるのだからおれもちよつと行かぬとぐあい悪いだろうなと行つたわけだ。ニューリーダーと言われておる竹下大蔵大臣ですらそうなんです。まして一般の国家公務員、地方公務員、我も我もと公式参拝をするようになる、つまり強制になる、そのことを申し上げておるのであります。私は、厳にこの問題については反省を求めたいと思つた。

そこで、これから私が申し上げるのは極めて憲法的な議論になるのです。したがつて、一つ一つ、問題を出して議論をしないといけません。残念ながら私の時間は一時間しかない。そこで、私は今までの公式参拝をめぐる会議録をずつと一応目を通させていただきました。その上に立つて申し上げますので、よくお聞きをいただきました。そのことをまず申し上げておきます。お願いしたいと思います。そのことをまず申し上げておきます。

六十一年の八月十四日の「内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について」の藤波官房長官談話によりまして、今回公式参拝を合憲として実行したのは閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告書を参考にしたと言つておられるわけでありまして。すなわち、公式参拝に関する従来の、先ほど話に出ました政府統一見解を変更したのは靖国懇の報告書によるといふのであります。ところが、政府統一見解を靖国懇の報告書に基づいて変更するということは、私は議会制民主主義の否定につながるということで絶対に容認できません。

そこで、まずこのことからただしてまいりたいと思つた。懇談会の法的位置づけ、これについて「懇談会等行政運営上の会合の開催について」というのが、行政管理第一九号、三十六年四月十二日、行管庁行管局長発という文書が出ております。これによりまして、「懇談会等は個々の個人の意見を聞くのみが国会における政府答弁の要旨である。」こうあります。また、「審議会と懇談会との差異について」、これは行管庁行管局の三十八年三月十八日の文書であります。これには「いわゆる懇談会にあつては、会議機関としての意思が表明されることなく、出席者の意見が表明されるにとどまるところを表明いたします。したがつて、懇談会は、出席者の意見の表明又は意見の交換の場であるにすぎないのであります。」と言つております。

国会におきましても、このことは論議の中でたびたび政府の言明で明らかになっておるわけでありまして。申し上げますと、五十九年の四月十日、参議院の予算委員会におきまして藤田総務長官の発言で、国家行政組織法第八条の法律で定めるところにより置かれる審議会と懇談会等私的諮問機関の相違については、政府は、審議会については審議会を構成する個々の意見とは別の合議機関そのものの意思が答申等として公の権威を持つて表明されるが、懇談会等行政運営上の会合にあつては、合議機関としての意思が公の権威を持つて表明されるものではなく、単なる行政運営上の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであり、したがつて、懇談会等の運用に当たつては、各省庁はこの点を今後とも十分留意する必要がある、特に聴取しました意見を合議機関の意思決定と紛らわしい形で取りまとめること等のないよう留意すべきものであるとおっしゃつております。明確に懇談会の位置づけをしておられる。このことはその委員会におられた藤波官房長官も中曾根総理も首肯しております。

また、五十九年三月十五日の参議院の予算委員会において、これは門田政府委員ですか、この方は、「私的諮問機関、懇談会のたぐい」というのは、個々人の有識者の御意見を行政運営上の参考に供するために便宜上一堂に会していただいで会議という形で御意見を伺うという性格のもの」であると述べております。

また、藤波官房長官も五十九年五月八日、参議院内閣委員会で、懇談会は、「懇談会の中に何人かの方に来ていただいで一人一人の御意見を述べてもらうこそういうような勉強の場である。ここが大切なんですよ。」「そこで方向づけをしていく、あるいは方向づけをするのに利用をするというような意味ではない」とおっしゃっておるわけでありませぬ。

ところが、靖国懇はその言われておるその自分の職分を越えて、僭越な話であります。靖国神社への公式参拝を合憲とする意見の一致を見られなかつたのにもかかわらず、強い違憲論が展開されておつたのにもかわらず、それらを無視して、「公式参拝を実施する方途を検討すべきである」、あるいは「公式参拝について適切な措置を取らねば」というように、結論をあたかも機関の意思のようにして報告をしておるわけになります。明らかに懇談会の域を越えておる。これは私は違法な報告書だと思ふ。だから、これをもちとして従来の政府統一見解を変更するということはまさに違法と言わなければなりません。絶対に承服できない。もし御意見があれば承りたいと思ひます。

○藤波国務大臣 八条機関といわゆる私的諮問機関、懇談会との差につきましては、今御指摘がありましたとおりでございます。政府といたしましては、そのような考え方に立ちましまして、両者の区別をよく心得て従来も運営をいたしてまいりました。これからもうそういう考え方で進んでまいりたいと思つておるところでございます。

問題は、約一年にわたりまして懇談会が会合を重ねられてまいりましたその都度、できる限り私どもも出席をいたしまして、そして個々の委員の方々の御意見をよく聞いて勉強する、こういう努力をいたしてまいりました。しかも、その上に立ちましまして、報告書には幾つかのところで併記されておる部分がございます。それらも全部よく検討させていただきまして、八月十四日に発表いたしました官房長官談話に書いてありますように、「このたび、「閣僚の靖国神社参拝問題」に関する懇談会」の報告書を参考として、慎重に検討した結果こういうふうを書いてお

りますように、あくまでも懇談会の一年間の勉強を参考にいたしまして、その報告書を参考にした上で政府として慎重に検討して態度を決めた、こういう形になっておる次第でございます。どうか御理解をいただきますようお願いをいたします。

○矢山委員 懇談会の報告書を参考にして政府の判断で決めたというのがこれまで何遍も繰り返されてきたことなんです。ところが、政府統一見解というものは内閣法制局で検討に検討を重ねて出てきたものだ。それを私的諮問機関、しかも私的諮問機関が再々にわたつて言われておるその職分を越えて出してきた報告書、それを参考にして何で政府の統一見解を変えなければならぬのですか。それが問題だと私は言うのです。まさに議会制民主主義の否定なんです。

そこで、この問題についてそれぞれ政府の方で釈明をされております。一問一答をやりたいたいのですが、どういう釈明をされておるかということをお聞きしたいのですが、どうも私に反論したい。

委員の意思によつて書かれたものだ、こういうふうな御答弁があります。これはたしか総理だつたと思ふ。ところが、出席者の意見の表明、意見の交換の場にすぎない、だから委員の意思によつて報告書が書かれたとしても、懇談会といふのは個々の意見を述べるだけでその意見をまとめるものじゃありません。そういうことをしていただくのは僭越ですとなぜおっしゃらぬのです。これが一つです。

それから、もう一つ、後藤田総務長官は、個々の意見の集約である、機関意思の決定ではない、だからあの問題について違つた意見もあるわけだから違つた意見もちゃんと出ておる、こう言う。ところが、こういう意見もあつたと記述をされておつても、その上に立つて「靖国神社公式参拝について適切な措置を取らねば」という形でおる。明らかに個人個人が述べた意見と違つたものを機関の報告書に盛り込んでおる。つまり機関の意思決定という形で盛り込んでおる。そんな言い扱ひは、これは悪い言葉ですが、三百代言の宣言い扱ひと申す。これは通用しない。これを申し上げておきます。

それからもう一つ、これはたしか総理の発言がな。まとまつた意見があればまとまつた意見としていただく、少数意見がある場合には、もちろん少数意見を添付していただく、そういう形で、会議体で初めからこういう合意をつくらうという目的でやつていったのではない、こうおっしゃる。懇談会で何がまとまつたんですか、意見が。懇談会でまとまつたというのはこれだけだと聞いておりますよ。「戦没者に対し追悼の念を表すこ

とは、国民多数の感情にも合致し、遺族の心情にも沿うもの」である。国民としては当然の所為だ。これだけは、私の聞くところ、委員の皆さんの意見の一致しているところですね。

ところが、政府統一見解を変えて靖国神社公式参拝を合憲とするかどうかというのは、この点については意見が完全に対立しておる。それを、吉見の対立、一番肝心なところの意見の対立をこつちの方へ置いておいて、参拝をすることを検討されたのか、そんな結論めいたことを導き出すかどうでもない話です。これは、最後に申し上げたのは総理の御答弁なんだから、総理から御見解を聞きたい。

○中曾根内閣総理大臣 私的研究会あるいは懇談会というものの性格は、私が申し上げましたように、個々の委員の皆さんが自由に御議論なすつて、まとまつたものがあればまとまつたもの、まとまらないものがあればまとまらないもの、そういう個々の意見を我々が徴してそれを参考にさしていただく、そういう型のものとお見受けしております。

靖国懇につきましても、同じようにいろいろなきまざまな意見があつたように聞いておりますが、最終的にいろいろ懇談を合ひまして、まあこの辺でいさうかという点で合意のできた部分もある、あるいはできない部分もあつたかもしれませぬ。しかし、それらはそういうふうに表明されているのではないかと私は思うのでございます。

○矢山委員 これは中曾根総理が何ぼ強弁されても、みんなが冷静に聞いて判断をしておられれば、これは懇談会の乱用だ、懇談会が機関意思のごときものを報告書に載せるといふのは間違いだ、懇談会の間違いだ、それは法的な懇談会の位置を外れておるんだとだれだつて解釈するのですよ。それを権力によつてねじ曲げた解釈をして、自分の都合のいいような結論を導き出そうなんというのとはんでもない話なんだ。

それで私は総理にもう一つ聞きたい。公式参拝について、政府統一見解に疑問を持ったのでしよう、あなたは。疑問を持ったから、懇談会をつくらうこの問題について議論してくれと言つたのでしよう。政府統一見解、これは内閣法制局で慎重に慎重に検討して出したんだ。その統一見解になおあなたが疑問を持つというなら、なぜあなたは内閣法制局にもう一遍再検討しろと言わなんでしょうか。当たり前の話でしよう。どうしてなんですか。

例えばこうありますよ。内閣法制局の所掌事務は「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べ

ること。」とある。あなたが主任の大臣です。あなたが内閣法制局を所管する主任の大臣なんだ。なぜあなたは内閣法制局に再検討を命じないのでか。なぜ懇談会のようなものに移すのですか。ということは、どうせ内閣法制局に持つていったところで、自分が考えておるような公式参拝を合憲とするような判断、これは出つこない、これはとてもだめだ。そこで自分の気に入った連中を集めて、そして懇談会をつくつて、そこで一定の方向を出させて、その懇談会を圧力にして法制局を抑え込む、そして法制局の見解をねじ曲げさせる、こういうことじやありませんか。

○中曽根内閣総理大臣 そういふ事実はありません。

まず遺族の皆様や大勢の皆様方から公式参拝をしてほしい、そういう強い要望が絶えず、私就任以来受けておりました。官房長官が御説明申し上げましたが、地方議会において決議したところがございます。それから自由民主党におきまして、これも総務会を経まして、やはり公式参拝は合憲であるということが決定されて、官房長官のところまでその申し入れがあったわけでありませう。

与党がそういうふうに入力をしてきましたから、それと我々の方も、果たして疑義ありやどうか、もう一回よく検討しよう、そういうことで、そのころの段階から法制局に私が言いまして、もう一回よく検討してみよう、今までのやり方あるいは新しいやり方で、新しいやり方があり得るかどうか、そういう点も検討する必要がある、そういうことで検討は依頼しておつたんです。そして今度は懇談会をつくる、そういう順序になつておることを明らかにしたいと思います。

○矢山委員 法制局に検討を依頼してやらせておるのに、何で懇談会を別につくるのですか。まさに矛盾じゃありませんか。法制局の検討の結果の出ることを待つべきですよ。何で懇談会をつくるのですか。そこがあなたの、言っているけれども、自分で矛盾を感じませんか、そんな御答弁なさつて。

○中曽根内閣総理大臣 社会通念が那邊にありや、そういうようなことは、いろいろ論議を見まして、判定する一つの資料にはなると思つております。

○矢山委員 社会通念社会通念とおっしゃるなら、あなたがおっしゃつたように、地方議会の議決が何だかんだ、今挙げられた、そういうもの一切の資料をそろえて内閣法制局に持つていって、あくまでも内閣法制局で、こういう状況になつておる、検討してみても、こう言えはいい。何も懇談会をつくらなけ

ればならぬ理由は一つもない。ここが間違つていふと言つては、法制局長官、あなた何をやっているのだ全く、本当に。あなた、法制局長官というのは総理大臣の言うままに動くんじゃないんでしょ。それじゃ法制局長官、要らないのだよ。どうなんだ、これ。——余りわけのわからぬ答弁、要らぬよ。

○茂串政府委員 大分手厳しい御批判をいただいたわけですが、前々からたびたび御答弁を申し上げておりますように、この靖国神社公式参拝をめぐる問題というのは非常に国民意識にかかわる問題であり、また法理の一点からだけで結論が出るような問題ではないわけでございます。

そこで、この点につきましては、既に五十五年の十一月十七日の宮澤政府統一見解を出しますときにも御説明を申し上げ、またその後の国会の御論議におきましてもたびたび申し上げておつたところでございますが、このいわゆる宗教にかかわる問題、したがって国民意識にかかわる問題というものを法律的な法論理からだけで結論を出すということは非常に至難のわざでございます。したがって、いたがいます、そういう意味で広く国民意識を探るといふ見地に立つた場合に、これは法制局だけの、まあ領分と申しますか、だけで結論を出すというのはいかかかというふうな考え方がございまして、そうしているいろいろの経緯があつた末に、昨年いわゆる靖国懇がございまして、そうして各界の有識者、各界の非常な専門的な有識者、また権威を持つた有識者に集まっていたら、そうして今私が申し上げたようないろいろの問題について御検討をいただいたというのがその経緯でございます。

○矢山委員 これまで会議録を読むと、何遍も一つ覚えの何とやらのように繰り返しておる答弁なんです、これは。だから、もうそんなことを聞いておるのじゃない。固めてもう一つだけ最後にこの懇談会の問題について言つておきます。

懇談会というのは、これは私的懇談会でしょう。だから人選も、設置するもせぬもあなた方の勝手なんだ。だれを持つてき入れてもいいんだ。例えば十五人の委員の中で二人ほどだめだというのを入れて、十三人賛成するのを入れておけば、その結論はどうかという、今度の懇談会の報告書が一番よく端的に示しているのだ。これで意見が大体まとまりましたと、こうなつちゃうんだ。こういう手法を使うというのは、これは議会制民主主義の否定ですよ。これは与野党を問はず、総理にこう

いうやり方を許しているというのは、国会が小ばかにされていふことなんだ。これは断じて許せませんよ。こういう手法がまかり通るならば全くあなた、独裁的な方向に突つ走つてしまふ。これは断じて許されぬことです。国会の存在価値はないのです。

そこで、法制局長官がいろいろのことを言っているから僕の方で反論しておきます。あなたの答弁は要らぬから。五十七年三月三十一日、参議院の内閣委員会で味村政府委員は、最高裁判決についても私どもとしては十分に検討した。十分に検討したと言つては、十分に検討したわけですが、この最高裁判決に照らしても違憲とも合憲とも断定することがなかなか難しいと私どもは考えているわけで、その靖国神社に対する公式参拝が違憲じゃないかという疑いは否定できないところですよ。引続き、五十九年四月十八日、衆議院の法務委員会前で前田正道法制局第一部長、これも同じ見解を述べておる。そこで問題は、五十四年六月十四日に英霊にこたえる議員協議会小委員会に出席した衆議院の大井法制局長がその見解を述べておられます。「公式参拝」は違憲である!!、と。どういふことを言っているかという、と、

津市地鎮祭訴訟最高裁判決をふまえて考えてみましても、天皇をはじめ内閣総理大臣その他の国の機関が宗教団体にほかならない靖国神社に公式に参拝するということは、客観的には靖国神社という宗教団体とかわり合いを持つことになり、そのかわり合いの程度や効果からみて「地鎮祭」の場合とは同一に論ずることはできないと考えられます。すなわち、かわり合いの程度からいへば、国の機関の靖国神社公式参拝は、戦没者を祭神としてその祭祀を行っている宗教団体たる靖国神社に国の機関が明白に深い結びつきを持つものであることは否めないであり、また、かわり合いの効果からみれば、

かわり合いの効果から見ればですよ。いわゆる目的効果論から見れば、他の宗教団体との対比において、結果として、まさに特定の宗教団体に精神的援助を与えることとなり、そこに大きな影響をもたらすことは不可避であり、これは、まさに政教分離の原則の根幹に触れる問題であるといわなければならないと考えられるのであります。こう述べておるのですよ。どうですか。それから五十八年十月十九日、自民党の靖国神社問題小委員

会で前田正道さんもこう言っているのですよ。「同判決」というのは津の地鎮祭違憲訴訟の最高裁判決ですよ。

同判決、これは十四人の裁判官のうち、十人の裁判官の多数意見でございしますが、これによりまずと憲法第二十条第三項で禁ぜられております宗教的活動と申しますのは、国及びその機関の活動で宗教とのかかり合いを有する全ての行為をいうものではないと申して、宗教とのかかり合いを有する行為の目的、及び効果にかんがみまして、目的の効果論を持ってきているのです、ここに。

そのかわり合いがわが国の社会的文化的諸条件に照らしまして、相当とされます限度を超えるものであるとしておりますが、さらにこれを敷衍いたしまして、当該行為の目的が宗教的意義を有し、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為をいうとしているからでございます。

公式参拝をこの基準に当てはめまして考えてみた場合、靖国神社はさきに申しましたように、国事に殉じた方々を奉斎し、神道の祭祀を行っている宗教法人でございますし、国務大臣が靖国神社に赴かれて同神社に祭られております祭神に対して拝礼をされるというわけでございますから、公式参拝につきまして、およそ宗教的意義がないとか、公式参拝によりまして、およそ靖国神社に対する援助の効果が生じないというには、疑念を禁じ得ないのであります。

したがって、公式参拝が違憲でないと断じますすわけには、なかなかまいりません、ということでございます。

これだけ法制局の中で専門家が寄って、最高裁の判決を踏まえて検討に検討を重ねたのです。そのときに、最高裁の判決の中で重視をされておる目的効果論から見ると、その行為が違憲であるか違憲でないか、その点を社会通念に従って客観的に判断するとまで言っておるのだから、この点を抜きにして法制局が議論することはないでしょう。その点を十分踏まえて議論しているはずなんだ。それを今になって公式参拝をやった。その正当づけのために、法制局長官が自分の立場を、どこでどう間違ったのか知らぬが、投げ捨ててしまつて、今答弁しようなわけのわからぬ答弁をしている。そんなことは通りませんよ。

○藤波国務大臣 法理論上の問題は、後からまた必要があれば法制局長官からお答えをいたしますが、今先生からお話のありましたものの経緯の中で一点だけ申し上げておきたいと思っております。

それは、宮澤官房長官が国会で統一見解としてお述べになりましたのは昭和五十五年でございます。その後もずっと国民の多くの方々から、特に御遺族の方々から、ぜひ公式参拝という強い御要望がございまして、それらをずっと通じまして法制局といたしましては検討をしてきたという経緯がございまして、いろいろと法理論上検討してきております。しかし、この宮澤官房長官が述べられましたように、違憲の疑いなしとしないという域をなかなか越えたい、法制局としてはそういう考え方をとつてまいりましたので、その後も累次にわたりましてそういった発言があったことは事実であるというふうに思っています。

そこで靖国懇なども十分開いて御意見など伺って、それを参考にして慎重に政府が検討をいたします中で、一つ従来の考え方と違うところは、やはり公式参拝の形式ということをよく考え、そして宗教色を排除するということをよく考えていくならば……（矢山委員「関係ないのだ」と呼ぶ）いや、関係あるのです。そうすれば憲法の問題がクリアできる、こういう判断を持つに至ったということが経緯としてあるわけでございます。

したがって、そこがございましたので、さらに法制局といたしましても慎重に検討した結果、これならば憲法に抵触しないという判断に立つに至ったということでございますから、従来法制局はいろいろ発言をして慎重にいろいろ検討してまいりまして、そしてまあ言葉はよくありませんけれども、ずっと経緯の中の大詰めであるところ、法制局も一緒に検討して、これならば憲法問題に抵触しないという判断を持つに至ったということがございますから、ぜひそういう経緯は御理解をいただきたい、このように思うわけでございます。

法理論上の問題は、法制局長官から必要があればお答えをいたします。

○矢山委員 だれが聞いてもこういう答弁はまさに牽強附会の典型的なものだね。牽強附会の典型的なものだ。これは話にならぬ。靖国神社に総理が参拝してくれというのは五十五年に事新しく始まった問題じゃないのだ。もう大分前からそういう激しい動きはあったわけでしょう。そういう動きを踏まえて法制局は統一見解を出さなければならぬものだから、五十二年に最高裁の判決が出た。五十五年まで三カ年かけて最高裁判決を裏から表から縦から横から一生懸命検討したわけだ。その結果やっぱりだめだというので政府統一見解が出た。それをおかし

いというなら、前々から言っておるように、もう一遍内閣法制局にいろいろな世論の資料を集めて再検討してみろというならまだ筋が立つ。ところがそうではなくて、法制局ではどうも今までの経過から見てもとても合憲だと言わぬだろう、これを言わせるためには懇談会をつくって、そこで都合のいい報告書を出させて、これが世論だ世論だということを持っていつちやつた。（「邪道だ」と呼ぶ者あり）邪道、まさに。不規則発言が出ましたが、邪道だ。これをやっておると民主主義は息の根をとめられる。議会制民主主義は息の根をとめられる。私はこのやり方というのは断じて承服できない。だから公式参拝は断じて承服できない。

そこで、もう時間がなくなってきたので目的効果論、一つ言っておきます。

最高裁が目的、効果に徴してそれが合憲であるかどうかというのを判断する場合に、ある行為が憲法の禁止する宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、「当該行為の主筆者が宗教家であるかどうか、その順序作法がこれは参拝形式も入るでしょう、「宗教の定める方式に則つたものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとられることなか、」ここからが大事なんだ。「当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならぬ。」主観的に判断しちやいかぬというのだ、そう言っている。

そこで、一番重要なのは場所の問題なんです。最高裁判決は津の地鎮祭ですよ。津市が市立体育館を建設するのにやつた地鎮祭なんだ。ところが、地鎮祭をやつたその場所はどこにでもある建築現場だ。建築現場で、そこで一定の神道方式にのつとつて地鎮祭をやつたというんだ。今度のは靖国神社という宗教施設ですよ。戦前から戦後一貫して——戦前と戦後と性格が変わつたとか何とか言っているかもしれないが、本質的には変わらないその靖国神社という宗教施設でやるのですよ、これは。その宗教施設には鳥居がある、神殿がある、神門がある、拝殿がある、本殿がある。本殿の奥にはちゃんと祭神が祭られておる。そこでやるのですよ。こういう宗教施設性の濃いところであるこの参拝は、形式、方法がどうあろうとこれは宗教的な意義が極めて高い、こう見るのが社会通念に従つた客観的な判断です。

それから、政府が統一見解を変更して公式参拝に踏み切ったというのは、今後も公式参拝を継続してやるのでしよう、どうもこの予算委員会でのやりとりを聞いています。するとどういふことになるか。一般人に靖国神社を特別な宗教施設だと思わせることになる。その行為の一般人に与える効果、影響からして、これは靖国神社を大いに精神的に援助することになりませんか。そう解釈するのがこれまた社会通念に従った客観的な判断というものです。主観的じゃだめなんだ。

また、宗教施設でない建築現場での一度きりの宗教的行為である地鎮祭と靖国神社の公式参拝というのは、これは全く異なった宗教的な評価をするというのも社会通念に従った客観的判斷、私はそう思う。

いづれにしても、靖国神社への公式参拝は、最高裁判決の目的効果論によっても、地鎮祭の建築現場に比較してはるかに大きな宗教的意義を持っており、靖国神社に多大の援助を与えることになるというところは明白であります。国と靖国神社との過度のかかり合いともなりますので、これは政教分離の原則の根幹に触れるものである。したがって明らかに違憲の行為であります。これは絶対にやめていただかなければならぬということと申し上げたいと思います。

そこで、答弁が承りたいところでありますが、時間に追つかけておりますので答弁はいたさないことにして——答弁もいらしましょうか、では答弁してもらってください。——いや、もうあなたはいい、あなたはだめ。総理。

○中曽根内閣総理大臣 先般やりました公式参拝は、やはりその追悼の中心施設に対しまして追悼ということでは拝礼をした、そして平和を祈願した、そういうことであります。そういう意味におきまして、これは憲法に違反しない、そういうふうな考えております。

○矢山委員 そこで、時間がなくなつてまいりましたので、残念であります、問題を次に移させていただきます。（写真を示す）見てもらってください。

総理は八月十五日に公式参拝をなさつて、さつそうたるお姿が各紙に報道されておたわけであります。お参りになったときの靖国神社周辺の状況、そしてそれを踏まえての所感、まずそれをお伺いいたします。

○中曽根内閣総理大臣 あの参道と申しますか、あの周りに遺族の方がいっぱいおりまして、ほとんど足の踏み場もないくらいに充滿しております、そして私がそこへ参りましたら、手を

振つて非常に喜んでくれました。それから、いわゆる神道儀式によらない方法で行つて拝礼をしたわけですが、帰つてまいりましたときには遺族の皆さんは、よくやつてくれたという激励の音が非常に多かったように思います。一部遠いところで反対という声も聞こえましたが、これは本当に少数の声でございました。

○矢山委員 現場のやりとりをやっていると話が横にいけますから、総理、遠くの方で反対という声が聞こえておたつたというのは、あれはお巡りさんに取り囲まれて、そつちへ押しやられた。私見している。排除された。だから、あなたがあのとき、行かれたときの情景だけ見て判断してはいけませんよ。

それからそこへ、写真ごらんになりましたね。これが当日の参拝をした人の姿です。こういう姿をおたつたのが約二十名。鉄砲担いで軍刀つって、そして憲兵の腕章つけて、神前で抜刀式の拝礼をやつておる。これをどう思われますか、総理。こういうことがあなたの公式参拝をきっかけにして起こつた、これをどう思われます。（「そういうことは前からあつたよ」と呼ぶ者あり）

○中曽根内閣総理大臣 そういうことは前からもあつたのじゃないかと思ひますよ。私が行つたから特に起こつたというわけではないんじゃないでしょうか。

○矢山委員 はい、わかりました。それじゃいいんだ。前からあつたとおっしゃつた。

警察庁はこれにどう対応しておりましたか。軍刀持つておりますよ、鉄砲担いでおりますよ。これはどういうことになるのですか。国家公安委員長、どういうことになります。

○古屋国務大臣 やはりこういう問題の取り締まりというのは世間の常識、そういうことを考えていかなければならぬと思ひます。では法的にどうかと言へば、軽犯罪法違反だとかそういうことがあるかと思ひますけれども、私といたしましては常識的に検討すべき問題と考へております。

○矢山委員 総理が不規則発言に対して、こういうことは今までもやつておつたとおっしゃるとするならば、こういうことが行われておるのを見て、警察庁は一体どう対応したのですか。軍刀つっているじゃありませんか、鉄砲持つているじゃありませんか。銃砲刀剣類所持等取締法というのは一体どうなつておるのか。（「表現の自由がある」と呼ぶ者あり）表現の自由でこんなことが許されるのなら、我々が軍刀持つて歩いてもいいのかな、冗談じゃないよ。ピストル持つて歩いてもいいのかね。ど

ういうことなんだ。国家公安委員長、どういふことなんだ。

○古屋国務大臣 私も今のような、武器を持つておるといふような事実につきましては関知しておりませんので、ひとつ警察の方を十分監督いたしまして調査をさせていただきたいと思ひます。

○矢山委員 私は、この事態が今度初めて起こつた、知らなかつた、だから調査をさせましようというならまだ容認できるのです。しかし総理は、前々からやつておつた、こつち言う。（発言する者あり）前々からやつておつたというのは、不規則発言ではない、総理の発言なんです。

一体、鉄砲を担いだり軍刀を持つて靖国神社周辺を徘徊しておるのに対して警察は何も手を出さなかつたのか。この法律はどうなつておるのか。（「本物の鉄砲がどうか調べたらどうか」と呼ぶ者あり）本当かうそか、それを調べたのか。今また不規則発言が出た。本物の鉄砲なのか本当の軍刀なのか調べたのか。これはちゃんとしなければいかぬよ。

○古屋国務大臣 本物の物ならこれは法律に違反するものでございませう。そういう問題は、今のお話のように、事実を調べまして適切な処置をとりたいと思つております。

○矢山委員 これは銃刀法をごらんいただけば、どういふものが取り締まり対象になつておるかというのがこういうふう詳しく書いてありますから、これに照らしたら、この写真で判断する限りこれは明らかにこの法律に違反しますよ。あなた、早急に警察庁に命令してちゃんとこの関係者を調べなさい。もう一遍はつきり約束してください。厳しい対応をしてください。

○古屋国務大臣 法律に違反する行為であれば、警察としては法規に従つて適切な処置をとるのが当然でございます。したがいまして、今のようなお話につきましては私も今初めて知りましたので、それが本当に銃砲刀剣の法律に反するかどうかというところについてひとつ調べますので写真をいただきたい。

○矢山委員 今、国家公安委員長は、調べますから写真をお貸しくださいということでありませうから、大事な大事な写真でありますがお貸しいたします。そのかわり徹底した調査をやつてもらいたい。そして、法に照らして厳しく処断してもらいたい。いいですね。そして結果を報告してもらいたい。いいですね。

○中曽根内閣総理大臣 適切に処理いたします。

問を呈しておったわけです。しかし、今国家公安委員長から御答弁申し上げたとおりでございます。

○矢山委員 総理、あなたはいいけませんよ、あつたんではないでしょうかと疑問を呈した、あつたと思ってるからそう言ったんでしょ。そういう一たん言ったことをあちらこちら変えるよりも、こういう事態が現実起こってやるということの事態を重視していただいて、それに対応するというのが総理たるべき者の姿勢なんです。ああでもない、こうでもないと言つて言い抜けをするのは総理にふさわしくない。ニューリーダーに越されましょ、そんなことでは。

そこで、もう一つだけ。総理がお参りになったんだ。公式参拝。天皇陛下が、わしもひとつ公式の資格で参りたい、今までは参拝は私的にしておつたが、今度は公式参拝でやりたいと思うがどうかと聞かれた場合にどうなさいますか。

○茂串政府委員 天皇陛下の参拝につきましては、これは具体的にまだ全くお話が出ておりませんし、憲法上どうかということにつきましては、お答えを差し控えたいと思います。

○矢山委員 総理、私はあなたに聞きたいのです。あなたは、この懇談会報告書を参考にして公式参拝に踏み切つたんだから、度胸を発揮したんだ。その度胸のいい総理が天皇陛下から、私も公的な資格で参拝したいと相談を受けられないという保証はありませんよ。それが出来たときにあなたはどうなさるのですか。そのときにうろろしたのでは話にならぬですよ。どうなさるのですか。

○中曽根内閣総理大臣 憲法上国家の象徴たる地位にあられるお方の問題については、仮定の質問には答えられない方がよいと思

います。

○矢山委員 これですらありますが、この問題は、最初申し上げましたように、本音を言つたら憲法解釈の問題になりますので、一つ一つ問題を指摘をして最高裁判決をめぐつての論議をやらなきゃならぬんです。残念ながら限られた時間で、それができません。しかしながら、この問題は極めて重要でありますから、私は機会あるごとに、純粹な法律理論としても今後ぜひたしてまいりたいと思つて、またそういう決意をいたしてまいりますので、慎重に御検討いただいで、対処をしていただきたい。公式参拝、やめるということですね。

以上で終わります。

○天野委員長 この際、井上一成君より関連質疑の申し出があります。矢山君の持ち時間の範囲内でこれを許します。井上一

成君。

○井上(一)委員 まず私は、先ほどからの靖国問題について、関連して一点、総理に聞かしていただきたいと思うのです。

総理は、国連演説でも、我々日本人の過去における侵略というものを反省し、さらに平和を求めて大いなる努力をいたしたいと強い決意を申し述べられました。私は、そこでぜひ総理に伺っておきたいのは、今回の総理の公式参拝が国際的にも大変な問題を投げかけた、こういうことについて、総理大臣として今、その行為あるいはそれが波及したその国際的な諸要因、諸状況を踏まえて、近隣諸国のことも範疇に入れた中で、公式参拝はまずかつたと反省をなさつていらつしやるのか、それともそんなことはこれっぽちも反省をしないんだ、そういうふうにお考えなのか、この点を率直に中曽根総理に聞いておきたいと思うのです。

○中曽根内閣総理大臣 公式参拝につきましては官房長官の談話は存在していると前から申し上げたとおりでございますが、これによって起きた近隣諸国あるいは海外の反響というものについては、やはり政治を行う者としてよく配慮をする必要もある、そのように思っています。

○井上(一)委員 昨日は自民党の副総裁が遺憾の意を表明されたと報道されているのです。それで、配慮すべきであるという含みの中に、言葉には出せないけれども、中曽根総理もまずは被害を与えたその相手国の立場を十分思いやる、思いを抱くべきであるという反省に立っていると私自身は今の答弁で受けとめたのでございますが、それでよろしいでしょうか、あるいは近いでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 海外の反響あるいは日本が被害を与えた国々の反響については、よく耳を傾けて、我々としてはよく考える必要がある、そのように考えております。

○井上(一)委員 今の気持ちを来年の八月十五日の参拝ということにつないでいくというお考えをお持ちでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 日本国民の感情というものもまた大事ですし、また外国の国民の感情というものも大事であります。しかし、日本国の総理大臣としては、日本国民の感情というものを無視するわけにはまいりませんし、政府・与党のお考えというものも無視するわけにはまいりません。やはり戦死者を追悼し、そしてこれがために拝礼を行い、そして再び戦争を起さないように平和を祈念する、そういうことは私はあつていいことである、そう思っております。

○井上(一)委員 もう一点、私は靖国懇の問題についてぜひ伺つておきたいのですが、靖国懇の座長の休日赤社長のお人柄について私は十分承知をしていないのです。できればどのようなお人柄であるか、まあ経歴をここでお聞かせいただければ非常にありがたい、こう思います。

○的場政府委員 ちよつとただいま手元に資料がございませんので、すぐ調べて御報告いたします。

○井上(一)委員 待たせていただきますが、私は、元軍人だ、いわゆる幕僚長なり統幕議長を歴任された方だと聞き及んでいるのです。それで、憲法の最も微妙な判断をゆだねる、そういう機関でもあるわけで、そういう機関の座長をお願いするというのは非常に残酷ではないだろうか、シビリアンコントロールの上で再考する必要があるのではないか、あるいはもと、もちろん林座長も御立派な方だとは思いますが、問題が問題だから、このようなことについては他に適材を求めるときではなかっただろうか、こういうふうには私は思うのです。この点についてはいかがなものでしょうか。

○藤波国務大臣 手元に資料がなくて大変申しわけないと思つてます。一人の人の経歴でございますので、間違つたことを申し上げます。一人の人の経歴でございますので、間違つたことを申し上げます。

懇談会の場合に座長をどなたにお願いするかということ、その懇談会のメンバーで大体御相談いただいで決めていただくというのを、まあ私的諮問機関の場合でもそんな形をとつておりまして、皆様方から林さんというふうなお話もあつたところがございます。まあいろいろ意見が出てくる、そういうのを踏まえて司会、進行していただくわけでございますが、今御指摘のような過去の経歴云々というお話も頭にはないわけではありませんが、申し上げたけれども、やはり日本赤十字社の社長という、現在お務めになつておられます仕事の、非常に公正な広い視野から物事をお考えいただくというふうなお取りまとめ役として適切ではないかというふうな考えまして、では林さんひとつお願いいたしますというふうなことになる経緯がございます。(井上(一)委員「前歴を調べて後でもう一度」と呼ぶ)経歴を御報告いたします。

【六二四】第百三回国会参議院予算委員会会議録第  
四号（昭和60年11月6日）

（発言者）

野田哲（委員）

水田努（政府委員、厚生省援

護局長）

増岡博之（国務大臣、厚生大

臣）

大林勝臣（政府委員、自治省

行政局長）

藤波孝生（国務大臣、内閣官

房長官）

安田隆明（委員長）

茂串俊（政府委員、内閣法制

局長官）

安倍晋太郎（国務大臣、外務

大臣）

中曽根康弘（国務大臣、内閣

総理大臣）

秦豊（委員）

〔発言順、敬称略〕

○野田哲君 靖国問題について伺いたいと思います。

靖国問題懇談会の報告、この中に「我が国における戦没者の追悼」という項があるわけですが、その中でこう述べています。「国民や遺族の多くは、戦後四十年に当たる今日まで、靖国神社を、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとしており」、こういうところがあります。この点について、靖国懇のメンバーでもあり、ずっと前の法制局長官でもある林修三さんがジュリストという最近出された法律関係の本の中で、こういうふう述べておられます。

昭和三十一年以降は、厚生省引揚援護局及び地方公共団体の当局が協力して、太平洋戦争の戦没者の合祀事業に協力し、靖国神社には二百四十数万柱の戦没者が合祀されることになった。そして、これは、世間的に何らの問題とされることなく実施された。こういう状況の下では、遺族及び国民の多くが、靖国神社を依然として戦没者追悼の中心的施設として認識する心情ないし感情をもつことは自然のことであって、そ

こに、靖国神社をめぐるいろいろの問題の発生原因がある  
こういうふう書いておられます。

そこで、発生原因と指摘されている厚生省がどういう仕事をやってきたのか、これを明らかにしていただきたいと思うわけ  
であります。

まず、厚生省の方に伺いますが、昭和三十一年四月十九日、  
援発第三〇二五号、昭和三十六年七月五日、援発第三〇二四号、  
昭和三十九年十二月二十二日、復員第八三一〇号、昭和四十年六  
月八日、調査第一五三三号、昭和四十五年八月四日、調査第四五  
四号、昭和四十六年二月二日、援発第一一九九号、これらの厚生  
省の通達について、その内容を説明していただきたいと思っ  
ておられます。

○政府委員（水田努君） 厚生省の遺族援護の業務は、御案内の  
とおり大別して二つございます。一つは遺族の生活の援護の事  
業であり、他の一つは遺族の心情に配慮した事業を行う、この  
二つの事業を行っております。前者は、恩給による公務扶助料  
あるいは援護法に基づく遺族年金の支給等の業務をやっており  
ます。後者の、遺族の心情に配慮した事業といたしましては、  
遺骨収集、海外の慰霊巡拝あるいは海外の慰霊碑の建立等の事  
業をいたしております。

ところで、お尋ねの通達でございますが、まず最初の昭和三十  
一年の通知でございますが、当時靖国神社の合祀事務が非常  
におくれておりました、これを促進するために同神社からの調  
査依頼に積極的に対応してほしいということが多数の遺族の方  
から強く要望されたところでございます。厚生省としまして  
は、遺族援護の見地からこの調査事務について協力するのが適  
当ということで、この調査事務について一般的な軍人軍属に関  
する身上調査の一環という立場からこの事業に協力するように  
通知を発したものでございます。

次に、昭和三十六年、三十九年、四十年、四十五年の通知は  
大別して二つでございます。一つは調査対象の範囲の拡大と、  
それから調査事務の促進、この二つに大別できるわけござい  
ますが、調査対象の範囲の拡大に関するものが昭和三十六年の  
通知でございます。その他の通知は、いずれも調査事務の促進を  
図るために出した通知でございます。

最後の昭和四十六年の通知は、これまでの三十一年から一連  
の通知というものが、何か靖国神社を特別の扱いにして  
いるような誤解を与えるおそれございましたので、本来あら  
ゆる団体、あらゆる個人から、厚生省並びに都道府県が保管し

ております軍人軍属に関する身上の記録について調査依頼があ  
る場合には、原則としてこれにこたえていたわけでございます  
ので、そういう内容のものに誤解を受けないように改めて、三  
十一年以降のそれまでの通知は一切廃棄をしたと、こういう経  
過になっております。

○野田哲君 肝心のところが触れられていないので私から指摘  
いたしますが、まず最初の三十一年の通達でありましたが、なし  
得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社の合祀事務に協力す  
る、こういうふうになっていきますね。それから事務要領の大綱  
としては合祀者名簿、これを所定のカードに記入して、これを  
取りまとめて神社に回付する。それから合祀が決定した合祀通  
知状は都道府県に送付して、そこから遺族に交付を依頼する。  
そして最後に、本件事務処理の経費は国費負担とする。これは  
間違いないですね。

○政府委員（水田努君） 記載内容は御指摘のとおりございま  
す。

○野田哲君 それから今読み上げた一連の通達の中で何回か出  
てくる問題ですが、この事務処理のために合祀予定者の選考基  
準というのを厚生省でつくって、これを各都道府県に指示して  
おりますね。

○政府委員（水田努君） この調査というのは遺族の大多数の方  
から要望があり、これにこたえることが遺族援護の業務上適当  
であるということから基本的に対処してまいったわけございま  
すが、作業の手順内容というものは調査依頼者の依頼の範囲  
で誤解のないように記述し通知をしたと、こういうことござ  
います。

○野田哲君 これは古いことですから、そんなに弁解がましく  
言ってもらわなくてもいいんです。事実をありのまま答えても  
らえばいいんで、靖国神社からの依頼ではなくて、厚生省の持  
っている戦没者の名簿、これを厚生省が合祀予定者の選考基準  
という一定の基準をつくって、そして第一類から第十五類まで  
の基準をつくって、この基準に照らして合祀予定者をリストア  
ップし、最新名簿をつくって靖国神社に提出する。そういうふ  
うになっておられるでしょうか、事務手続は。

○政府委員（水田努君） これは先ほどもお答え申し上げました  
ように、さきの大戦で公務死した方の調査依頼でございますが、  
それを具体的に依頼された内容を展開したものが今御指摘の一  
類から十五類までの分類になる。これはいわゆる公務死をした  
方の範囲ということで、特段私どもは厚生省が合祀基準を設定

したというふうには考えておりません。

○野田哲君 選考基準、これはあるでしょう。明確にしてください。靖国神社合祀予定者選考基準として第一類から第十五類まで、戦死あるいは病死の種類をずっと十五種類に分けて、これによって名簿をつくれという指示をしているでしょう。どうですか。間違いはないでしょう。

○政府委員(水田努君) 今日的に見ますと誤解を受けるような記述があったと思いますが、真意は、今申し上げましたように、靖国から依頼された戦没者の範囲というものを……

○野田哲君 当時の真意をあなたがわかるわけがないで、事務的な事実だけ私は確認している。

○政府委員(水田努君) 事務的な事実としては、一類から十五類までの都道府県が作業をする範囲を示してやったということでございます。

○野田哲君 それから事務手続を示した幾つかの通達、その中で、昭和四十五年に各都道府県に対してある県がやっている合祀事務の調査のモデルケースとして資料を流したものがあつたわけです。それを見ると、このモデルケースを参考に調査、名簿の作成をやれ、図式を示してあるわけですがね。これを見ると、靖国神社に合祀する名簿を送付するに当たって、名簿作成の過程で遺族の意思を確認する手順というのはまるっきりないわけですね。これも事実ですね。

○政府委員(水田努君) 照会の内容にそのままお答えをいたしております。

○野田哲君 今の説明、そして私が見た資料によって問題として感じるのは、まず一つは、合祀予定者選考基準というものを厚生省がつくって各都道府県に指示した。これによって合祀名簿がつくられて靖国神社に送付されている。これは実質的には靖国神社の合祀事務を厚生省、つまり国がやっている。これはもうはつきりしているんですよ。それからもう一つは、合祀名簿をつくるに当たって遺族に確認する手順というものを全くやられていない。それから、これだけの事務処理をする経費、これを全部国が見るといふ。明らかにこれは憲法二十条八十九条に違反する行為ではないかと思うんですが、厚生大臣、それから地方公共団体で実務をやったわけですから自治大臣、それから官房長官、それぞれお答えいただきたいと思うんです。

○政府委員(水田努君) 細かい法律関係だけ先にちよつとお答えをさせていただきますと思います。

まず事務の点でございますが、地方自治法附則十条で、制定

法以来、「都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に關する事務及び未引揚邦人の調査に關する事務を処理しなければならぬ」という規定がございまして、同条の四項で「第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする」ということになっておりまして、先ほども申し上げましたように、靖国の調査依頼にこたえるのはこの「軍人軍属であつた者の身上の取扱に關する事務」の一環としてやつたものでございまして、それに対する費用は、この同条四項に基づいて復員委託費ということで、もろもろの未帰還者の調査その他と一緒にあわせて予算上計上し地方自治体に交付していたものでございます。

それからもう一つの本人の同意を得てという話でございますが、これは私どもは、個人的な情報の基礎をなしております戸籍簿なりあるいは住民基本台帳というものは何人も請求し、それに關係行政機関はこたえるということになっておりまして、一々本人の了承を得なくてもいいということになっておるわけでございます。私どもも調査の依頼内容自体が特段問題がないものについてはそのままお答えしていいものと判断いたしております。

○野田哲君 今の局長の答弁は大変問題があるんですよ。これは明確に「靖国神社合祀事務に対する協力について」という通達で、一番末尾に「本事務処理の経費は、国費負担とする」、こうなっているわけでありまして、戦没者などのいわゆる一般的な援護事務のことじゃないんです、私が指摘しているのは。そういう立場でそれぞれの關係大臣答えてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 厚生省といたしましては、遺族援護業務を担当いたしておるわけでございますので、戦没者の方々の身上を調査し保存し、必要に応じて照会に應じるといふことは通常の任務だろうと思ひます。したがいましてその費用は当然国が国費として支弁するわけでございます。今回のことにつきましてはその調査依頼に応じて靖国神社側にした仕事でございまして、したがって、そのことは一般的な調査、保存等に關するものと同じ扱ひであるということから国費というところが記載されたものであろうというふうに思ふわけでありまして、また、合祀されることを遺族に照会するかどうかは、これは本来靖国神社側の任務であらうというふうに考えております。

○政府委員(大林勝臣君) 御指摘の事務につきましては、先ほど来の御質問にもございませうな経緯で都道府県において厚

生省の通達に基づいて処理してきたものでございますが、団体等の照会につきましては、遺族援護行政の観点から妥当なものについて協力するという趣旨のものと私ども聞いております。各都道府県におきましてもそういう趣旨を踏まえて対処してきたものと存じております。

○国務大臣(藤波孝生君) 戦争に敗れましてから、戦病死者の方々の問題を中心いたしましたして、厚生省では主として御遺族の援護ということを中心いたしましたしていろいろな業務を進めてきたところでございます。それらの中で、今も御答弁がありましたように、いろいろ未帰還者の調査の問題でありますとか、いろいろな調査活動なども進められてきたわけでありまして、それらの一環として恐らく靖国神社からの照会にこたえたもの、このように考えておる次第でございます。政府委員からお答えをしたとおりでございます。

○野田哲君 私は、明確に通達に出ている靖国神社に対する合祀事務、このことについて聞いておるんであつて、援護事務で聞いているんじゃないんです。

これは委員長、今の答弁は私の聞いておることと全然違ひますよ、質問と。

○政府委員(水田努君) 先ほど申し上げましたように、靖国神社の調査依頼にこたえるのは一般的な軍人軍属に關する身分的なことに関する調査事務の一環としてやられているわけでございます。支出の根拠は、先ほど申し上げましたように、地方自治法附則十条の第四項に基づいてございまして、ここに書いてある最後のくだりはそれを念的に書いたにすぎないということ、ここで通達で創設したものでございませぬ。

○委員長(安田隆明君) 政府は質問に的確にひとつ答弁してください。

○野田哲君 私は援護事務を言っているんじゃない、合祀事務をやっていることが一体どうなのかと、こう言っている。

○政府委員(水田努君) 先ほども申し上げましたように、多くの遺族の方が合祀をされることを望んでおられる。これにこたえることはやはり私ども遺族援護を所管している厚生省としては適当な業務と考え、従来の一般的な業務の一環としてこの業務をするよう都道府県に通達したところのものでございます。

○委員長(安田隆明君) それでいいでしょう。

○野田哲君 違いますよ。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほど申し上げましたように、その前から一般的に照会には應じる事務をやつておつたわけござ

いますから、三十一年には、その全般的な調査に應じる事務の一つの例として靖国神社を掲げ、それに対しても協力するようという通達を出したのと思えます。

○野田哲君 それではもう一回私から指摘いたしますが、昭和三十年十二月八日の衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員會議録第二号というのがありますが、堀内さんという委員の方が、靖国神社の合祀事務に協力するために予算を要求して二千八百万円だけ予算に計上したのが憲法違反になる、合祀促進のための費用を二千八百万円予算に計上したのが憲法違反になるということで、これが予備費の中へ回されてしまった、こういうことで質問されているところがあるわけです。そうして、これは一体復活させて何とかならないのか、こういうことに対して、山下政府委員、これは山下春江さんだと思ふんですが、こういうふうには答えておられるんです。「憲法の建前上、ただいまの場合では、どうしても政府が直接合祀に参与することは適当でないと思えます。」こう答えて、二千八百万円合祀事務の事務費を計上したことが、これは憲法違反だということでは予備費に回されたことに対して見解を述べているんです。明らかにこの時点で、合祀事務費として予算に計上し、これをやることは憲法の建前からどうにもならないのだ、こういうふうには答えておられるんです。

今の答えと全然違うじゃないですか。どうですか、これは官房長官、法制局長官も答えてください。（資料を示す）

○政府委員（茂申俊君） たいだいま私初めてこの当時の昭和三十年十二月八日付の衆議院の會議録を拝見いたしましたわけでございまして、したがって私も自信を持ってお答えするわけにもまいたりませんけれども、今急いで読んでみますと、この堀内先生の質問である「先般の議会の際に、靖国神社へ合祀促進のために、特別な意味において、二千八百万円だけ一時予算の中に計上したのが憲法違反になるというふうなことで」ということで、何かこれは靖国神社への合祀促進、まさに合祀促進そのものを目的として、いわばそのインセンティブを与えるという意味で予算に組もうとしたのではなからうかと思うのです。山下政府委員のお答えの方でも、それは憲法上問題があるけれども、一般的な経費といたしましては、いわゆる復員業務の一環としてのいろいろな予算の方で計上してあるのでそれで暗う。それによつて結果的には、今お話しのあるような合祀の促進にも役立つことになるのではないかと、堀内先生の御質問にあるよ

うな、二千八百万円という予算は何か積極的に靖国神社への合祀促進費といったような、そういった筋合いの予算として組もうとしたのではなからうかと、かように考えております。

○野田哲君 やはり合祀事務という形では問題があるということと、これは一遍取り消されているわけですよ。それをこの援護事務という形に一般化してもらって、すりかえてもらっては困るんですよ。これは合祀事務としてはやはり問題がある、憲法の建前からしてできないと、こういうことを当時の議論としても明確にしているわけです。だから今のこの大臣の、厚生大臣あるいは官房長官の見解とは違うじゃないですか、当時の見解は。どうですか。

○委員長（安田隆明君） 速記をとめて。

〔午後三時三十分速記中止〕

○委員長（安田隆明君） 速記を起こして。

○国務大臣（増岡博之君） 遺族援護の事務を三十一年の通知で合祀事務と言ったのは不適切であつたと認めざるを得ません。憲法に照らしても違憲の疑いがあるようなことはあつてはならないので、昭和四十六年にこの通知を廃止いたしました。

○野田哲君 結局、私がこの問題を指摘したのは、靖国問題の懇談会において、国民の間に靖国神社が戦没者追悼の中心施設であるというふうな認識を持たれていくということについて、その認識を持たれた原因は、今指摘をされたような国の事務によつてそういう遠因があるという、この林修三さんもそう指摘されている、これを私は指摘したいためにこの問題を取り上げたわけですか。

そこで、次の問題に入りたいと思うんですが、総理は本院の本院議で我が党の久保亘議員の質問に答えて、靖国神社問題について、そのやり方について、憲法に違反しないような方法はどういうものがあるかということも検討をし、また、靖国懇の報告なども徴しまして政府の統一見解を変更するに至つたと、こういうふうにして述べられるわけですが、もともと官房長官の私的諮問機関として設置された靖国懇、これは特定のまとまつた見解を政府に報告する、そういう性格のものではなくて、思い思いに意見を述べてもらう、それだけの性格であつたというふうにして商っているわけですから、一体、靖国懇の報告のどの部分をとらえて公式参拝へ見解の変更ということになつたわけですか。

○国務大臣（藤波孝生君） いわゆる私的諮問機関でございます

から、先生が御指摘になりましたように、委員一人一人の意見を述べてもらう、そして行政の誤りなきを期する、こういう目的で懇談会を出発させたものでございまして、そのことはよく心得ております。そして、座長さん、座長代理の方にそれぞれ進行、おまとめ役をお願いしてきておるところでありまして、そして一年にわたりまして懇談会が合会を重ねているいろいろな意見が出たわけですよ。それらを一応報告書という形にまとめよう、そんなふうにおっしゃっていただきましてまとめ作業が進んでいくわけですが、その中には、かくかくしかじかのところについては大体こう意見が一致した、あるいはこういうところについては随分意見が分かれた、そんなふうな報告書でも述べられておるようには、私ども一つの結論が導き出されて、それに従つて決定をしたというふうには心得ていないわけでございます。あくまでも、懇談会は今御指摘のような性格のものでございまして、従来いろいろな論議を重ねてきたし、政府内でもいろいろ検討もしてきた。特に、憲法との問題がありまして、それらについても法制局も含めてよく検討した。その結果、こういう宗教色を排除して、そして国民の多くの方々、御遺族の多数の方々が戦没者追悼の中心施設と考えている靖国神社に向いて、そこで一礼をするという形をとりまして、戦没者を追悼し、心の底から平和を祈願するという形を公式参拝を行った次第でございます。あくまでも懇談会の報告は参考をいたしました。政府の責任において決定をしたものである、このように考えておる次第でございます。

○野田哲君 参拝の形式を変えれば従来は違憲の疑いがあつたものが合意になる、そんな私は憲法解釈は簡単なものではないと思ふんです。靖国懇のこの報告の基本になつてゐるのは、津市の体育館の地鎮祭の最高裁判決、これが一つの基準になつてゐると思ふんです。ところが、政府は、前の昭和五十五年の統一見解を出すに当たつても、昭和五十七年の三月三十一日の参議院の内閣委員会、昭和五十九年の四月十八日の衆議院の法務委員会、それぞれの場で、政府の統一見解を出すに当たつては津市の最高裁判決についても十分検討の上出したと、こういうふうにして法制局長官は答えているわけなんです。それを、同じ津市の最高裁判決をもとにして、なぜ従来から見解と異なつた見解が出し得るのか、これはどうしても理解できない。この点はどう理解すればいいんですか。

○政府委員（茂申俊君） お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、昭和五十五年十一月十七日付の宮澤官房長官がお読み上げになりましたいわゆる政府統一見解でございますが、これは津の地鎮祭判決が昭和五十二年の七月でございますから、したがってその後に出版された政府統一見解でございます。したがって、今御指摘のように、この政府統一見解を出すときにおきましても、我々といいたしましては津の地鎮祭判決の内容も十分に承知しておりますし、またいわゆる目的効果論という、憲法二十条三項の宗教的活動に該当するかどうかということについての一般的な判定基準と申しますか、それがこの最高裁判決の中で述べられておるわけでございますが、それにつきましても検討はいたしたわけでございます。

ただ、これも委員御承知のとおり、この目的効果論というのは、非常に、何と申しますか、国民意識に深くかかわると申しますか、そういった点がございまして、ただ机上で、頭の中で考えてもなかなか結論の出ない、出にくい筋合いの問題でございます。したがって、靖国神社公式参拝の問題につきましても、この目的効果論を当てはめてすぐに法理論から結論が出るという筋合いのものではございません。

そういった意味で、我々といいたしましては、いろいろと検討はいたしました。どうもなかなかそういった国民意識というようなものがつかめないという点もございまして、これはもう少し長い時間をかけて検討をしくちやいかぬのだなという感じを率直に言っておたわけでございます。

それからもう一点は、当時私どもの頭に主としてございましたのは、これは従来閣僚がいわゆる私的参拝をやっておられたのが、この方式というのは靖国神社が定める正式な参拝、正式参拝の方式でやっておられました。この正式参拝を中心にして、我々はこの目的効果論の検討とかいうこともやっております。そして、それを中心にしていわば政府統一見解を出したわけでございます。

それからもう一つ申し上げておきたいことは、政府統一見解の一番の結論と申しますか、これは靖国神社公式参拝に関する政府の基本的な態度といたしまして当面差し控えるという、いわばそういった政府全体の意思決定を表明しておるわけでございます。そこが一番のポイントであるかと思っておりますが、もちろんその前提として、ただいま申し上げましたような法律解釈についての検討あるいはまたそれについてのごにおける意見の表明、これもしておることはもう当然でございます。

○野田哲君 津市の判決に言うところのこの目的効果論、津市の市長が実施する体育館の地鎮祭を神主さんと呼んでおらいを受けたということ、これだけ国政上長い間国会で議論をされ、国民の世論を二分をし、国際的にも問題のある、一國を代表する総理大臣の公式参拝と津市の市長の地鎮祭、これを同列に扱うということは、これは私はこじつけに過ぎるんじゃないかと、こういうふうには思うのですが、これは官房長官、いかがですか。

○政府委員(茂申俊君) お答え申し上げます。ただいまお話しのように、事柄によりまして国の行為というものについての、あるいは国または地方公共団体の行動、行為についてのいろいろな軽重の差と申しますか評価の差というのはあるかと思っております。

ただ、今申し上げましたように津の地鎮祭判決が展開しております目的効果論というのは憲法二十条三項の国の宗教的活動に当たるといふこと、一般的な判定基準という意味におきましても、その事柄の軽重にかかわらずこれが最も権威のあると申しますか、尊重すべき判定基準であると我々は考えておるわけでございまして、決して地鎮祭専用のもではない。地鎮祭関係以外のものでもこの一般的な判定基準にのっとって判断すべきであるというふうには我々は考えておるわけでございまして。

○野田哲君 その判決の目的効果論というのは、いわゆる世俗的な、通例やられている工事の起工式のときのものを対象に出しているのであって、それがイコール総理の靖国神社参拝、これには私はどうしても結びつかない、こういうふうには判断をしているわけであります。

それからもう一つは、法制局長官は八月二十七日の私の質問に対しても、今もそうなのですが、国民意識の把握が十分でなかったと、従前の政府の統一見解は、一体、わずか十五人の学識経験者の議論を受ければ国民意識が把握できたんですか、あの報告書によって。

○政府委員(茂申俊君) お答え申し上げます。今お話しがありますいわゆる私的諮問機関でございますが、これは十五人と申しましても各界各層の代表的な識者に御参集を願ひまして、そうして一年余りにわたり二十数回にわたっての熱心な御協議と申しますか意見の交換をしていただきまして、そして各メンバーの御意見を取りまとめたものでございまして、したがって、そういった意味の報告書というのはそれ

なりの重みがあるというふうには我々は考えておるわけでございます。

ただ、先ほど官房長官も申されましたように、我々もこの報告書だけをいわば尊重してやっていると、そうして我々は我々なりにまたいろいろとその後の検討を重ねました成果と申しますか、そういったものと結び合わせて、そうして結論を出したというのが今までの経緯でございます。

○野田哲君 今の法制局長官の議論は、私は聞き捨てならないと思うんですよ。

靖国神社のこの問題につきましては、国民から選ばれた国会議員がこの国会で何回も議論をしてきているわけですね。靖国懇は、二十一回議論したというけれども、我々はこの問題では何回となくずっと議論しているわけなんです。その国会の議論の経過よりも十五人のメンバーが二十一回議論して出した報告書の方を重く見られるわけですか。これは私は納得できない。

官房長官、いかがですか。

○国務大臣(藤波孝生君) 先ほど法理論上の問題は法制局長官からお答えをいたしました。先生、御指摘は多分に政治的な問題も含んでおりますので、私からお答えをいたしますが、靖国神社のいわゆる公式参拝問題を中心とした靖国神社に関するいろいろな議論が国会の中で従来繰り返されてまいりましたことは私もよく心得ているところでございます。ただ、それは、いわゆる慎重論というだけではなくって、国会の第一党であります自由民主党は早くから合憲を唱えて、早く公式参拝をするように、そういった強い指摘もございまして、その立場からの御意見もあつたわけでございます。また、全国の道府県や市町村の議会などからも、総理大臣あるいは国務大臣の公式参拝を求める決議が行われて私どもの手元に寄せられてきておつたという事実もございまして、国民のたくさんの方々が、戦後四十年という非常に竹の節にも当たる年に、ぜひ公式参拝を行うようにという強い意見が各方面から寄せられてきたという事実もございまして、それらをいろいろと各方面から検討をいたしました。従来慎重に行うようにと御指摘をいただいていたように、従来慎重に参考をさせていただきます。そして、どのようにしたらこの憲法に抵触しないで公式参拝を実現することができると、いろいろと時間をかけて検討いたしました結果、政府の責任におきまして宗教色を排除して公式参拝するということにはいたしたところでございまして、ぜひひとつ御理

解をいただきますようお願いを申し上げたいと思う次第でございます。

○野田哲君 靖国懇の報告の中でも、A級戦犯が祭られておることについてやはり問題を提起しているわけです。

私は、今の国際的な反響、中国、韓国あるいはシンガポール、非常に非難が起っているわけですが、これは教科書問題の反省が足りないという見方を中国はやっていますね、人民日報などではやはりあの教科書問題、今回の問題同じだと思うんですが、一体諸外国に対しては外務大臣どういふ説明をしたんですか。

○国務大臣（安倍晋太郎君） アジア、特に中心のアジアの諸外国に対しては、政府の靖国神社への公式参拝が決定するという段階におきまして、官房長官談話にその政府の見解が示されておりまして、この官房長官談話を中心にして、詳細に日本政府の、そしてこれまでの経緯を説明をいたしまして、日本政府の今後の外交方針は何ら変更はないということ、同時にまた、平和国家としての日本の立場をさらに明確に申して、これが理解を求めたわけでございます。

特に中国につきましては、ちょうど私が日中の定期外相会議で参りました。その際、呉学謙外相とお目にかかりましたときにこの靖国の公式参拝の問題に触れまして、官房長官談話を中心にいたしましてこれまでの経緯を説明いたしました。日本政府の中国に対するいわゆる共同宣言、さらにまた平和条約、それに基づくところの日本の立場は不動である。さらにまた中国側でいろいろと新聞等で出ておりますような、例えば軍国主義への道を開く、そういうふうなことは全く日本の場合はあり得ないということを強調いたしまして中国側にも理解を求めたわけでございます。呉学謙外相はこれに対してよく承ったということでございますが、同時にまた日本政府としても中国側の国民の感情に留意をしてほしいというような中国側からの説明もあつたわけでございます。

引き続きまして、我々としてしましては、韓国あるいはその他の国々に対しても今申し上げましたような趣旨につきまして外交ルートを通じて理解を求めようように努力を重ねておるわけでありまして。

○野田哲君 本質的な問題ではないんですが、A級戦犯の問題について新聞に報道されているところによると、政府・与党の首脳会議でA級戦犯を取り下げてもらうことは、これは政教分離の建前から政府としては言えないので、与党——自民党の方

から靖国神社に要請をしてもらうことになったとかいう報道があるんですが、これは事実ですか。

○国務大臣（藤波孝生君） 政府・与党首脳会議の会議の本身は一般的に外に出さないことになっておりますが、その会議の席上この問題が話題になったことは事実でございます。

与党の方からその点が非常に問題として指摘されてきておるのではないかとというような御意見がございました。そこで私からはこれは問題意識としてはあるとしても、宗教法人靖国神社が決めおる事柄であつて、このことに政府がとやかく論評することは宗教法人靖国神社に対して干渉することになるので憲法上問題がある、したがって政府としては物を言う立場にない、こういうことを申し上げたところでございます。党の方ではいろいろ御論議があるように聞いております。

○委員長（安田隆明君） 野田君、時間参りました。

○野田哲君 もう最後。  
問題はまだ尽くされておりませんので、引き続き私は政府の今回の措置については厳しく対処してまいりたいと思うわけですが、今官房長官も説明をされた政教分離の建前から靖国神社には干渉するわけにいかない、これは政教だつて同じだと思ふんです。政教にしたいつてこれは、靖国神社にだれを祭つていふことはいいか悪いか、これは言えないと思うんです。一遍神様にしたものを生臭い人間が取り下げられるはずはないんですよ、これは、神様というものについて、そうでしょう。そんな簡単な神様ならこんな大騒動にはならないんです。だから総理も私はこの問題についてはやはりもっとよく判断をされて今後とも間違いない対処をされることを強く望んで、時間が参りましたので終わります。（拍手）

（略）  
○秦豊君（略）

これは私の記憶違いでなければですが、総理、拓大総長されましたときに、靖国を民族の霊場たらしめようという意味のことを、一言一句は正確じゃないかもしれませんが、こういうことをおっしゃったと思ひますけれども、こういう基本的な認識は今もありませんか。

○国務大臣（中曽根康弘君） あれは私立大学の総長という立場で学生と懇談をしたときの私の話の中身であると思ひます。つまり、戦争で倒れた戦没者に対してみんなが哀悼の意を表するということは自然の感情であつて、そういう倒れた人々を

ほつたらかしたり冷たい目で見るということをやつていたら国というものは成り立たなくなるであらう、また、日本人の死生観からしても亡くなった方を悼む、あるいはお線香をささげるということ、これは日本人の自然な死生観なのであつて、それは民族の伝承であり、とうといことである、そういうところまで捨てたり笑つたりしてはいけない、そういう意味の趣旨のことを言っているわけです。

○秦豊君 靖国神社の例大祭への参拝見送りは中国の圧力に屈したものであるというふうな論調が与党内にもあるとうかがうが、総理はそうは思つていらつしやいませんか。

○国務大臣（中曽根康弘君） あのとときは国会の審議とか、あるいはアメリカへ行くというようなことがありまして、時間的にも非常に無理な点がありましたが、また一面においては国際情勢というものも若干考えないということではなかつたのであります。

○秦豊君 外務大臣、中国等からする批判ですね、これから鎮静化するとお考えですか。

○国務大臣（安倍晋太郎君） これは、やはりこれから中国との間でもさらに十分対話を進めていって、日本の立場、あるいは政府の立場を理解していただく、こういう努力を続けていかなきゃならないと思ひます。

単に、簡単に解決した、そういう問題では私はない、こういうふうな考えております。

日中関係は、やはり基本的に非常にいい状況にありますし、中国もまた日中関係を大切にしたい、こういうことを言つておるわけですから、両国でお互いに努力をして相互理解を進めていって、こうした問題の解決を図っていききたい、こういうふうな思ひます。

○秦豊君 総理、さつきもちよつと出ましたが、与党内にA級戦犯の合祀については靖国神社側に善処をしてもらつて、そのかわり公式参拝自体は続けてはどうかという動きがありますが、総理の認識の中じゃそれはどうですか。

○国務大臣（中曽根康弘君） これだけいろいろ論議の対象になつたことでございますから、自由民主党の中でもいろいろな考えの方がおられて、そしてあるいは行動をし、あるいは考えるということは当然あり得ることでありまして、それらの考え方について注意深く私は一つ一つ自分でも検討を加えてまいりたいと思つております。

【六二五】第百三回国会衆議院外務委員会議録第一  
号（昭和60年11月8日）

（発言者）

土井たか子（委員）

後藤利雄（政府委員、外務省  
アジア局長）

安倍晋太郎（国務大臣、外務  
大臣）

小和田恒（政府委員、外務省  
条約局長）

愛野興一郎（委員長）

小林進（委員）

的場順三（政府委員、内閣官  
房内閣審議室長兼内  
閣総理大臣官房審議  
室長）

【発言順、敬称略】

○土井委員（略）

さて、ほかにも日ソ間の問題は基本的にございますけれども、きょうは特にあとの時間を靖国問題についてお尋ねを進めたいと私は思うのであります。

それでは後藤局長からお尋ねしたいと思うのですが、十月八日に後藤局長は急速、本当に急速訪中されたわけでありましてけれども、どのような目的で中国にあのときいらしたのですか。

○後藤（利）政府委員 お答えいたします。

御案内のように、十月十日から外務大臣同士の第一回の定期協議が開かれるというところでございました。そこで、せっかく外務大臣が行かれますので、私も単に呉学謙、ウー・シユエチエン外務部長との協議のほかに、できるだけ多くの要人の方にお会いいただいた方がいいということで、外交チャネルを通じていろいろと中国側にお願しておつたわけでございます。ただ、御案内のように、中国側はいろいろな御日程がありまして、その時点においてなかなか決まっておりましたので、むしろぜひ今度の安倍外務大臣の訪中の意義をもう一度、鄧小平主任以下できるだけ多くの要人に外務大臣がお会いすることができて、この機会に日中関係を大局的にお話ししていただくことが非常にいいんじゃないだろうかという私どもの誠意を、東京におります私が参りまして中国側の関係者にお願すると

いうことで、要人と外務大臣との表敬、会談の日程の最終的なお願いに何ったというところでございます。

○土井委員 局長、ちょっとそれは四角四面な切り口上でおっしゃるわけけれども、急速いらしたのには、大変な御無理を重ねていらっしやるはずなんです。今までの外務大臣の訪中についてこれだけ配慮して、これだけ局長自身が無理をして飛んでいかれるということはよもやございませぬでした。飛んでいかれた当日は、外国の方とお会いになるお約束もあつたはずであります。韓国の金泳三氏と会談されるということもキャンセルにした。しかも、航空券はなかなか手に入らない、難しいのに、無理をしてわざわざいらした。今おっしゃったような御答弁だつたら、日本大使館を通じてアレンジできるのです。いつでもそのとおりやつてこられている。特に、いろいろと事前の調整が必要だつたのじゃないですか。

○後藤（利）政府委員 今御指摘のとおり、八日の夜、韓国の金泳三氏と私会食をさせていただきたいという日程を立てておりました。大変乱もこの会談を、会談という朝夕食を楽しみにしておりました。私、体が二つあつたら両方に本当に出たいなという感じがあつたわけでございます。急に参りましたのは、私としては、大使館を通じてという日程のアレンジができればいいなと思つておつたのでございますが、なかなかできないというところでございましたので、できないと言つたらおかしいのですけれども、十日に行きまして……土井委員「おかしいですよ」と呼ぶ）いやいや、そんなことは絶対にございませぬ。行きまして、鄧小平主任——何日の何時というところはあるいはわかるかもしれませんが、私、事務当局の責任者といましては、日中外相会談は初めてでございますので、外務大臣ができるだけの要人にお会いしたいという希望に万一にも沿えない場合には、甚だ私責任を感じるわけでございます。金泳三氏にお会いできなかったのは、まことに残念でございます。

それから、九日でもよかつたかなという感じはするのですが、たまたま飛行機が八日の午後にとれたというものですから、結果的には急速飛んでいったということでございます。本当にそれだけでございます。

○土井委員 大変無理な御答弁だと思つたのですよ。それはだれに会つていただけるかという調整だけではなくて、大事な懸案の内容に対する調整もあつたのでしょうか。それは既に巷間はつきり伝えられています。中国側がただいまの靖国問題に対して非常に強い姿勢を持つている、このことに対して外務省として

は対応方が要請される、この調整がありはしませんか。

○後藤（利）政府委員 八日に参りまして、九日に先方の外務部の次官、あるいは私のカウンターパートであるアジア局長と昼食などをしたことは事実でございます。その過程において、もちろん今の要人の表敬のほかに議題というものは、日中外相会談の議題は二国間で国際関係のいろいろなお話をしましようというところは既にお話ししておつたわけでございますが、靖国問題について調整する等そういうような問題はございません。靖国神社問題というのは、もつと高いレベルの非常に政治的なあれでございますので、私がついて調整するというようなたぐいのものではないと思つています。

ただ、靖国神社の問題について、昼食か何かのときに日本の公式参拝というのがあつて、それは官房長官談話のラインで私がお話ししたということでございますけれども、それがいわゆる今先生の言われました調整とか、そういうことでは毛頭ございませぬ。それはむしろ、外務大臣同士にお話ししていただくべき筋合いのものであるというのが私の判断でございます。

○土井委員 それはそうだと思います。外務大臣から正式に言われるのが筋であろうと思つています。しかしその前に、一応それに対してその席を通じて説明をされることぐらいに、この問題に対しては重要視されて行かれていくのですよ。

○後藤（利）政府委員 靖国神社問題が、日本の国内あるいは関係国において今非常に関心があるということは当然でございます。私もこの問題については、小さい心を常に痛めてきておることには御理解いただきたいと思つています。その意味で官房長官の談話をお話しして、外務大臣もその点については呉学謙外務部長と率直なお話をさせていただくであろう、その点はよろしく外交部長にお話をお聞きいただきたい、そういうことでございます。

○土井委員 それならんさい。今の御答弁を聞いてみると、やはりそういう調整じゃないですか。中身についてどうぞ聞いていただきたい、そういう調整です。

さて外務大臣、中国の靖国に対する抗議というものについて、これは内政干渉だというふうなことを発言する人がおるんですね。しかし、日中共同声明の六項を見たり、日中平和友好条約の一条一項を見てまいりますと、そこに言うところの内政干渉には当たらないと私は思うのですが、これは内政干渉というふうに受けとめていらっしやいますかどうですか、外務大臣にお

尋ねたいします。

○安倍国務大臣 この問題についてはいろいろと議論もあるわけですが、私と外務長官との話し合いでは、内政干渉とかそういう立場で話をしているわけではありませんが、あくまでもやはり日中関係の将来の問題、それからこれまでの日中関係のあり方、そういうものを踏まえた形で靖国問題にも触れて、特に中国側としましては、日本に中国の人民の感情をやはり十分知っていただきたい、理解していただきたい、こういう趣旨でございます。中国側が、初めからそうした内政干渉とかそういう意図をもって、あるいはそういう気持ち、立場で日本に対して注文をつけたということではもちろんありません。

○土井委員 今外務大臣としては、内政干渉とは受けとめてもらっていいというお立場であります。そうすると、内政干渉でないということになるなら、その理由は、どういふふうなところでの抗議があるというふうに受けとめてもらっていいですか。

○安倍国務大臣 これは、具体的な会談の内容についていろいろと申し上げることは、やはり国際間の関係でもありますから差し控えるのが妥当じゃないかと思いますが、中国側としましては、やはりああした学生の一連の動き等もあって、そういう中でとくに靖国神社の公式参拝というの、何か一部のこといいますか、中国の人たちから、国民感情から見ると、日本がまた今まで来た道から方向を変えていくのじゃないかと、中国がまた心配しているいわゆる軍国主義といった方向に、こうした総理大臣の公式参拝というものを契機に道を変えていくのじゃないか、そういうおそれ、心配というものが中国側にある。そうした心配というのが学生等の動きになってもあらわれておるのだ、こういうことも言っておられたのであります。

ですから、私はそれに対して、日本のとった今回の総理大臣の公式参拝というのは、官房長官の談話にも尽くされておるし、この官房長官の談話というのは、やはり日中関係についても、日本がこれまでアジアの人たちに与えた大きな犠牲というものに対する反省は常にしていかなければならぬ、同時に、これからの平和のために日本は努力をしていく。今回の措置というのは、一般の戦争の犠牲者に対して弔意を表する、こういう形でやってきているわけで、中国側が心配しておられるような軍国主義への道を歩くとか、あるいはまた日中共同宣言に違反するような立場で日本が何かやろうとしている、日中平和友好条約に背馳するような形で日本が何かやろうとして

いる、そういうものでは決してないのだ、これまでの日中間で約束し、結んだ原則、条約、基本というものはきちっと守っていきますということ、私からも詳細に説明したわけでありまして。

○土井委員 その外務大臣は詳細に説明をされたということも新聞記事に報道されているわけでありませうけれども、日本政府の真意を説明して、中国側の立場というのは、A級戦犯を祭った靖国神社へ政府が公式に参拝した行為そのものが相互の信頼を裏切る、侵略戦争の被害者である中国人民の痛みというものを踏みにじるものだというふうなところがあつたのではないか、こういうことに相なるわけでありませう、この点はいかがでございますか。

○安倍国務大臣 そうした判断も、私は率直に言つて中国側にはあるのじゃないか、こういうふうには思います。

○土井委員 そこでお尋ねしますけれども、中国側の理由というものが一応納得できるというものであるならば、日中間の関係を一層強固なものにしていくことのために、納得できる内容に対して、日本としてはやはりこれにこたえるということ、非常に大事な問題になってくると思うのです。日本は中国に対して侵略戦争を行い、大変多大の被害を与えたという過去の事情があるわけですが、この点に対して外務省としてはどういう認識を持っていますか。

○安倍国務大臣 過去、日本が中国あるいは中国の民衆に与えた大変大きな犠牲というものに対しては、日本としては深く反省をして、その反省の上で立つて日中関係というものを進めていかなければならぬ、こういうふうには思っています。

○土井委員 その過去の大変な、向こうに被害を与えたということの反省とおっしゃいますが、これはやはり中国に対して日本は侵犯した、侵略をしたという事実に基づくところの被害が中国側にはあつたという事実関係に相なると思われませう、いかがでございますか。

○安倍国務大臣 中国側がそういうふうな判断することは、それは日中間のこれまでのあり方からすれば、国際的にもあるいは客観的にもそれなりの意味があるのじゃないか、こういうことは日本としてもやはり十分受けとめなければならぬ、こういうふうには私は思います。

○土井委員 つまり、国際的に日本は中国に対して侵略をしたということが是認されておる、国際的それは認識である、このことを日本もはっきり認めなければならぬ、こういう関係にな

るわけですね。

東京裁判で「平和に対する罪」という概念が新しく出てきているわけですが、「平和に対する罪」というのは内容は一体どういふものなんですか。外務省いかがでしょうか。

○小和田政府委員 極東国際軍事裁判所の条例で「平和に対する罪」というものが規定されて、それに基づいて被告が起訴されたわけでございますけれども、その中で訴因の第二十七というものがそれに当たりますが、中国に対して侵略戦争が行われた、これが「平和に対する罪」を構成するという規定がございます。

○土井委員 それは、極東国際軍事裁判所条例の中にも明記がされているところですから、今局長がお答えになつたとおり、中国に対して侵略戦争を行ったということに対する罪である、具体的に言えばそういうことに相なるかと思うのです。そうすると、東京裁判自身に対しては、日本はこれは認めているわけですね。また、東京裁判に対しては国として、政府として、それは是認するという立場にあるわけですね。いかがですか。

○小和田政府委員 土井委員御承知のとおり、日本国との平和条約の第十一条に規定がございます。「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国が拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」云々という規定がございます。ここで極東国際軍事裁判所の裁判を受諾するということを約束しておるわけでございます。

○土井委員 受諾するということになると、条約に対しては遵守するという義務が日本としてはございますから、したがって平和条約の十一条に言うところでは、はっきりそのことに対しては認めているという立場に日本の政府としては立つわけですね。日本の国としては立つわけですね。これを再確認します。

○小和田政府委員 ここで裁判を受諾しているわけでございますから、その裁判の内容をそういうものとして受けとめる、そういうものとして承認するということでございます。

○土井委員 この東京裁判、極東国際軍事裁判所において戦争犯罪人として処罰されることのために、戦争を引き起こした、侵略戦争を行ったというところで処罰されているわけでありませう。侵略戦争というのは、先ほど外務大臣がおっしゃるとおり、国際的にこれは犯罪ということに相なるかと思われませう、いかがでございますか。

○小和田政府委員 一般論として申し上げますと、極東軍事裁

判の評価については学問的にはいろいろな意見がございますけれども、先ほども申し上げましたように、国と国との関係におきましては、日本国政府といたしましては極東軍事裁判を受諾しているわけでございます。その裁判の過程におきまして、先ほども申し上げましたような「平和に対する罪」ということが起訴理由になっておりまして、その訴因の第二十七で、被告が中華民国に対し侵略戦争並びに国際法、条約、協定及び保証に違反する戦争を行ったというところが挙げられておりまして、御承知のような判決が出ていますので、そういうものとして政府は受けとめておることでございます。

○土井委員 したがって、侵略戦争は国際的に犯罪であるということと認めるということに相なりますね、もう一度お尋ねします。

○小和田政府委員 この極東軍事裁判において問題になった戦争あるいはこの被告の行動につきましては、それが極東軍事裁判所に言うところの「平和に対する罪」を構成するという判決、そういう裁判を受諾した、そういうものとして認めたということでございます。

○土井委員 ポツダム宣言というのがございますね。ポツダム宣言を日本が受諾したということ、これはイコール敗戦ということに相なったわけでありまして、このポツダム宣言の十項というところに「一切の戦争犯罪人」云々というのが書かれております。「平和に対する罪」で裁かれた者は、当然この中に含まれますか、いかがでございますか。

○小和田政府委員 御質問の趣旨を私、正確に把握したかどうかよくわかりませんが、ポツダム宣言十項には御指摘のとおり「一切の戦争犯罪人に対しては、嚴重なる処罰を加へらるべし。」という規定がございます。我が国はポツダム宣言を受諾しておりますので、この内容を受諾したということでございます。

○土井委員 そうすると、その内容を受諾したと言われる「一切の戦争犯罪人に対しては、嚴重なる処罰を加へらるべし。」と書いてあるその「一切の戦争犯罪人」というのは、「平和に対する罪」で裁かれた者は当然これは含まれるということになるわけですね。

○小和田政府委員 前後関係が逆になりますけれども、ポツダム宣言を受諾いたしましたして、その後の事態におきまして極東軍事裁判所が設立をされて裁判が行われた、こういうことでございます。その極東軍事裁判所の裁判の過程におきまして、「平

和に対する罪」として裁かれたわけでございますので、ポツダム宣言十項に言うところの戦争犯罪者の処罰の規定が具体的に実施されたものとして、極東軍事裁判を受けとめるということではないかと思っております。

○土井委員 いや、それは解釈の経緯についての御説明でございましたが、結論とすれば、時間的には相前後するけれども、ポツダム宣言の十項に言うところの「一切の戦争犯罪人」は「平和に対する罪」で裁かれた者は当然含む、こういう理解でよろしゅうございますか。

○小和田政府委員 委員の御質問の趣旨を私、正確に理解していませんけれどもお許しいただきたいのですが、ポツダム宣言の第十項に言うところの戦争犯罪人の処罰、それが具体的に実施に移されたものとして極東軍事裁判というものが位置づけられると思っておりますので、その意味におきましては極東軍事裁判の結果というものは、ポツダム宣言第十項に言うところの戦争犯罪人の処罰に相当するものであると理解しております。

○土井委員 そうすると外務大臣、中国側に公式参拝の説明として、参拝は決して軍国主義の道を歩まぬという日本の決意を変更するものじゃないというふうに言われているわけですが、この説明では今の問題に対してちよつと的外れになってくるのですよ、今私がそういう御質問を申し上げて答弁をいただいた経緯からいいますと、中国何からすれば、侵略戦争で親や子供や自分たちの身内が大変殺されて、まだその悲しみ、憎しみというものは消えていない、そういう人たちがたくさんおります。そういう中で、総理を初めとして、侵略戦争を引き起こした戦争犯罪人が祭られている場所に公式参拝することは許せないということ、これは当然の問題じゃないかと思われまうかと、外務大臣いかがでございますか。

○安倍国務大臣 この点について、私も官房長官の談話を引用いたしました日本の立場を説明したわけですが、今回の総理大臣初め閣僚の公式参拝は、特定の人たちに対する特別な哀悼の意をあらわすとかそういうような考え方は毛頭なくて、やはり一般的に日本のために戦争で殉じた戦没者を追悼する、こういう立場から、そしてまた靖国神社がこれまで戦没者の中心的な施設である、こういう認識から総理大臣初め閣僚の参拝というものが行われたのであって、その辺についてはひとつ十分理解をさせていただきたいということを述べたわけでございますが、私の詳細な説明に対して呉学謙外相は理解したと言っているわ

けではありませんで、日本側の説明は十分承りました、しかし中国には中国の人民の感情というものもありますし、そういう点についてはひとつ十分御配慮をさせていただきたい、こういうような趣旨のお話ございました。

○土井委員 配慮をさせていただきたいじゃないんですか、外務大臣御自身がどう対応されるかを私は承りたいと思うのです。戦争犯罪人として罰せられている戦犯が合祀されているのです。日本の国内でも、親兄弟を失った戦没者からすれば、戦争に駆り立てられた、そうして戦死を遂げた、駆り立てた側と一緒に合祀されることに対しては大変微妙な気になられるのじゃないか。むしろ、お断りだという気持ちさえ遺族の中にはあると私は思いますよ。ましてや侵略を受けた側からすれば、侵略者を祭っている場所に——お互い国交回復後、過去の過ちを二度と繰り返さない、深く反省するということの共同声明の中で、正常な、子々孫々に至るお互いの国交を平和裏に進めていくということが問われている中でこの問題ですから、このことに対しては大変深刻と言わざるを得ぬのです。

政府としては、靖国公式参拝は制度化していかないと言われまうけれども、外務大臣御自身はこの問題に対してどう対応なさるのですか。中国に対して、るる説明をして済む問題ではなからうと私は思っています。いかがでございますか。

○安倍国務大臣 これは決して、中国側との間で交渉して解決するとかいう問題じゃないわけですが、日本政府として決定に至るそうした経緯については、やはり中国側としても非常に重大な関心を持っておられるから、るる説明をしたわけです。その中に、今私が申し上げましたように、決してそうした特定の人たちに対して哀悼の意を示すあるいは礼賛をする、そういうふうな立場で我々が靖国神社に参拝をしたわけでも何でもないんだ、我々の気持ちというものは、総理大臣以下、あくまでも一般的に戦没者全体に対する政府としての哀悼をささげる、こういう立場で行ったわけであるし、このこと自体によって日中関係、これまで築き上げたものを変えようとかあるいは変わっていくとか、そういう考え方は毛頭ないんで、あくまでもこれまでの基本というものはきちつと守って、これから進んでいきますというのを私からも申し上げておるわけでありまして。

○土井委員 いや、そうじゃないんです。口先で幾ら説明をしたって、そんな問題じゃないでしょうと言っているのです。日本に対して、日本は過去大変な被害を与え、非常に悲惨な

状況を繰り広げたんです。日本から被害を受けた国は、これは絶対忘れません。そういうことからすれば、これは先ほど来応答をさせていただいたとおり、戦争犯罪人として国際的に罰せられた人たちが祭られている場所に日本の政府が公式に参拝するということの意味は、どういう意味を持ちますか。外国から見るとは、どう目に見えて、特にアジアの国から見れば、一％問題については、外務大臣は、軍事大国にならない、アジア、特に近隣諸国に対しての日本の大事なかたであるということ、これを言われた。同様に、この問題もアジアの目はじつと見ているということも忘れてはならぬと思います。軍事大国にならない、口先では幾らだつて言える。軍縮も大事、これも口先で言えるのです。しかし、何をどうやっているかが大事じゃないですか。このことを考えれば、外務大臣がこれからこの問題に対してどう対処なさるかということはずいぶん聞かせていただかねばなりません。いかがでございますか。

○安倍国務大臣 政府としては御承知のような公式参拝を決まして、いろいろこれまでのいきさつについては御承知のとおりです。その決めるに当たつての官房長官談話で、政府の考え方というものであるいは気持ちというものは国際的にも明らかにしておるわけでございますが、確かに、日本がこれからいろいろと事を行う場合においては、国際的な関係あるいはまたアジアの人たちの気持ちというものは、それなりに十分配慮しながら問題に当たつていかなければならないという点については、私も変わらざる気持ちを持っておりますわけでございます。総理も、その後の国会での答弁等で、この公式参拝というものは制度として進めておるのじゃないんだということも申しておるわけでございます。

この問題は、日本は日本なりに自主的に取り組んでいくべき課題でありますけれども、しかし同時に、一面また外国の、特にアジアの人たちの気持ちというものは、それはそれなりにやはり我々としても考えて対応していかなくやならない。同時にまた、そうした国々に対する十分な説明といえますか、理解を求め、こういう努力は引き続いてやっていかなければならない、こういうふうに思います。

○土井委員 それはその努力も大事でしょうが、外務大臣、戦争犯罪人というのは戦没者じゃないでしょう。先ほどから、戦没者にもうどるか戦没者に参るとかおっしゃっていますか、戦没者じゃない。いかがです。

○安倍国務大臣 これはまさに宗教法人靖国神社自身が判断し

て、そして決める問題ですけれども、御承知のように戦争犯罪人、処刑された方々が戦没者と言えるかどうかというところは、今までの靖国神社に祭られておる人たちの歴史的な経過から見ると、言えるかどうかという点についてはいろいろ問題はあると思います。しかし、宗教法人靖国神社が決めるべき問題じゃないか、こういうふうに思います。

○土井委員 外務大臣、靖国神社がだれを合祀するかという問題は、全く靖国マターであります。神社マターです。きょうここで討議をした中身というのは、国際法から考えて戦争犯罪人というのはどういう人たちを言うのか。少なくとも日本が受諾をし、そして今日まで有効であるポツダム宣言にしろ平和条約にしろ、その中で言うところの戦争犯罪人として処刑されている人たちは、国際法上これは戦没者じゃないんです。このことははっきりいたしました。国際的に考えて、戦没者と戦争犯罪人は違いますよ。同じに考えるわけにはいかない。これは違うでしょう。国際的に戦争犯罪人は戦争犯罪人なんです。極東軍事裁判例を見ればちゃんと明記してありますよ。それを平和条約で日本も認めているのです。日本の国としたり、それを認める立場に立っているのです。いかがでございますか。

○安倍国務大臣 極東裁判あるいはまたその結果生まれた戦争犯罪人あるいはまたこれに対する処罰、これは今条約局長が言っておるように、国際法にもあるいはポツダム宣言受諾以来の日本政府の公式な立場からしても、これは日本としてこれを認める、そして平和を侵したものだ、こういう認定の上で立つて受諾をしているわけですから、政府としてはその点に対しては明快であろう、こういうふうに思います。

○土井委員 明快になることに対して明快にまだ態度を示しておられない、そういうことになるのです。平和を侵した人たちに對してもうでることが、どうして平和に対する誓いになるのですか。こんな矛盾した話はないと思いますよ。このところをはっきりしていただかなければならぬと思います。外務大臣の御所信をお伺いします。

○安倍国務大臣 総理初め我々としても、靖国神社に参拝をしたというのは、何も今お話しのように、戦争犯罪人で処刑された方々に對して哀悼の意を表するとかそういう立場で行っているわけでないことは、それはもうはっきり言えるわけです。総理初め我々が行っている立場というのは、あくまでも戦争犠牲者がお祭りしてあるといえますか、中心的施設が靖国神社だ、そしてあくまでも総理以下我々が行った対象というのは、一般

的に戦争で生命を亡くした戦没者、一般的な戦没者、そういう立場に哀悼をささげる、そして平和を祈願する、こういう立場で行つておるといふことを、これは官房長官談話等でも明らかにしておるわけでございます。

○土井委員 理屈の上での区分けはできて、実態の上での区分けはできません、一体として合祀されているのですから、その場所に公式参拝されるのですから。よろしゅうございますか。その場所に行かれて記帳されるときに、戦犯者は除くとお書きになるのですか、そういうわけにもいかぬでしょう。これは非常に矛盾した話であります。個人としてもうでられるのは全く別ですよ。公式参拝という場所、この靖国の中に祭られているのが戦犯者である、そこにもうでられる。それだけは意識の中にございませんと言つたつて、そこにもうでられるのですから、現実の実態としてはこれは幾ら理屈を言つたつて通用する問題じゃない。その辺は外務大臣、どこまでもこの話は口で説明されたとしても解決できる問題じゃありませんよ。

来春、八月十五日、秋、それが問われるということになりまして、恐らくは、これは公式に制度化したものでない、またなおかつその場所になつたときに考えましよう、こうなるかも知れませんが、しかしそうじゃないので、基本姿勢というのがどういふところにあるかというのが常に問われているのです。その日が来るときにどう対応するかという問題もさることながら、そうじゃない、常日ごろが問われているのですよ。そういうことからして、外務大臣の姿勢に対して私はきょうははっきりしたお答えをいただきたい、そういうつもりで質問をいたしております。いかがですか。

○安倍国務大臣 これは今までの申し上げたとおりでありまして、政府としてはとにかく制度化したわけじゃないのですけれども、公式参拝の道を開いたことは事実でありますし、その理由としては官房長官談話で明らかにしておるわけでございます。そしてこの問題について、あくまでも日本政府自身の問題として自主的にこれから総理大臣以下が判断をしなければならぬ。これは日本国民としての、あるいはまた政府としての自主的な独自の判断でやらなければならぬ、判断をしていかなければならぬ問題でありますけれども、同時に、国際的な例えれば中国との関係とかあるいはまたその他アジアとの関係、そうした面についてもそれなりの配慮というものを、今後とも日本が国際的な国家としてアジアの一国として進む以上は、それはそれなりに考えていかなければならぬ、そうした大きな判断の

中でその一つとして考えていかなければならない、そういう課題でもあろう、私はこういうふうに思います。

○土井委員 そうすると、戦没者でない戦犯者が祭られている場所に公式参拝することは好ましくない、このように外務大臣としてはお考えでいらっしゃいますね。

○安倍国務大臣 いや、これは総理以下我々も参っているわけで、そのときの立場というものは、あくまでも戦没者が祭られている中心施設としての靖国神社、そして我々が哀悼をささげたのは一般的な戦没者、こういう立場でございますから、それ以上のもではありません。

○土井委員 さあ、そういう姿勢というのは、やはりアジアから見ると奇異に映りますよ。戦争に対する反省というものが全くないと言われてもいたし方ない、戦犯者にもうであるのですから。それは別であると言つても、それが祭られている場所にもうでられているのです、公式に。どこまでいったって、これは理屈で、説明で賄い切れる問題じゃありませんよ。アジアはその問題を注視している。確かに外務大臣がおっしゃるとおり、外交的にこれは非常に大きな意味を持つ問題であります。こういうことからすれば、戦犯者が祭られている場所に行きながら戦犯者にもうでているのではない、こういうことを口頭で言われますけれども、これは通用しない。このことは、良識のある外務大臣ですからわかた上で、非常ににお困りになりながらお答えになつていらつしやるのではなからうかと私は推察するわけでありますけれども、しかしこんなことは、困つて、いろいろとそれに対してどういふふうに言い回しを考えていったら摩擦が起きないで済むかという答弁で済む問題じゃないのです。後々、これから事実関係で、具体的なことに対しては思わぬ好ましくない問題も引き起こします。七二年に国交回復がなし逐げられた以前に戻るか、そのうち我々が努力をして積み重ねてきた国交正常化後の日中間のあるべき平和友好という問題がさらに促進されていくか、岐路に立つ問題だと申し上げても過言じゃないと私は思いますよ。

最後に外務大臣の御所信を承つて、私は終わりにします。  
○安倍国務大臣 アジアの一国ですから、やはりアジアの国民の気持ちは大事にしなきゃならぬと思ひますし、また、戦後四十年間の中で、アジアの中の一國としての日本の責任というものはそれなりに果たしておりますし、その努力も続けておるわけ、そういう中でアジアの中の一國としての日本と諸外国との信頼関係を徐々に拡大していることを私は大変喜んでおりま

す。そして、日中関係もせつかくここまでいい関係に來ているわけですから、これをやはり不動のものとしてこれから発展させていかなきゃならぬと思ひます。

しかし、いろいろと問題は、これだけ広く、深くなつていゝのですから出てくるわけですが、それは両国の英知によつて解決するというのが必要ではないだろうか、こういうことを私は痛感します。日本もそうですが、中国側もやはりこれまで築き上げた日中関係を損なわないように持つていこう、そういうことで中国側としては、非常に高い立場でいろいろと考えてもらえることを私はひしひしと感ずるわけです。それをやはり日本が知らなければならぬし、十分知つて対応していかなければならぬと思う。

先ほどからお話がありましたような靖国神社問題、そしてこれに公式参拝したということが、反省が足らないとかさういふことでは全然ないわけですが、それは、中国側もわかつていただけではないかと思ひます。我々はあくまでも、日中平和友好条約とかあるいはまた日中共同声明とかその他の四原則とかさういふものは守つていくんだ、軍国主義の道はもうたどらないのだといふことは中国側にも十分説明している、これも十分わかつていただいていゝのではないか、こういうふうにも思つておるわけでございますが、いづれにしても今後の大事な関係に大きなひびが入らないように、とにかく我々も政治家として、外務大臣としてだけじゃなくて政治家としても努力をしていく必要がある、こういうことは痛感しております。

○土井委員 終わります。

○愛野委員長 次に、小林進君。

○小林(進)委員 靖国神社の問題で外務大臣のお考えもお聞きしておりましたけれども、私もこの問題、非常に心配しているのです。これは単なる日本の問題ではなくて国際問題だし、四十年積み重ねてきた日中友好にも大きな傷が入るといふ心配もあるものですから、私は静かに深く眺めていたのですが、今の内閣の中では、総理大臣よりは外務大臣がこの問題の重要性をやや理解されているのじゃないかと思つていゝのです。まだしかし、私どもの理解から見ると随分足りない。そこで、外務大臣を教育するといふのはちよつとおこがましいけれども、いまま少し問題を深めて理解してもらいたいという立場で私はひとつ質問をいたしますが、限られた時間ですから駆け足で申し上げます。

第一番目には、外務大臣はこの十月十日から十三日まで両国

の外相会議においでになつた。私はその記録は全部あるのです。その中で外務大臣は、鄧小平顧問委員会主任あるいは越紫陽主席それから呉謙外交部長それからまた谷牧にもお会いになつていゝ、それから李鵬にもお会いになつていゝ、それから王兆国、なかなかこれは大したメンバーです。このメンバーを見ると、中国が外務大臣の訪中を大変重要視している。

ちよつと余分なことになるけれども、あなたの帰られたその日にブッシュが北京に行つていゝのです。アメリカの副大統領が行つていゝが、ブッシュが向こうで会つたメンバーとあなたが会つたメンバーとほとんど同じ、メンバーは違ひますけれども。あなたは胡耀邦にはお会いにならないが、ブッシュは胡耀邦にお会いになつていゝけれども、鄧小平には会つていゝないという形でメンバーは違ひますが、ブッシュ同等以上にあなたの訪中を中国は非常に重要視したなという感を受ける。

それを見ながら、今申し上げた巨頭諸君とあなたの話を、記録をずつと見ておきますと、重要人物が、この三首脳部が言つていゝことはみんな同じなんです。あなたに言つていゝことはみんな同じなんです。内容全部ありますけれども、これをやつてはとも一時間ぐらい質問になりませぬから、かいつまんで結論を申し上げますと、やはり中心は二つある。

一つ、この問題だ。彼らは実に慎重で、靖国神社という言葉一つも使つていゝない。また、あなたも使つていゝない。使つていゝないが、「このことにつき」と、このことについてだけども、考へるような表現で言つていゝのです。非常に意味深長だが、この鄧小平の言葉をちよつと借りると「政治上の部分的な問題」だ。「部分的な問題について両国の政治家がそろつてこのように問題を重視し、関心を寄せるべきである。」そして十分に話し合ひを通じて、もう二度と起こらぬようにしてくれ、こういう表現。

それからいま一つ、このような問題をぜひとも解決してくれといふようなことで三巨頭の言ひ分が重要なことは、いわゆる「国民」といふ言葉を非常に使つていゝ。みんな使つていゝ。人心を、いわゆる国民を刺激しないでくれ、中国人民とは言わぬ、人民の感情を害さないでくれ、これを繰り返して言つていゝね。

だから、安倍さん、あなたの両巨頭との会談の記録をずつと見ていゝと、落ちるところはみんなここだ。政治家はこんな問題を起こさないように、いませしひとつ慎重に構えてくれといふのが一つと、なお国民の感情を害さないでくれ、言いかえれ

ば国民は非常に怒っていますよ、これを何とかこれ以上感情を高めないようにしてくれ、こういう言葉がにじみ出ているんですが、これに対してあなたは、大変迷惑をかけたから日本は非常に反省しておるか、あるいは正常化の原則だとかあるいは平和条約の原則、あるいは国交回復の四原則に従って決して軍国主義にならないという通り一遍の——通り一遍じゃ非常に悪いけれども、あれで手いっぱいなんですよ。一生懸命答弁をしておいでになるが、あなたはこの問題について、中国の要人が繰り返して言っているこの二つの問題に対して一体どういう理解をお持ちになってきたか、私はこれを率直に聞いておきたいんですよ。

○安倍国務大臣 今回の私の訪中、日中外相会談を中心として一連の要人との会談ですが、おっしゃるように呉学謙外相とは長時間やりまして、靖国神社そのものにつきましても時間をかけて日本の立場を説明いたしましたし、また中国側からの説明もありました。これは具体的にあったわけでありませんが、鄧小平氏を初めとしてその他の要人との間では、具体的なさうした指摘というものはなかったように思っています。しかし、今お話しのように、日中間は大変よくなっているし、またこれからもそれを不動のものにしていかなければならぬ、この点については両国の認識がそれぞれ一致したわけですね。

ただ、経済の問題あるいはまた政治の問題、両面にわたっていい中でも問題が起こっております。経済の問題では、インバランスの問題等がだんだん目立ってきておる。あるいはまた投資だとかあるいは技術移転とか、そういうところからお互いに努力していかなければならぬ課題があるんだ、中国側からするとそういう点に不満があるんだという指摘がありました。また、今おっしゃるような趣旨の表現で、政治的には我々は不満といえますか問題を感じておる、ですからこういう問題を早く克服して、これからの日中関係をしっかりとしましたものにして、全体的にはこういうことでありました。

ですから、具体的に指摘をされたということではありませんけれども、私自身も呉学謙外相と先日十分な論議をしておりますし、そういう点で中国側がどういことを言わんとしておりますのかということについては、私自身もそれなりの認識を持って帰ってきたつもりでありますし、そうした認識につきましては総理大臣にもお伝えをいたしました。あるいは党の皆さんにも、私の認識は率直にお伝えをした次第であります。

○小林（進）委員 あなたの御答弁にも半分賛成ですが、私は、

あなたと中国の首脳との会談を聞いて第一番目に感じたことは、中国の反靖国感情は予想以上に厳しいぞ、これが一つです。あなたがどの程度感じておるかわからぬが、とにかくこれは厳しいぞ。

それから第二番目は、これは私は両国の国民の感情の一番のずれだと思っただけでも、日本は、国交が回復して十三年たつたものでありますから、もう日中両国の友好などということは何か空気が通り過ぎるような、もう当たり前のような、ムードだけに今流れているという感情だ。その中ですから、日本国民の中には、今さら戦争の反省だとか軍国主義とかのことが一体何で問題になるんだらう、我々は日中友好に賛成しているじゃないかという空気があるが、これは日本人の大方の気持ちかもしれないと、なるほど、しかし中国から言わせると、中国人国民から言わせると、なるほど、しかし私どもはこの日本の侵略戦争で、まず今二千万人と言いますよ、私は今まで一千万人と言いましたけれども、中国人は二千万人を殺された、それから一億人以上の人たちの家を焼かれた、土地も取られた。当時は中国五億と言った。だから二割、五分の一の人はもう家を焼き払われた。そういうような被害者が今まだ中国にはたくさんいるのだ。たくさんいて、あるいは近親者が殺されたとか家を焼かれたとか土地を取られた、こういうような方々が身近にたくさんいて、今まだその戦争の傷跡を中国人は生々しく残しているわけだ。

そういうことで、先ほどの質問もありましたけれども、被害を受けた者はこの苦しきあるいは痛さ、悲しさというものは、これは忘れられない。その忘れられない気持ちですと日本を見詰めているわけですよ。その見詰めている人の感情や見方というものを、日本の政府、中曽根さんを先頭にちつともこういうことに対して考えてくれない。私は、最近よく中国へ行きまして、日本人ほど勝手な国民はいない、自分のことだけしか考えていない、人の痛さを一つも考えない、人の立場を考えない国民ですということを言われて、なるほどという感を深くしたのですが、これが靖国神社問題が爆発した潜在的な理由であるというふうには私は理解をしているのですけれども、中国のこの国民感情、今私が申し上げたこの感情というものを、一体外務大臣はこれをお認めになりますか、どうですか。どうでしょう。御理解になりませんか。外務大臣、ちよつとお伺いしましょう。

○安倍国務大臣 やはり戦後四十年たつたとはいえず、日本のつめ跡というのは、非常に深い傷を中国の人たちには残してきています。それはまだ依然として心に残っておるのじゃないか。やはり日本並びに日本人もそういうことは十分知つた上で、そうした反省の上に立って日中関係というものを進めていかなければならない、これはもう日本の基本的な認識、そうして基本的な考え方でなければならぬ、こういうふうには思っています。

○小林（進）委員 これをいまま少し掘り下げて、やはり日本もきちつと考えておかないと、問題を常に将来に持つていくと私は思う。御承知のとおり中国は、日本に対してはこのたびの大戦では一番被害者だ。その被害国民が日本に対しては賠償は取りませんよ、無賠償。土地に対しては一寸の土地も取りませんよ、いわゆる無分割。無賠償、無分割という一番寛大な方法で日本に戦争の処理をしてくれた。いいですか。一部の軍国主義者のために被害を受けたのは中国の国民だけではない、皆さん方日本人も被害者でありますから、皆さん方にこれ以上苦痛を与えるような賠償は私どもは取りません、そして土地も領土も取りません、こういうことを言っている。

これはこの機会に外務省に要求しておきますけれども、こういう大きな戦争をしたこの歴史の中で、戦勝国が戦敗国に対して一銭の賠償も領土も取らないような例が一体どこにあるか。私は、この資料をひとつ正確に外務省から後で届けてもらいたいと思うが、これは委員長、よろしゅうございませぬ。この資料ひとつお願いしますよ。よろしゅうございませぬ。

このたびの第二次世界大戦だつてそのとおりだ。アメリカは朝鮮戦争の関係で、日本の沖繩を貸してくれという名目で活用し利用している。日本を基地にして戦争している。ソ連なんか日本が戦争する一週間前にちやかちやかと入ってきて、そして北方領土を取り上げた。あるいは、旧満州における日本人六十万も取り上げてシベリア開発に使つたり、火事場泥棒より悪いことをしている状態だ。そういうような中で、この中国だけがこういう寛大な措置をしたときに、実は中国の国民は随分反対したのですよ。我々はこれほど痛い思いをしたのだから、我々の苦痛に相当するような賠償金を取らなくちゃならぬというのが中国国民の当時の声だつた。私はよく聞いている。けれども、それは毛沢東、周恩来等首脳部が、過去のことは忘れよう、将来を友好にいくためにはそういう恨みを残すことをやめようと言つて彼らを抑えて取らなかつた。これが中国人の今でも残っている感情の一つです。

ところが、その後見るとどうですか。日本はこのとおり世界

第二の経済大国だ。負けた日本がさっさと経済大国になってしまった。それで今中国はまさに発展途上国だ。第三世界の国です。そこで一生懸命に建設にいそしんでいる。それに対して非常に感情問題だけれども、最近日本人が北京に行くようになってきた。単に軍国主義者といった言葉が中国の国民から出てこなくなったのは、今軍国主義者だけじゃない、一般の日本人も中国に来る、若い者も来る。何だ、中国は貧乏じゃないか、我々日本から見れば大したことないじゃないか、こういうことを敢然と言うようになってきた。中国のホテル等へ旅行していくと、何だ冷房もないのか、暖房もないのか、暖房や冷房のないホテルに我々は泊ったことがない、こういう思いがつた、中国人の感情を逆なでするような言葉が今の訪中者の中からあらわれてくる、こういうのが一つ一つ中国人の感情の中に積まれてきている、こういうことです。

だから、今になってみると、靖国神社で火を噴いたが、中国人の腹の中では、何だ賠償金も取らなかった、領土も取らなかった、寛大な措置をして、こうして我々は反省もしなければ、ありたいとも思わなければ、感謝もしないじゃないか。これでは何のために一体こういう寛大な国交回復したのか、我々は意味がなくなってしまう。これは、いま一回原点に戻ってやり直さなければならぬという気持ちになっていくことは事実なんですけれども、これは外務大臣、間違っていますか。

○安倍外務大臣 全部が全部ということも言えないかもしれませんが、せんけれども、しかし中国の人たちの感情の中には、今おっしゃるようなそうした日本人に対する気持ちというのは確かにあるのじゃないか。私も、今回上海なんかに行ってみまして、日本の広告なんか随分出ておりました、こういうことが学生を刺激する一つの材料になっているのかなあというような率直な気持ちも持ったわけです。今お話しのように、日本の旅行者が随分中国の人たちの感情を傷つけておる、そういう発言をしておることも具体的に聞いておるわけですし、そういうことが全体的な広がりを持つことは日中関係にとって大変危険なことだ、こういうふうに思います。

○小林(進)委員 外務大臣がそのように理解を持っていたことはありがたいですけれども、政治を動かす上においても、こういう問題を腹の底に置いて問題を処理していただかないと、やはり本質的な解決になりませんからあえて私は申し上げたの

で、注意していただきたいと思えます。

まだ私は、この際速記録をつけて言っておきたいことは、私も実は中国に行った。外務大臣は十月の十日から十三日まで、私は九月二十四日から十月五日まで、ちょうどあなたがおいでになるちょっと前に私は中国から帰ってきた。というわけで、十二日ばかりずつと中国の状況、靖国神社以後の状況を見に行つたわけですけれども、私は行って実に驚いた。私は二十数回行っているけれども、これくらい日本に対する対日感情が悪化しているとは夢にも考えないで私は行つた。全く驚いてまいりました。その具体的な例を申し上げますと、今まで我々に会つても、戦争のことは忘れず、忘れましようといった言葉がなくなつちやつた。今度は会う人、会う人、ともかく私どもは戦争のことを忘れろと言つたつて忘れられませんが、中国の首脳部は昔のことを言うな、将来のことを言つて指導していますけれども、私どもは忘れられませんが、こういうふうに言葉が変わつた。

それから第二番目には、日本人に殺されかかつて助かった、そういう被害者、体の傷ついた人たちを出してきて、それで大きな集会場へ行くとその人たちが、こんなぐあいで日本人に虐殺をされました、痛めつけられました、私の体にはこれほど大きな傷がありますという、公の席で自分の体の傷を、実態を見せながら日本の残虐なことを話をする、こういう形に変わつてきた。

それから御承知のとおり、八月の下旬には北京大学において靖国神社参拝に公然と抗議する学生のデモが一千数百名、二千名近くで大きなデモ行進が行われて火を噴いた。こういうことが始まったが、これを契機にいたしまして、中国の全国に学生の抗日、反日の運動が火を噴き出してきているという状況になつてきた。私は、この実情を見てきたわけでございます。

なお、八月に入りますと、中国のマスコミが一斉に、抗日戦争勝利四十周年記念論文、回顧録、犠牲者の追悼文など、連続に全部掲載するようになった。これは今まで見たことのない、新しい現象です。それから、党の機関紙人民日報は八月中旬から、抗日戦争、世界ファシズム戦争勝利四十周年の通しタイトルの大型の企画を続けて、全国に日本の実跡を報道していますね。こうした一連の企画の中で、あなたも行かれる前にお聞きになったか知りませんが、八月二十八日、胡喬木政治局員、これはナンバーフォーですかね、ファイブですかね、あなたはお会いになつたでしょう、胡喬木。今度はお会いにならな

いか。実力者だ。彼が四十周年記念学術討論会においてこういう演説をしていますよ。ちょっと一席読み上げますから、聞いてください。

抗日戦争と反ファシズム戦争の歴史的意義を説き、侵略に抵抗した人々をたたえた後で、「かつての侵略者とそのシンパは、手を尽くして極東軍事裁判の厳正な審判を覆し、」これは今土井さんが言われた極東軍事裁判の問題だな。これを彼ら、中国は言っている。「極東軍事裁判の厳正な審判を覆し、戦争の性質を歪曲し、戦争の罪悪を覆い隠し、中国で行つた三光政策」三光政策とは、殺し尽くし、焼き尽くし、奪い尽くすというのが三光政策。この「三光政策や細菌戦、南京大虐殺などの戦犯を民族の英雄として美化し、甚だしくは崇拜さえしようとしている。」こういうことを公式で演説しているんですね。これは、胡喬木氏を通じて中国政府の代表演説ですよ。あなたも北京でこれをお聞きになつたでしょう。お聞きになりませんでしたか。これくらい激しく、いわゆる靖国参拝の問題を取り上げて抗議しているんですよ。

それから、時間もありませんから急ぎますが、抗日戦争勝利記念キャンペーンは、九月二日、天安門の広場で英雄記念碑の献花式、三日には人民大会堂で記念大会が催されている。これも全部日本に対する排撃の集会です。

それから今度は、日本軍の侵略でひどい目に遭つた中国とその他のアジア諸国が、戦争四十周年のいわゆる節目を迎えているときに、日本政府は従来の政策を一步踏み出して靖国神社に公式参拝をした、これは我々被害国民に対して顔に泥を塗るような思い上がった行為ではないか、こういうことがこの集会で言われているわけでございますが、この問題はどうですか。これに対して北京における外国の特派員、特派記者は口をそろえて、いかにも日本の内閣総理大臣は国際政治のセンスがないね、こういう批判を一律に出しているというような問題が起きている。いいですか、安倍外務大臣。あなたも御存じでしょう。それからSKD、これは松竹歌劇団。これはこの十月二十一日、中国の河南省の鄭州で開かれる日本映画祭に出席する予定です。つまり機材器具を送つていただいても、それを取りやめにしてくれということが日本大使館を通じて言われてきたことは御存じでしょう。その理由は何ですか。これは中華全国青年連合会から北京の日本大使館を通じて、今中国では対日感情がよくない、治安に責任を持つことができないからこの公演はやめてくれ。それくらい、今日本に対してはいわば治安の保障もで

きなくらい悪化しているという。

いま一つの例を申し上げますと、あれは九月十三日ですか、北京でマラソンがあった。日本の宗兄弟というのが、アジア国際マラソンに出て、二位で優勝した。あのとき、中国が一体どういう警戒態勢をとったか御存じですか。今までは二十メートルずつに警備の警官を配備したのでありますけれども、日本人が走ると、どこから抗日のデモ隊が日本人を捕らえるかわからないという心配があって、五メートルごとに警察官を配置してそれに備えた。日本人に不当な暴行があつてはいけないというので備えた。こういうような中国側の配備が行われるくらい事態が悪化している。いいですか。

こういうような空気の中で、胡耀邦総書記が日中友好二十一世紀委員会において、二十一世紀委員会の日本の代表にこういう注文をつけている。日中戦争を引き起こした張本人を許してはならない、これが一つですよ。これは二十一世紀委員会の諸君が言ったかもしれないませんが、それから、両国の交流の中で問題が発生したとき、今発生しているのです、問題が。相手側の国民感情を傷つけてはならない、これが日本に対する注文です。おわかりになりますか。中国の国民の感情を傷つけないでくださいということですよ。これを胡耀邦総書記が注文をつけている。私は、こういうことをあなた方もよく御了承をいただきたいと思つております。

また、あなたは李鵬副総理にお会いになつたでしょう。その李鵬さんが九月の末日ですか、中南海に北京大学と清華大学の代表の学生を四百人呼んで、そしてこの問題についてこれ以上問題を悪化させないようにという、大きな鎮圧の工作をしたことは御存じでしょう。そういうこともやっております。

それから十月二十七日、中国共産党中央書記局が、中曽根首相の靖国神社公式参拝に対して噴き出した学生の反日感情を重視して対策検討会議を開いた、中国共産党の首脳部が。これはお聞きになっていきますか。御存じですか。そして、各地方党委員会の指導者も学生との対話集会を開いております。対日問題の感情の高まりを鎮静せよと言って、各地方の共産党の首脳部に全部指令を出している。こういう実情なんだ。

では、この辺でやめまして、残りは午後の部にいたします。

(略)

○小林(進)委員 官房長官にお伺いいたしますけれども、「内閣総理大臣その他の國務大臣の靖国神社公式参拝について」と

いう、八月十四日にお出しになりましたこの文書について質問をいたしたのでありますが、その中には、まず第一に「国民や遺族の方々の多くが」「祖国や同胞等を守るために尊い一命を捧げられた戦没者の追悼を行うことにあり、」という、この多くの方々という多くが一体どういう計算で出てきたのか、私はそれをお伺いしたいと思うのです。少しこれは独善ではないかと私は思うのだ。

時間がないから申し上げますけれども、日本はなかなか信仰の国で、信仰者が非常に多いのです。仏教信者が多いのです。だから仏教では、浄土宗、日蓮宗、真宗とか、あるいはそのほかに天理教があつたり、大本教があつたり、創価学会があつたり、霊友会があつたり、立正佼成会などがある。こういうような多くの宗教団体の中で、靖国神社の参拝を支持しているという宗教団体はほんのわずかだ。何とかというのがあるだけで、ほとんどの宗教団体はこの靖国神社の公式参拝を支持していません。宗教団体は所属をしているキリスト教もそうでありますよ。イスラム教もそうです。こういう集団を統制してみたら、日本国民の過半数を占めていると思う。いいですか、過半数を占めている。その自分たちの所属をする宗教の派閥が過半数を占めているにもかかわらず、こういうふうな国民の大多数が支持しているなという決めつけ方は、私は少しいわゆるファッショ的な、独断的な言い方だと思つて、この問題はどうかですか。

○的場政府委員 官房長官は所用がございまして、私がかわりに、官房長官のつもりでお答えをさせていただきますので、お許しをいただきたいと思つております。

お尋ねの件につきましては、先般の予算委員会でも官房長官がお答えをしておりますが、まず一つは、靖国神社の公式参拝につきましては国会でいろいろ御議論があつたということには十分に承知しております。与党の中には、これはもう合憲だから早く参拝しようというふうな、非常に強い意見がございまして、それから、例えば例を挙げますと、五十六年の七月に読売新聞が世論調査をしておりますが、その中で公式の立場でも参拝するべきだという意見が過半数を占めております。それから、例えば地方公共団体等におきまして、四十七都道府県のうち、県議会から靖国神社に公式に参拝すべきだというふうな御意見の出てきておるのが三十七県ございます。それから市町村議会におきましても、千六百の市町村議会においてそういう御決議がございまして、その辺のところをもろもろ勘案いたしまして、この官房長官の談話におきまして、多数の国民が要望していると

いうふうな判断したものでございます。

○小林(進)委員 その調査自体が大概手前勝手な、自己の田に水を引くような、そういうインチキな調査をしている。だから、それぞれの宗教を持つ人々が、自分の宗教には宗教の儀式があるのだから、その儀式を度外視して一律に神道だ、あの神主と称するおかしな物を着た者が、そしておかしな器具を持ってやるあの儀式に対しては承服してはいない。それはそうだよ、宗教というのは一つの形式が宗教の内容なんだから。仏教は仏教のけさを着て、衣を着て、そしてかねをたたいて、仏前に数珠を持ってお経を読む、これが仏教なんだ。この形式を取つたら仏教は成立しない。その仏教を信ずる人たちに強制的に、いわゆるあのわけのわからぬ祝詞をぐじやぐじや上げるものに、ひとつその儀式に従えということ、これはやはり間接的な宗教の統制なんですよ。だから言いかえれば、仏教はもつと静かに、我々仏前に灯明を上げて、どうか戦死した我がせがれは仏様になつてくれよ、こういう祈りをかけているんだ。仏になることを祈っているんだよ。神様になることを祈っていないんだ。それを無理に連れだして、おまえのせがれは神様だ、神様だといつて、そしてわけのわからぬ形に押しつけられるということは、これは宗教の強制ですよ。

あるいは、その人たちが線香を持ってお寺参りをして、自分の子供が安らかに仏様になつていくことを祈っている、あるいはお花を持って、おけを持って墓参をして、墓場で手を合わせて、そして我が子の成仏を祈る、これが戦死者に対するそれぞれの家系の宗教の自由でできた祈りの仕方なんだ。そのほかに、やはり市町村や各部落などでは公共の戦没者慰霊祭、その慰霊祭へ行つて我が夫、我が父、我が子の安らかならぬことを祈るという行事もある、これもいいじゃないか。あるいは教会に行く人がある。キリストの前にぬかずいて我が子の未来や将来が安らかに祈る、これが本當の祈りの仕方なんだ。あるいは近くの護国神社へ行く人もいますよ。それはまたそれで護国神社へ行つて、その人の将来を祈るのもいいじゃないか。

八月十五日の正午に一分間の黙禱をささげて自分たちの関係者の冥福を祈る、それも立派な行事だ。あるいは、その日には千鳥ヶ淵の無名戦没者の墓に参つて、そして静かに花をささげて冥福を祈る、いいじゃないか。我が社会党の委員長も行ってきますよ。千鳥ヶ淵なら私も行きますよ。あるいは、政府が奉行する武道館の戦没者慰霊祭に行つて、そこで安らかに国に倒れた人の霊を慰める、いいじゃないでしょうか。私は、ことし

だつてちゃんと武道館へ行つて、静かに静かにあそこへ座りながら冥福を祈りました。それから私は、毎年毎年我が郷土に行われる、我が自治体、公共団体が行っている戦没者の慰霊祭には欠かさずに、私と一緒に戦場へ行つてみんな死んでしまった、一番死ぬべき私だけが生きてきた、申しわけないという気持ちで、この我がふるさととの公共の慰霊祭へ行っている。それでいいじゃないですか。これが一体なぜ間違っているのか。

それをなぜ一体靖国神社に統制をして、そこへ、神様なんかにしてもらわぬでよろしい、仏様になつてくれと祈っているその親の気持ちを土足でけつて、何で一体神様に祭らなくちゃならぬ、なぜ祭らなくちゃならぬ、これをひとつ聞かしてくれないか。親は、決して神様になることを祈っていないんだ。仏に成仏してくれることを祈っているのです。キリスト教徒は、キリストのみもとにひとつ招来をして、天国に住んでくれることを祈っているのですよ。それを何で一体神様に無理にしなくちゃならぬのか、その理由をひとつ教えてください。教えてくださいます。

○的場政府委員 靖国神社は宗教法人でございまして、戦没者をどういう形で合祀するかというのは宗教法人である靖国神社が自由になし得るところでございまして。決して強制ではないと考えております。ただ先生、申し上げますけれども、靖国神社に参ることを強制しているわけではございません、靖国神社に参ることを御答弁が午前中ございましたけれども、先ほど来外務大臣からも御答弁が午前中ございましたけれども、靖国神社は戦没者を追悼する中心的な施設であると国民の多くの方々がお思っておられる、そこに参りまして総理大臣以下閣僚大臣が神道の儀式にのつとらない形で一礼をするというのが今回の公式参拜でございまして。

○小林(進)委員 時間がないから、その議論はまたやりましますよ。やりませんが、だがしかし、勝手に人のせがれや人の親や人の兄弟を、親戚、身内に断りなしに神社に祭つた祭つたというのは強制じゃないか。こつちは仏様でいいんだ、仏壇に祭つているんだ、仏壇でかねはたいて子供の成仏を祈つているんだというのを無理に、断りなしに靖国神社に祭つていくのは強制じゃないか。これが一つ。

それからいま一つ。戦時中には、靖国神社というのは各宗教の上に介在する国の宗教だから、何教を問はずあそこへ行つたら頭を下げる。私は門徒宗でございましてから神社に頭下げられませんが、私には不忠の臣だ、国賊だと言われたんだ。そして、宗教のいかんを問はず、自分の上の宗教に神道靖国神社ありと

いつてみんな頭を下げさせられたんだが、それが今日まで尾を引いてきているじゃないですか。戦後それが変わったと言うのなら、私は変わっていない証拠を出すよ。時間がないからきょうはやめておくが、この次にやろう。形式は残っている、法規も残っている、規則も残っている。そんなことを言っている。時間も残っていないけれども、規則が残っている。戦時中の形態をそのまま継続する、その方式によるという規約がちゃんと残っているじゃないですか。だからこの問題は、今の答弁には了承できない。この次にまたやりまします。

官房長官に次の質問だが、いま一つは、靖国神社はいわゆる昭和殉国者を祭っている、こういうことを言っている。その殉国者というのは何か、連合国側によつて一方的に処刑をされた一千有余名の方々が当神社は昭和殉国者と呼んで、いわゆる祭神としておられるというのであります。極東裁判によつて処刑された千余名の方々が殉国者と呼んで祭神としておられる。ただ、東条大将以下十四名だけは、そのときにはこれをいわゆる極東裁判の人たちから除いたけれども、これも先ほど問題になつたように、いつの間にかやら追加してみんな入れてしまつた。その入れた理由は殉国者だ。これに対しては、先ほど言ったように、東南アジア、中国の方々は、厳正に行われた極東裁判を否定して、いかにも国の英雄のごとき、あるいはこれを崇拜するようない行動に出ることは了承ならぬと申している。これは本当に殉国者ですか。官房長官は、極東裁判によつて処刑された千有余名の方々が殉国者というふうな位置づけられているのかどうか、お聞かせを願います。

○的場政府委員 靖国神社の発行しておられます「靖国神社の概要」を見ますと、確かに御指摘のように、「大東亜戦争終結時に責任を負つて自決された方々、いわゆる戦争犯罪人として連合国側によつて一方的に処刑された千余名の方々」を、当神社においては昭和殉国者というふうな呼称しているという文書がございまして。ただ政府は、別にこれについて特段の判断をしているわけではございませんで、先ほど申し上げましたように、戦没者追悼の中心的施設であると国民の多くの方々がお思つておられる、そこに赴いて全戦没者に対して追悼をするということでございます。

○小林(進)委員 その人の判断をしない、ただ漠然と行つて拜む、そういう説明でいいんですか。国家の首脳部たる政府の国民に責任を持つ人が、その人が殉国者であるが、いわゆるA級戦犯であろうが、極東裁判で死刑にされた、そんなことはお

構いなした、政府の関与するところじゃないんだ、政府は行つて拜めばそれでいいんだ、こういうことですか。今の答弁は了承できません。時間がありませんから、これも改めて問題にします。問題が幾つもあるんだ。

また、この官房長官の書類の中にこういうことが書いてある。「その目的は、あくまでも、祖国や同胞等を守るために尊い一命を捧げられた戦没者の追悼を行うこと」になつていて。一体これでよろしゅうございませうか。祖国や同胞を守るために一命をささげるのも、外国の侵略を受けて我が祖国の領土の中で国防衛のために戦つて死んだ、いわゆる国土と国民のために死んだ人もいるだろうけれども、いわば誤れる戦争の指導者によつて他国を侵略するために他国の領土へ行つて、悪いことこの限りをやつて善良な他国の国民を殺したり領土を奪つたり火つけ強盗をしたりした侵略戦争のために死んだ、こういう人たちもやはり祖国と国民のためにとうとう命を落とした人であるというふうにかこの文書は位置づけているのかどうか、それをも指しているのかどうか、お聞かせを願います。

○的場政府委員 先ほど御指摘の言葉は戦没者に係る形容詞でございまして、太平洋戦争史観というのは相当の年月を経て定まってくるものでございまして、個々の戦争に赴かれた方の中には確かに先生御指摘のようなこともあつたと思ひますが、少なくとも大部分の方々は自分たちは祖国を守るためにというふうなお気持ちがあつたということで、こういうふうにしたわけでございます。

そこで、御指摘の点につきましては、後の方で例えば「国際関係の面では」云々というふうな行を割きまして、そこ

○小林(進)委員 これに対して、いわゆる被害国の国民、韓国、中国、東南アジアの人たちがこの官房長官の文書を見て何と言つたか。これは侵略戦争で痛めつけられ、殺され、傷つけられた跡が歴然と残つておる、その被害者たちが多く現存しているその前で公然と加害者たちを英雄として賛美をし、これ見よがしに中曽根首相以下閣僚がそろつて恭しく参拝して追悼するということは、被害者国民の立場に対して一顧も考慮しない非常識きわまるやり方である。真に日本が戦争に責任を感じ、遺憾千万であるという気持ちがあるならば、この被害者国民の気持ちをもそんたくしながら静かに深く行動に出るのが当たり前ではないか。公然と英雄視したり、祖国のためにだということのようなこのやり方は被害者国民の立場からは断じて了承できな

い、不愉快でたまらないと言っているのだが、日本の侵略を受けた国々の国民がこう言っていることに對しては、これは間違いかどうかということ、ちょっと一言、イエスカノーかで言うてくたさい。

○的場政府委員 あの文書の後の方で、決して戦争を賛美するものでもないし、それから多大の迷惑をかけたというふうなことをお断りしておりますように、そういうお気持ちそれぞれ諸外国にあるという前提で考えているものでございます。

○小林（進）委員 それさえもやはり相手国は言っているのですよ。こういうような我々の国を侵略し、我々を痛めつけた人たちを英雄視してお参りをしながら、これが平和の祈りだと、牽強付会も甚だしいじゃないか、そんなことを言うだけ、これが平和のしるしだなんて言われるけれども、なおさら不愉快千万でたまらないと言っているのだ。そこら辺が、いかにも被害者国民の感情を土足でけるような思いやりのないやり方だということ、これを言っているのだ。これが一つ。まだあなたの答弁はだめだ。次に官房長官をまた呼んで聞かなくちゃならない。

それからまた、第三番目の一つ申し上げますが、それは靖国神社、外務大臣、あなたもこれに揚々と御参拝になりましたけれども、あそこにいよいよ戦争の跡形がちゃんとあるのをごらんになったことがありますか。時間がありませんから簡単に言いますけれども、靖国神社には大きな灯籠があります。その灯籠の台座です。台座にはいろいろ刻まれている。その中には十数枚のいわゆる石板がはめ込んである。彫刻だ。その石板の中には十数枚あるけれども、一つ、上海事変勃発の彫刻、爆弾三勇士の彫刻、天津城の攻撃の彫刻、奉天入城式の彫刻、熱河長城攻撃の彫刻、こういう彫刻が全部はめ込んである。

その中に説明文が書いてある。どういふふう書いてあるかと言え、「上海事変勃発 昭和七年一月二十八日我海軍陸戦隊は十倍の敵に当り武威を発揚す」こういう字がさん入っている。それから「昭和六年乃至九年事変 爆弾三勇士 昭和七年二月二十二日払曉歩兵第二十四連隊第一大隊の廟行鎮攻撃の際工兵第十八大隊第二中隊突撃路爆破の状況」「天津城の攻撃 明治三十二年七月十四日払曉我軍は天津城南門を破壊し更に其第二門を排し突入して天津城を占領せり」「明治三十七八年戦役 奉天入城式 明治三十八年三月十五日大山満州軍總司令官其幕僚と共に奉天入城の光景」「満州事変 熱河長城攻撃 昭和八年三月我軍は長城の線を攻撃し歩兵第十六旅団は三月十日午後五時三十分付近の一角を占領せり」

こういうちゃんと名文句の灯籠ができています。これを見た外人が、一体これで日本は戦争を反省したということなのか、あれは全部戦争を美化した彫刻じゃありませんか、どこに一体反戦のしるしがあるのですか、こういうことを——それじゃまあやめましょう、これでやめました。そういうわけだ。この問題、一体どう考えるか。そのほかに、あそこにはまだ大砲や戦車などがちゃんと陳列してある。いかにも勇ましく。そういうことが一体、靖国神社参拝をせらるる閣僚の耳に入っているのがどうか、それが一体好ましい姿であるのかどうか、ちょっと答弁してもらって、まだ山ほど質問あるのですけれども、時間と言ってきたからこの次にいたしますので、どうですか。

○的場政府委員 そういう御質問があるということで官房長官に伺いましたが、その具体的なことは知らないが……小林（進）委員「知らなきや話にならないよ」と呼ぶ）歴史的に見て靖国神社も経緯のあるところだからそういうこともあるかもしれない、ただ、我々の靖国神社公式参拝というのはそういうものとは無関係に、繰り返しになります。戦没者追悼の中心施設である靖国神社に赴いて一礼をするということであるということ、これを御理解賜るよう、御説明するようにといいことではございまして。

○小林（進）委員 外務大臣、いかがですか、今の灯籠の問題や何か。  
○安倍内務大臣 今審議室長が言いましたように、我々もそうした具体的なお話を聞きましたのは今初めて聞いたわけですが、私たちがお参りしたのも、これまでもそうでしたが、あくまでもやはり中心施設と一般的に国民が多くそういうふうにいる、そういう中で国に殉じた人たちの霊を追悼する、平和を祈る、こういう気持ちで参っておるわけでありまして。

○小林（進）委員 委員長、時間が来ましたからこれでやめますけれども、またこれは終わったわけではありません。これから徹底的にひとつやりますことを宣言いたしまして、終わります。

【六二六】第百三回国会参議院文教委員会会議録第一号（昭和60年11月21日）

（発言者） 粕谷照美（委員）

松永光（国務大臣、文部大臣）

【発言順。敬称略】

○粕谷照美君 大臣のお考えがわかりましたので、私は靖国神社の公式参拝の問題については幾つかの問題点を省きまして、二、三お尋ねをいたします。

靖国懇の報告で、多数意見でありますけれども、何らかの方式で公式参拝を実施する方法を検討せよという、こういうときに配慮すべき事項として五つほど挙げているわけでありまして、その五項目の中で、直截に伺いたいと思えますのはまず二項目であります、いわゆるA級戦犯とされた人々が合祀されてくることは依然問題として残るものであることに留意せよ、ということ、文部大臣は、この点についてはいかがお考えになつていらつしやるでしょうか。

○国務大臣（松永光君） ちょっと恐縮ですが、今最後のところ聞き落としましたので、そのポイントのところをもう一回恐縮ですが……。

○粕谷照美君 いわゆるA級戦犯とされた人々が合祀されていることは依然問題として残るものであることに留意せよ、こう書いてあるんですね、二項目目に。それどのように理解をしたらつしやいますか。

○国務大臣（松永光君） 今お説みになったように理解するわけでありまして、ただ宗教法人たる靖国神社がどういう方を祭るか、合祀するか、こういったことはその宗教法人が自主的に決定することでありまして、政府の一員である私がいろいろ申し上げる立場に実はないわけでありまして。

○粕谷照美君 それは中曽根総理の御答弁と同じなんです、その留意せよというところははいかがなんでしょうか。どのような留意を文部大臣としては払わなければならないというふうにお考えになつていらつしやいますか。最近の中国の反日デモも経済問題だけではないというふうには私は思っているわけですよ。いかがですか。

○国務大臣（松永光君） 今申したとおり、どなたをお祭りするか、どなたを合祀するかというのは宗教法人たる靖国神社が自

主的に決定されることであり、したがってそのことに関連して政府の一員である私がいろいろ申す立場にはないわけであり、ただ私は閣僚になる前も八月十五日、言うなれば終戦記念日に靖国神社にお参りをいたしました。これは国会議員として参っておったことになっておりました。今度初めて閣僚になって参ったことになると思っています。今度初めて参っておた趣旨は、また目的は国のために亡くなられたいわゆる戦没者を追悼する、そして世界と日本の平和への決意をさらに新たにしようという目的で、そういう趣旨で私は参っておたわけであり、今何もそういう趣旨、目的で参ったわけであり、

○粕谷照美君 私的にお参りされることについては私は当然だというふうには思っているんですよ、いろいろな関係がございませうから。今公式参拝の話が問題になっていることを御理解いただいて、同じく留意事項の四番目に、閣僚等の信教の自由を侵すことのないよう十分配慮せよと、こうあります。官房長官の談話の最後のところにも、「各閣僚は、内閣総理大臣と気持を同じくして公式参拝に参加しようとする場合には、」云々と、こうありますね、同じような行動をとりたい。しかし、「従来どおり、私的資格で参拝することなども差し支えない。靖国神社へ参拝することは、憲法第二十條の信教の自由とも関係があるので、各閣僚自らの判断にまつべきものであり、」と、こういうふうになっております。文部大臣は公的資格で参拝をされましたか、私的な資格で参拝をされましたか。

○国務大臣(松永光君) 従来私が靖国神社に参っておたのが純然たる私的と言えるのかどうか、国会議員であるという立場であつたような気がするんです。国会議員の立場を離れた純然たる個人ではなかつたような気がするわけであり、今回は国務大臣という立場でお参りをしたわけであり、ただよく私的だ、公的だという言葉を使いますけれども、国務大臣をしておりまうと、例えばちゃんと護衛もそばまでついてくるんですし、なかなかそういう点は私的と公的との区別はつけがたい面があると思つて、いづれにせよ国務大臣という地位にある者として、しかしその趣旨、目的というものは戦没者の追悼、平和への決意を新たにしようということでお参りをしたわけであり、なお、何かつけ加えられませんでしたね、信教の自由を侵すものであつたらぬというふうなことを。これ

は恐らくそれぞれの閣僚大臣が御自分の判断で参られるのであつて、総理大臣と同じ気持ち、すなわち戦没者の追悼、平和への決意を新たにしようという考え方であるならば、そういうことでお参りになってはどうかということであつたんじゃないかというふうには思つておりました、個人個人の信教の自由を侵すものではないというふうな趣旨ではなかつたかというふうには私には思つておりました。

○粕谷照美君 ですけども、今回のテレビなんかを見ておりますと、私はキリスト教だから行きませんと初めに言つてらっしゃつたけれども、みんなそろそろ一緒に行くというから、じゃ私行きますよと、こうお考えをお変えになつた大臣もいらっしゃるわけでありまして、侵すものではないと言いつつながら本当はなかなかそういう実態にはなつていないんじゃないかというふうには思つておりました。特に宗教行事のように二礼二拍手一礼にやらない、これだから憲法違反ではないかということについては意見がもう真つ二つに割れておりました。でも二礼二拍手一礼によらない抜刀礼だとか捧げ筒、最敬礼などの参拝方式があつて儀式になつた立派な参拝だ、こう言つて神社本庁では機関紙を出しているわけですよ。だからこの公式参拝についても法律の解釈というのはもう本当に大変な問題がある。だからこそ今大臣が最終的には裁判だとおっしゃつたから裁判で訴えましようという動きがあるわけであり、この解釈がはつきり出たときがまた一つの私は重要な時期になるのではないかと。なし崩しに公式参拝を黙つて実行させていくということについては厳しい抗議をしていきたいというふうには思つておりました。

(略)

【六二七】第百三回国会参議院法務委員会会議録第二号(昭和60年11月26日)

(発言者)

寺田熊雄(委員)

後藤利雄(政府委員、外務省)

アジア局長)

【発言順、敬称略】

○寺田熊雄君(略)

次の問題は靖国の問題なんです、靖国神社に対する総理以下閣僚の公式参拝の問題が中国その他アジアの諸国から大変不快感を持つて迎えられるようであり、この問題について外務省は何らがこの公式参拝について意見を内閣の方から求められたというようなことがありましたでしょうか。

○政府委員(後藤利雄君) 私の都合で、まとめて私に御質問いただきまして恐縮でございます。

ただいまの御質問の靖国神社に公式参拝でございますが、これは八月十四日の官房長官談話の中にもございますように、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告書を参考として内閣が慎重に検討をされた結果、公式参拝というものが決定されたわけでございます。その過程におきまして、特にこの官房長官の談話をつくる場合等におきまして、外務省としても必要に応じて政府部内での意見調整には参画はいたしております。

○寺田熊雄君 そうしますと、あの官房長官談話の中に外国との調整の点が触れられておりますね。外務省としては、そういう意見を求められた段階で、やはりアジアの諸国から反発を受けるおそれがあるということはあらかじめ予想しておられたわけですか、事前に。

○政府委員(後藤利雄君) この官房長官談話の中にありますところの、特に寺田委員のたゞい御指摘のありました点、いわゆる国際面での言及がございまして。この点は、特に外務省といたしまして、政府の意見調整を行う過程において、むしろ外務省の方から強く対外的な関係、このような過去のあれは二度と繰り返さないという決意と反省、それから公式参拝を行うにしてもその姿勢にはいささか変化はないという点について諸外国の理解を得るように努力してまいりたいという認識を外務省自身も有しております、それをこの官房長官談話に触れていただいた、こういうことでございます。

遺憾ながら、その後特に中国においては人民の心情を害する

ものではないかという懸念も表明されました。韓国におきましては一般的には事実関係の報道でございましたけれども、たまたま日本から参りました日本の新聞記者の質問に答えて、先方の外務部長官である李源京氏がそれなりのまたコメントをされておるといことは先生も御案内のとおりでございます。私も、その時点において最大限、関係国に対して説明をいたすように努力してまいりましたし、まだ努力が足りない部分があると思えば今後ともいろいろな意見調整を行って先方の理解を求めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○寺田熊雄君 ちよつとくどいようですが、今の局長の御説明を伺いますと、やはり中国なり韓国の反発を受ける懸念といひますか、それはお感じになって、かつ内閣の方にもそういう外務省の懸念ということはあらかじめお伝えになっておられたわけですね。

○政府委員（後藤利雄君） 今の先生の懸念ということの意味でございますけれども、私も万一にも今度の公式参拝によって諸外国において何らかの誤解等が生ずることがあつてはならないということを考えて、官房長官談話にあつたような文言を入れていただき、かつ私どもとしてはその時点あるいはその後においても関係各国の足らざるどころの理解については今後努力してまいりたいと、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 それじゃ大体わかりましたので、局長何か御用事があるそうですから、結構です。  
（略）

【六二八】第百三回国会衆議院外務委員会議録第二号（昭和60年11月27日）

（発言者）

小林進（委員）  
的場順三（政府委員、内閣官

房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長）

愛野興一郎（委員長）

加戸守行（政府委員、文化庁次長）

水田努（政府委員、厚生省援護局長）

安倍晋太郎（国務大臣、外務大臣）

渡部一郎（委員）

〔発言順、敬称略〕

○小林（進）委員（略）

それでは質問に移りますが、私は靖国神社の問題、この前の質問の延長ですから申し上げます。これは民族のあるいは国際的にも重大問題ですから、私も今本腰を構えて質問しているのをごいいますけれども、それについて第一に官房長官——私は、官房長官が来ているのが気に入らないのだ。官房長官に聞きたいのは、第一に例の靖国神社の公式参拝、それは去年の八月、官房長官の諮問機関として設けられた閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会、その懇談会が一年有餘に二十一回も会談を続けたその結果として、政府は公式参拝をする方向を検討すべきであるという答申をした、林修三なる者がその原案をつくつて、それを受けて政府は公式参拝に踏み切つた、こういう形になっている。

それから、その二十一回重ねられた、十五人の委員が一年間かかつて答申したと言っている審議の内容は何だ。最近の情報をとりますと、一番重大な憲法問題なんか途中で議論が出るけれども、みんなそれを消してしまつていふ。あるいは宗教問題、靖国神社と他の宗教との関係がどうなつていふのか。根本的な問題を提案するけれども、途中で消えてしまつた。そこで、十五人の委員の中にも参加をせられた学習院大学の何とかという教授、あるいは東大の何とかという教授、二人がそれぞれの

意見をジュリストを通じて述べられていられるけれども、こんなに統一の意見が出るとは夢にも考えていなかった。いつの間にかやらちゃんとした。そこまでやるためには、内閣審議室の官僚が全部ちゃんとしてリードして視点というものを出して、官僚がままにそつちの方向へ引つ張つていったのだ。我々自身も予想のつかないような結論が出ていふという一つの論争を張つておいでになる。実際私は、実にけしからぬと思つていふのだ。

そこで、時間がないから残念ですけれども、私は申し上げておくのだが、官僚、事務当局がまとめた、そのときの審議をせられた意見の概要というものが官房にあるはずですから、これを資料として要求するからひとつ見せていただきたい。それから、私が特に資料としてもらいたいのは、まだ幾つもあるけれども、宗教団体からの意見聴取をされた、その意見聴取の内容も資料として要求したい。海外における戦没者追悼状況の調査も、これは審議室がまとめて提出されているから、その資料もあるだろうから、そのコピーもひとつこつちに見せていただきたい。いいですか。

そこで、この問題について私は言いたい。この公式参拝は、今中国を初めアジアにぼうぼうと火を燃やしているのだから、こういうようなインチキナ審議の形態を続けて、いかにも統一意見で決定したような、その回答を受けて公式参拝に踏み切つたなどというインチキナやり方をやり直すために、これは白紙に戻して、来年の八月までだから期間はあつた、いま一回懇談会を再出発せしめてもつと慎重にこの問題を審議し直すという、そういう見解である。これは私の要望です。これはやる意思が一体あるのかどうか、まず官房長官にひとつ伺ひしておきます。今までの全部白紙に戻して、こんなインチキナ答申は全部白紙に戻してやり直すかどうか、そしてその結論に基づいていま一度、公式参拝をするかしないかという政府の態度を決定してもらいたいと思うのだが、いかがですか。

○的場政府委員 お答えをいたします。

靖国問題懇談会は、昨年の八月以来一年間をかけて非常に熱心に御議論をいただいた結果が報告書として出ているものでございまして、再度やるということは現段階では考えておりません。

○小林（進）委員 それでは、考えていないと言うならば、その審議の内容を国民が納得するように、それを公開する意思があるかどうか。私が要求した資料はもちろん出してまいりますよ。これを出さ出さないか。同時に、その二十一回重ねられた審

議の内容を国民の前に公開して、国民の納得を得るようなそういう手段方法をとられるかどうか、それも聞いておきましょう。○的場政府委員 懇談会が最初に会合を行われまして、議事を進められるに際しまして、どういうやり方で懇談会をやっているか、委員の方々の自由な意見の表明をいただくために、どういうようなやり方が好ましいかということ御議論いただいた際に、非公開ということになっております。したがって、事務局は座長あるいは委員のメンバーの方々から、こういうこということを調べると言われればそれをお手伝いする立場にございまして、指摘されたことを調べたり、あるいは議事の概要を次回の議事のために整理するようというふうな御指示がございましたので整理したものはございますけれども、これは懇談会のためにつくったものでございまして、懇談会自身が非公開ということを決めておられます。したがって、事務局がそれをお出しするとかしないという判断をするような立場にございませぬ。御理解いただきたいと思っております。

○小林(進)委員 かくのごとく官僚の仕事というのは、非公開という一つの傘の中へ入って、そして国民を愚弄しながら全部インテリなやり方をしておる。その証拠に、十五人のメンバーに加わられた東大の名誉教授の小口偉一先生は、ジュリストを通して、あれよあれよと思う間に、まさかこんな統一見解などというものは二十一回の審議に参加していなごんな夢にも考えていなかった、それがひよつとあの場にこういう統一の見解が発表された、こういうことだし、いま一人の学習院大学教授の芦部先生も、問題は宗教問題だ、靖国神社と他の宗教との関係、本質的なこの問題を議論しよう、特に憲法の問題、合憲論といわゆる憲法違反論と議論は二つに分かれていた、激しく議論しているうちにいつの間にかやがて官僚が持つてくる議論の視点、今度の懇談会にはこれを審議してくださいという原案、討論の材料を持つてくる、その官僚の討論の視点からちゃんと外されていた。一番激しく論議せられた憲法論もちゃんとその中から外された。

第七回から二十一回までに至る間は、官僚が問題を狭めて狭めて、全部こういう問題を排除してしまつて、ただ靖国神社を公式に参拝するためにはどういう手段がいいかという、その一点だけに問題を集約して各会議に提起してきた。これは内閣審議官ですよ。この内閣審議官がこういう視点を出した。その視点も全部出してほしい、第七回から二十一回まで。議論はこれだけにつづめてくれと範囲を定めてちゃんと持つてきてい

る。最初に官房長官が諮問したときは、目的はありませぬ、広い範囲でひとつ自由に議論してくださいと言つたのです。確かに一回、二回、三回、四回、五回、六回までは一応その形をとつたが、七回目からはすかつと変わつてしまつた。論点を全部絞つてきた。この事実、こういうインテリなやり方、これは秘密でございますの、諮問機関で公開はいたしません、そういうインテリなやり方、この重大問題を処置していることが、これは一体許されるとお考えになりますか。そのままほかぶりしていけると思ひますか。

私が今要求いたしました資料だけは正確に通してもらいたい。それから、官僚はちゃんとこの問題点を指摘して、きょうはこれで議論してくれという素材を提供したのだ。第七回から二十一回まで官僚が提供した素材の資料を出してもらいたい。それからやり直しましょう。こんなインテリな懇談会で、国際的にも大きな波乱を起こしている問題を進めたということになるならば、これは承できませんから、資料を出してください。要求しておきますよ。出さないと言つたつて承知しませんよ。わかりましたね。

大体的場なんというものは、君、何が的やら、的が外れちゃつてわけがわからぬじゃないか。そういうものが君……。○的場政府委員 先ほど申し上げましたように、事務局が会議をリードするということは本来あり得ないこととございまして、懇談会の座長、座長代理あるいはメンバーの先生方の御意思に従ひましてお手伝いをするにはございませぬ。お手伝いをするのは、例えば非常にわかりやすい例で言いますと、お茶を出したり会場を設営したり、あるいは鉛筆のかわりに筆記をするという役でございます。

懇談会のいろいろな御意見は報告書という形に、確かにそれぞれ先生方御報告ございましたが、それも含めて全部入つていゝるわけでございまして、この懇談会報告そのものがすべて尽きていゝるわけでございませぬ。それから、事務局が、懇談会の議事運営でこれは非公開にすることはいふに決めておられるものを、我々の判断でお出しすることはできません。よろしく御理解をいただきたいのでございませぬ。

○小林(進)委員 こんなのは、吹けば飛ぶようなものを相手にして議論したところで、私自身の権威を失墜するだけだ。何にも答弁にならない。

そこで、私は委員長に提案いたしますけれども、この次の外務委員会に、重大問題ですから、ここへ官房長官を責任を持つ

てお呼びいただくことが一つ。国会は国権の最高機関ですよ。あなた、官房長官がおつかないような顔をしているけれども、そんなことではだめですよ。あなたは、国権の最高機関の一番権威ある外務委員長ですから、まず官房長官を次の会議に呼ぶこと。

それからいま一つは、今申し上げました東大の名誉教授の小口偉一先生と、学習院大学の芦部先生に参考人としてこの委員会においていただく、そのようにひとつお取り計らいをいただきたい。その席上において、いま一度この問題を詰めていきたいと思ひますから、以上委員長に要望いたします。○愛野委員長 たいだいま小林委員の御要望につきましては、後日、理事会で検討させていただきます。

○小林(進)委員 ひとつ委員長の善処を特にお願ひいたしました、次に移ります。

この前も私は質問しているが、答弁がなつていなかったからまた繰り返すのだけれども、靖国神社はもろろん、日本の宗教団体の中で靖国神社への公式参拝に賛成している宗教団体、反対している宗教団体の資料をちょうだいしたい。これは、日本にも文部省に言つておいたから、もう資料はできているはずだ。日本の宗教団体の中で、反対している宗教団体のメンバーと数。例えば真言宗だとか念仏宗だとかキリスト教だとかあるいは立正佼成会、創価学会、みんな反対している。その集団を支えている信者が一体、何百万名いるか、それを出してくれ。これを出せますか。要求したでしよう。時間がないのだ。外務大臣に言つていゝるのじゃない。文部省、来ていゝるでしよう。

○加戸政府委員 宗教団体はたくさんございまして、この問題に関する意見の持ち方を文化庁として調査はいたしておりますが、新聞報道その他によりまして承知いたしておりますところでは、そういった団体を統括するといひますか連合体のようなものもございまして、一つは、例えば全日本仏教会あるいは新日本宗教団体連合会といったような団体からの反対意見等は承知いたしております。

個々の具体的な問題については、掌握いたしております。○小林(進)委員 これも靖国神社参拝問題の懇談会の中に、宗教団体からの意見聴取というものがあつて、そういう資料はちゃんと内閣審議官がとつていゝるはずだ。とつていゝるはず、それはないとは言わせない。そして、我々のところに来るといゝるインテリを言つて、個々にとつていゝるはず、そのような答弁は承できません。内閣審議官が懇談会に出した資料をちゃん

と持つていらつしやい。ないなら、今も言うように、個々の宗教団体はみんな公開の席に出しているのだから、私どもの宗教団体は公式参拝は了承しませんが、私どもも、調べる気になればすぐわかる。一週間以内はその資料を全部出してもらいたい。その資料に基づいてまた質問いたしますから。これが一つ。官房長官が言っているように、決して多数を占めていませんよ。公式参拝を国民の多くが支持してなんて、そんな結論は出ていない、うそだ。

それから、宗教法人である靖国神社が戦没者を合祀することは自由なことであるとの前答弁した。それは一体、合祀することが自由であるという証拠はどこにありますか。その証拠を示してくれ。靖国神社に合祀することは今自由になっている、その自由になっているという証拠を出してください。

○加戸政府委員 靖国神社の設立目的自体が、国事に殉ぜられた人々を奉斎することを目的といたしております。したがって、それをどういう形で合祀するかは、靖国神社が宗教法人として自主的、自律的に決定される事柄だと理解いたしております。

○小林（進）委員 靖国神社が一方的に決定することが自由意思でつか。それが自由という言葉によって表現されますか。自由は祭つてもらいたいか祭つてもらいたくないか、その本人の意思に基づいてやるのが本当だろう。しかし、本人は死んでいるんだ。戦没者ですから、その本人を代理する親族、身内、親なり兄弟なりによって、おまえさんの関係者は亡くなられたけれども、どうでしょうか、祭りましょうか、お祭りしないでおきましようか、自由な意思を表明してください、御意見を承りたい、これが自由な意思に基づくお祭りじゃないですか。一方的に祭るのがどうして自由なんです。国事に殉じるといふのはどういう意味なんだ。あなたが言われた、国事に殉じたから一方的に靖国神社がやることなんだという、その関連をひとつ教えてもらいたい。

○加戸政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、靖国神社は現在宗教法人としての宗教活動をする団体でございます。したがって、その宗教活動を行う内容が、国事に殉ぜられた人々を奉斎するということを目的といたしておりますので、その靖国神社が宗教法人としてお定めになりました事柄の解釈運用は、宗教法人である靖国神社が行われるということでございます。

○小林（進）委員 君の言っていることは何にもわからない。何を言っているんだよ、それは。宗教法人だから勝手に人を祭るのだ、そんなインチキな答弁があるかね。君は高級官僚だろう。文化庁の次長だなんて言つて高給をばらまいているのは、本当に情けないね。

いいかね、君。靖国神社というのは、政府に言わせると、これは戦没者を追悼する中心的施設であると国民の多くの方々が思っている、こう言う。国民の方々は思っていないことは、今宗教団体の記録を求めていきますから明らかになりますからね。その上でこれは論ずるけれども、これもインチキな答弁ですよ。そんなことは、国民の多くの人は思いませんよ。ただ、戦中、戦前は靖国神社はいわゆる国家行事だ。この靖国神社、神社神道は各宗教の上に超然としてある。これは国民全部が崇敬、参拝をしなければならぬ国の宗教であるというふうな権力者が位置づけた。位置づけて、そして何宗を問わず必ずそこへ参拝をする、お参りする。そして今度は、靖国神社の前を黙つて通つたやつは非国民だと言われる。必ず頭を下げて参拝敬礼をして通れ、これが戦時、戦前におけるいわゆる日本の軍国主義、国家権力の宗教強制であった。いいですか。その形が今そのまま残っているんじゃないですか。今あなたの言っていることはそのまま残っている。

ただ、公然と国家権力が、これをやらぬ者は非国民だ、刑務所へ入れちまえ、手を縛られて刑務所へ引つ張つていかれたら、弾圧を食つて公の地位から追放されたという明らかで、露骨ないわゆる権力の弾圧というものがちよつと表から排除せられたけれども、その形態はいや応なしで人の自由もない。一方的におまえは靖国神社に祭つてやる、権力者が決めてちやんとこれを祭つて、いや応なしに参拝せよ。私は南無阿彌陀仏ですからお数珠を持つてきました、何を言うか、ここは神道教だから神主の祝詞を聞かなくてだめだ、こういう形でもつてちやんと強制せられている形は、戦時中と何も変わらないじゃないですか。どこに自由がありますか。どこに新憲法における変化がありますか。どんなに変わったか教えてください。国家権力が、不忠の臣だといつて靖国神社に参らぬ者を弾圧したという形だけになつたが、それ以外は戦中、戦前と全部同じじゃないか。何一つ変わつてないじゃないか。どこが変わつたか教えてください。

○加戸政府委員 靖国神社は、戦前におきましては、明治二年に東京招魂社として設立され、そして明治十二年に別格官幣社

として靖国神社の名称が与えられたわけでございます。当時陸海軍省の所管の神社として存在をしたわけでございますが、戦後になりまして、宗教法人あるいはその後の宗教法人法に基づく宗教法人として、他の神社、仏閣、教会等と同様な立場におきます一つの単立宗教法人として存立しているということでございます。

○小林（進）委員 それならば問います。あなたにまた資料の要求をしますよ。私も知っているんだ。戦中、戦前において、私の宗教は私の信じているこの神様どこの仏様が人類における最高の唯一絶対のものと思つていますから、私はこれを拝むことによつて戦没者の遺族もみんな拝んだことになりまして靖国神社にお参りいたしません、そういうことは二つの宗教を選ぶことになる、だから私はお参りしませんと言つたら、その人たちが国家権力に弾圧されてどんなに痛い目に遭つたか。そして刑務所におち込まれて、刑務所の中で死んでいったのもいる。

それから、学生。学生が靖国神社の前を通つた。おまえはここでお参りしない、私は宗教違いますから、何空言うか、この絶対的な靖国神社にお参りしないなんというの、そんな宗教は非国民の宗教だから存在は許されない、頭を下げないおまえは不忠の臣だからもう学校なんか入れておかないぞ、このやろう、不良学生だ、こう言われて弾圧されて多くの痛みを受けた。そういう経験はたくさんありますよ。あなた、その資料ありますか。なければ、ひとつ文部省はその資料を調べて、必ず私のところに出していただきたい。ないとは言わせぬ。私自身もたくさん持っているんだ。委員長、よろしゅうございませうか。靖国神社問題のときには、こういうことは一つの重大な歴史上の実績なんです。文部省からそういう資料をちゃんと出すように、委員長、ひとつ言つてください。でなければ、あなたの不信任案も出さなければならぬ。ひとつちゃんと出してください。いいですか。そういうふうには、宗教の上にその絶対的な靖国神社という宗教を置いて、そして国民を弾圧した、その形がずっと今そのまま残つていないか、君が何空言おうと。

それから、時間がないから次にいきますけれども、いわゆる靖国神社は平和条約第十一条に基づく人々もお祭りしている。平和条約十一条というのは、御承知のとおり極東裁判で処刑をされた人々で、一千有余名だ。この人々は殉国者だ。この一千有余名の中にはA級戦犯十四名も入つている。それも含めて、この人々は殉国者でございます、こういうふうな位

置づけて、内閣総理大臣以下がこの殉国者をお参りになつてい  
る。これは間違いない、この位置づけは正しい、こういう  
ふうには官房長官は考えておられるかどうか。この前も答弁を  
ごまかしたから、今ここでひとつ明確に言つてください。

○的場政府委員 前回もお答えいたしました。総理、各閣僚  
が靖国神社に赴いて戦没者の追悼を行ったというのは、靖国神  
社の御祭神にお参りしたのではなく、靖国神社という場をお  
借りして戦没者の追悼を行ったものでございます。したがって  
御指摘のようなことは事実としてございますけれども、その点  
御理解をいただきたいと思ひます。

○小林(進)委員 時間がないから、そんなインチキな答弁空言  
わぬでくれ。

それでは、同じ八月十五日、天皇陛下もお呼びして、武道館  
でいわゆる戦没者慰霊祭をやっているじゃないか。あの慰霊祭  
をやつたのに、なぜまたこの靖国神社まで出かけて同じこ  
とを繰り返してやらなければならぬのか。戦没者の慰霊にとど  
めるならば、何もあそこへ行つて、神主といわゆる神道宗教の  
あの拝殿だ。いわゆる神道というのは、靖国神社教というもの  
は、神社教の祝詞だけじゃないのですよ。あの宗教形式は神道  
教の絶対要件なんだ。鳥居をくぐつて、第二鳥居をくぐつて、  
拝殿へ入つて、手をはたさなくてはたくまいと、あの一つの儀式  
の中に入つていくこと自体が、いわゆる宗教容認なんだよ。そ  
れをこのインチキな答申書の中で、かしわ手を打たなければ宗  
教行事じゃないんだ、何とか料金を出さなければ宗教行事を否  
定したことになるといふ、あんなのは子供だましもインチキも  
甚だしいよ。あの神社の境内へ行くことそれ自体が、もはや宗  
教の容認なんだ。インチキなことを言うな、君は。そんな答弁  
はだめだ。

だから、今も言うように、あそこに祭られた一千数百名のい  
わゆる平和条約十一條によつて処刑せられた人々を殉国者と  
位置づけて、名譽ある戦没者と位置づけてお参りしたのかどう  
か、これだけはイエスカノーか明確に答弁しなければだめです  
よ。これに対しては、この前も言つたように中国は色をなして  
怒つてゐる。胡耀邦総書記は、日中戦争を起した張本人を許  
してはならない、それから第二番目には、相手国——相手国と  
いうのは、自分の国の相手国の国民の感情を傷つけてはならな  
い。これは二十一世紀委員会が行かれたときに、彼はそこに出  
てきて激しく日本の代表に、これをつつ忠告をして言つた。

それから、この前も言つたように胡喬木政治局員は、「かつ

ての侵略者とそのシンパは、手を尽くして極東軍事裁判の厳正  
な審判を覆し、戦争の性質を歪曲し、戦争の罪悪を覆い隠し、  
中国で行つた三光政策や細菌戦、南京大虐殺などの戦犯を民族  
の英雄として美化し、甚だしくは崇拜さえしようとしている。  
これは、靖国神社公式参拝に対する胡喬木氏の公の席上におけ  
る日本に対する非難の声だ。この相手方の見方が間違つてい  
るか、イエスカノーか、言いなさいよ、国際問題だから。

A級戦犯と一千有余名のいわゆるB級、C級、D級等の処刑  
せられた人々とは、私自身は区別をしてあげたいと思つて  
います。捕虜収容などといつて、大したこともしないで気の毒に  
も戦犯にかけられて命をとられた人々もいる。情においては  
忍びないけれども、私自身も捕虜収容所の主計大尉をやつて  
いたから、捕虜収容所の虐殺をやつたのではないかと、い  
ま少しで首をちよん切られるような際どい経験があるから、な  
おさら側隠の情やまもないものがあるけれども、被害を受けた相  
手国の首脳部が、かくのごとく怒りを持って論じているこの問  
題に対してどう答えようとするのか。

これを私は中曽根内閣総理大臣に聞いている、官房長官に聞  
いているのだ。的場君に聞いているのではない。官房長官の代  
理で来たのなら、官房長官になつた気持ちで答弁してくれ。こ  
れをごまかしてはだめだ。参拝したのは、そんなことと別個  
だなんだという答弁は通らないのだ。あなた、そんな答弁をする  
つもりなら出てこなくてよろしい。悪うございましたと言ふの  
なら、出てきて答弁すればよろしい。

○的場政府委員 公式参拝に当たりまして、諸外国にいろいろ  
誤解を受けることも心配をいたしまして、事前あるいは事後に  
も外務省を通じまして、関係国に十分御理解をいただくように  
そのお願いをしたところでございます。

それから、繰り返して申すけれども、公式参拝は、国民  
の多数の方々が靖国神社を戦没者追悼の中心的施設であるとい  
ふふうにごまかしておられるということを踏まえて、靖国神社  
に赴いて、宗教儀式にのつとらない方式で戦没者を追悼したも  
のでございまして、中国にそういう誤解があるということにな  
りますと、この誤解を解くような努力を今後とも続けていく必  
要があると思ひます。真意は、決して先生のおつしやるよう  
なことではございません。御理解をいただきたいと思ひます。

○小林(進)委員 そういふ独断的な物の言い方はだめなんだ、  
そんなことでは世間は通らない。私は悪いことをする気持ちは

ありません、そんなことは裁判所に言つたつて通らない。相手  
が納得するような、第三者が納得するような理論を展開しなけ  
ればいけない。相手が今も言うように、いわゆる戦争の罪過を  
覆い隠し、中国で行つた三光政策や細菌戦あるいは南京虐殺事  
件の戦犯をも民族の英雄化し、なおかつこれを崇拜するような  
行為に出ているという、この相手方の見方が一体間違つてい  
るか、それを聞いているのです。イエスカノーか、私は聞い  
ているのだ。君たちの、日本の方の立場はそんな悪気でも言つた  
のじゃないのだ、そんな理屈を聞いているのじゃないのだ。こ  
の問題はイエスカノーか、中国側のこの主張は間違つてい  
るか、これがイエスカノーかはつきりするまでは私はこの質  
問は留保して、また官房長官を呼んでお聞きいたします。

この前も質問した。あの大 lantern の中に、日本がいわゆる満州  
事変からあるいは熱河省攻撃から、あるいは大山巖の日露戦争  
のときの奉天入城から堂々たる戦勝の記念の絵画が彫刻をせら  
れてゐる。その彫刻の前を、総理大臣以下、官房長官、閣僚が  
肅々としてそれを見ながら、我が意を得たような顔をして拝殿  
に行つてお参りしている。それを見ている被害国、アジアの  
諸民族が一体どう感じているか、いささかでもそれを気にとめ  
られたことがあるか。あの靖国神社の大 lantern の、侵略戦争を象  
徴する彫刻の銅板か何だか知らぬけれども、あの大きなものを  
一回撤去する考えがあるかどうか。

あなた方は、そういうものの撤去は靖国神社が個人でやるこ  
とだ、自由にやることだとおつしやるかもしれないけれども、  
せめてその戦争を正しく反省し、平和のために祈るとおつしや  
るならば、そういう銅板が麗々しく世界人民の前に明らかにな  
つてゐることを好ましいことであるとお考えになるかならない  
か、それだけでも教えてもらいたい。それはそのまま存置して  
いく、それは結構だ、日本の過去の赫々たる武勲を明らかにす  
る一つの歴史的事実だから結構だとおつしやるなら、それは結  
構だと返事してくればよろしい。どつちですか、イエスカノー  
かノーですか。アジアの諸民族は全部怒つていますよ。

○的場政府委員 靖国神社自体も、百年の時間の経過を経た歴  
史的なところではございますから、過去のいろいろな事柄が存在  
しているという事実はあると思ひます。ただ、これに對しまし  
て、前回もお答えいたしましたけれども、政府は論評する限り  
ではございませぬし、それから戦没者の追悼に赴くということ  
と、過去にそういう事実があったということはあるいは正当化  
するということとは無関係でございますので、どうぞ御理解い

ただきたいと思ひます。

○小林（進）委員 無関係だからよろしい、そのまま存置してでも政府は賛成だとおっしゃるのだな、そのように解釈いたしますよ。よろしい。それはそれでよろしい。もう出なかつたてよろしい。過去の歴史的事実だから、存置しても差し支えないということは賛成だということだ、それは。そういうことは重大なる発言であります。そういう根性は、みんなこれは戦争を美化することだ、戦争の美化に通ずるのだ。それを認めることは、再びこういうような名誉ある実績を踏むように、一たん緩急ある場合にはまた飛び込んでいって、それは無言の教育を示していることなから。だめだ。

それから言うけれども、靖国神社をいわゆる参拝せしめるといふ、祭るといふ、その選択、セレクションは一体だれがやっているのですか。

○加戸政府委員 靖国神社がどのような戦没者を合祀されるかは、靖国神社自体が決定なさる事柄でございます。

○小林（進）委員 政府は関係しておられませんか。

○加戸政府委員 戦前におきましては、陸海軍省がその合祀対象を内部的に決定されたような事実がございますが、戦後におきましては、靖国神社が自主的、自律的に決定されております。

○小林（進）委員 厚生省は関係してありませんか。

○加戸政府委員 戦後におきまして、靖国神社が合祀対象追加のために、厚生省を通じて都道府県に対して調査協力をされたという事実は聞き及んでおります。

○小林（進）委員 ここに資料があるのです。靖国神社の「合祀基準と手続き」というのがある。その中には戦前と戦後を分けてある。

戦前は今言うように、「合祀の手続きについては、戦没者が生じた時点において、陸（海）軍省大臣官房内に審査委員会が設置され、高級副官を委員長とし、各部将校を委員に任命、出先部隊長または連隊区司令官からの上申に基づき、個別審査の上、陸海軍大臣（他省関係大臣合議の場合もある）から上奏御裁可を経て、合祀が決定され、官報で発表、合祀祭が執行された。」これは戦中戦前だ。

戦後はどうなっている。「終戦後の第一、第二復員省の資料」復員省というのとは、これは厚生省じゃないのか。

「厚生省經由各道府県に照会して得た資料に基づき、旧陸海軍の取扱った前例を踏襲して、合祀の取扱いを決定した。」陸海

軍に準じているというんだ。戦中、戦前のやり方を、「取扱った前例を踏襲し」だよ、準ずるじゃないんだ。戦前のやり方をちゃんと引き継いで、そしていわゆる合祀を決定する。そしてちゃんと厚生省を經由してやっていると。明らかじゃないですか。今、陸海軍がなくなつた。陸海軍に今かわるべきものは何だ。天皇に上奏という立場もなくなつた。その上奏にかわるべきものはどこだ、いわゆる踏襲をしているんだから。それは内閣だ。だから、内閣が決定しているんじゃないですか。それは靖国神社が自主的にやっているんじゃないのです。どうです、この問題は。なんならこの規約が間違っているか。

○加戸政府委員 まず、厚生省関係の事柄につきましては厚生省からお答えするのが適当だと思ひますが、その合祀事務は、靖国神社の定められた基準に従つて協力をしたというぐあいに理解いたしております。戦前の取り扱いにつきましては、先生ただいま御指摘なさいましたように、陸海軍省において決定された事柄でございますけれども、戦後におきましては、その具体的な合祀対象は靖国神社がお決めになつておられるというぐあいに承知しております。

○小林（進）委員 厚生省を經由してということになつておる。第一復員省も厚生省の管轄下にあつた。しかも、これをやるべきには、その手続きは全部厚生省を經由してやることになつておるんじゃないですか。これは一体どうなんだ。これはうそなんですか。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

旧陸軍、海軍の軍人軍属の身分に關します履歴事項というのは現在厚生省が引き継いでござりまして、この軍人軍属に關します一身上の身分の記載事項について、個人あるいは団体から調査依頼がありました場合には、これに私も原則としてお答えすることにいたしてござりまして、靖国神社から調査依頼のあったものについてもこれはお答えいたしてござります。

○小林（進）委員 依頼を受けたのか、靖国神社にそれを強制したのか、そんなのは君、どつちかわからぬじゃないか。君たちの方がみんな資料を集め、あるいはその資格者を決定し、それを靖国神社に送り込んで、靖国神社は君たちの指令どおりやっているのだから。さもなければ、戦中、戦前を踏襲したことにほならぬじゃないか。この踏襲とは一体何だ。踏襲の解釈を聞いておるんだ。

○水田政府委員 私どもは、踏襲したつもりは全くござりません。合祀されるのは、先ほど文化庁からのお答えにありまして

ように靖国神社みずからがなさることでございます、私どもは単に事務的に調査依頼にお答えしているにすぎません。

○小林（進）委員 こんなのは、最もこすから官僚の答弁ですから、私はちつとも承することも信用することもできません。この問題はまた改めてやりますから。残念ながら時間が無いが、資料はみんなあるんだ。君たちがいかにこれに深入りしているかということがみんなあるのだよ。繰り返す言うけれども、その形は戦中、戦前と同じだよ。何にも変わっていないのだ。ただ言いわけだけで、今の宗教法人になつてからは別だなんて言っているけれども、それは言いわけの材料だけで、実態は一つも変わつておりません。

これだけ申し上げてあとまた言ひますが、今の日本の靖国神社を中心にして、東南アジアや中国に燃え上がつておる反日、抗日の空気が、なかなか鎮静しがたいほど強い。私は、その原因を今度は安倍外務大臣にお聞きしようと思つただけけれども、時間が無いので困つちゃう。問題の発生は、第一には周・田中会談から始まつておる。あれは一九七二年の九月二十五日です。この第一回会談の後、人民大会堂で開かれた周恩来首相主催の夕食会で、初めて田中総理が日本の立場を表明した。そのときに、田中角榮首相の公式のあいさつの中で、「この間、わが国が中国国民に多大のご迷惑をおかけしたことについて、私は改めて深い反省の念を表明するものであります。」これが公式の日本の中国に対するおわびの言葉だつた。あなたは、今度十月十日にも中国へ行かれてこの言葉をよく利用されて、日本は深く反省して、反省して、反省して、これで十分だと思つておるらうけれども、これは間違ひなんです。

この田中発言に対して、当時の中国がどんなに沸いたかわかりますか。これを言うと同時に、何千名もいたその会場、あの広い会場が一瞬にして激しくざわめいたんだ。わあつとざわめいた。それは、中国人の不満がその会場の中でうっせきしたのが爆発したのですよ。当時の中国国民は、田中総理のあいさつを通じて、これほど中国にひどい侵略をしたんだから、もつと丁寧懇切な心からなるおわびの言葉があると思つたら、深く反省いたしますという言葉で終わつちやう。そういうことで、翌朝の新聞初めすべての報道機関は、一斉にこれを非難したんだ。何だ、田中総理のあの言葉は。あれは何だ。当時のその言葉がありますよ。記録もありますよ。あれはちょうど婦人の服に水をはねて、いや失敬、こういう程度程度の謝り方じゃないか。

これは、私はそのときに初めて聞いた言葉だ。中国の原語もありませんよ。人のスカートに水をはねて、いや失敬という程度の軽いあいさつにすぎない。こんなことで、二千万人も虐殺せられ、一億国民の家屋、住みかを焼き払われたこの大きな被害に対して、中国国民として了承できますかということで、非常にあのときには燃えたんだ。

そこで、翌日の周恩来総理との会見のときにおいても、会谈に入る前に、この世論の圧力に周恩来総理もどうもたまりかねて、田中さんに、きのうのあのあなたのあいさつに対してはどうも了承できない、いまだ少し善処をしてもらわなければならぬ、こう言ったことに対して田中首相は、いや深く反省の意思を表明するというのは、日本では最も深くおわびをしてお許しを請うという言葉の表現でございますから、どうかそのようにひとつ御理解をいただきたい、こういうことで田中一流の弁舌でごまかした。けれども、そのときは対アメリカ関係、対ソ連関係があつて、これ以上追及するのはというので周恩来総理が、ではそういうことでひとつおさめることにいたしましたよ、言つて大局から手をとつた。けれども、これに対しては中国だけじゃありません、日本の国内においても、あの田中総理のおわびの言葉は何だ、あれはちつともおわびになつていないじゃないか、いか、無賠償、無分割の原則も与えて、これくらい日本にも情けをかけてくれた中国に対するあんなあいさつはあつたものじゃないかということで、大変非難の声が上がった。

これを安倍さん御存じですか。あなた、さつきからあくびしているようだけれども、この事実を知っておりますか。これが今でも延々と、中国国民の中に燃えているのです。事があつるとこれは出てくるのです。だから、こういうことまでもちゃんと深く掘り下げて、問題の処理に任じてもらわなければならぬ。御存じかどうか、ちよつと聞いておきます。今、中国における国民、学生が抗日運動に立ち上がったっているその根底には、この問題も心底にあるんだということをおあなたが理解しているかどうかと聞いているのです。

○安倍国務大臣 当時の田中首相と周恩来首相との間に、それはいろいろとやりとりがあつたと思います。また、このときの共同声明という、この精神がやはり今日の日中関係の基本を律しておる、私はそういうふうに思います。いろいろなりとりがあつたでしょうが、そういう中で日中間ではつきりしていることは、共同声明が発せられた、その共同声明の中で、我が国が戦争を通じて中国国民に大きな損害を与えたことについて

深い反省の念を表明したものであります。また、戦争は二度と繰り返さない、平和国家としての道を歩むとの我が方の決意を踏まえたものである、こういうふうな理解しておるし、そのときの基本的な日中間の合意あるいは共同声明の精神というものは、今日においても確固として守られなければならない日中間の基本である、こういうふうな思いです。

○小林(進)委員 半分だけわかつたようなわからないような答弁ですが、一応了承しておきます。

まだ今もめている問題の中には、この田中あいさつの問題、それから南京の虐殺事件と、特に一番この問題が直接に火を噴いたのは文部省の教科書問題だ。だけれども、ここまで行きたいんだけれども時間がなからやめますけれども、特に最近の新聞なんかを見るとこの南京事件を、歴史を改ざんしている恐るべきものがあります。田中正明などというどんな人物だか知らぬけれども、松井大将の日誌までも全部改ざんをして、こういう虐殺事件がないような恐ろしいデマをやつておる。こういう所八百の出版記念日に、我が日本の国会議員もそれには出席して万雷の拍手を送つているなんていう事実もある。こういうことは僕は追及したいが、やめろという時間が来ましたからこれはまた後に譲ります。

それから、厚生省にも言つておられるけれども、中国における遺骨収集の問題あるいは現地慰霊祭の問題、みんな厚生省が関係している。してないとは言わせない。これはまた、改めて次の機会に事実を挙げて証明しますが、あなたたちが、対アジア、中国あたりの激高を買つている種を皆厚生省がまいて、文部省がまいている。厚生官僚、文部官僚、これが全部元凶だ。

最後に、時間が来ましたから申しわけありませんからいま一つでやめますが、いわゆる慰霊碑建立の計画だ。これは、昭和四十七年十一月二十四日、フイリピン戦没日本人慰霊碑・慰霊園建設委員会、こういうものを発声して、それでフイリピンに慰霊碑を建てたり公園をつくらしたりしているが、その会長が残念ながら外務大臣の岳父の岸信介氏、その下に外務省の所管としてこの仕事を進めているというのだ。いいですか。これで一体あなた方は、戦争に関係しないの靖国神社に関係しないのと言えますか。みんなこんなことをやっていると聞きますか。それから、これももう時間がないから言うが、中国における慰霊碑の建設の計画もあつた。旧満州に行つて慰霊碑を建設しようという計画、その計画はどうなつておる。それも聞いてお

く。侵略をしたその国の中心地に行つていわゆる加害国の慰霊塔をつくる、それも厚生省、外務省、関係しているはずだ。関係してないとは言わせない。それもひとつ教えてもらいたい。それから第三番目に、特に私は外務大臣に言いたいんだけれども、最近には蒋介石先生の遺徳を顕彰する会というものの計画が進められている。最近台湾の蒋介石生誕百年の顕彰会が日本に設立されて、政府要人が多数参加しているという。この問題についても、これは日本の内政干渉になるかならぬか知らぬけれども、九月十二日に日中友好議員連盟の伊東正義会長以下が行つたときに、中国は非常に不愉快の意を表明されたという。その蒋介石氏の顕彰会をつくる理由は、蒋介石総統は恨みに報いるに徳をもつてしたという。日本にいわゆる賠償も取らない、領土もとらない、恨みに報いるに徳をもつてしたから蒋介石先生の顕彰碑をひとつつくらねばならぬ、こう言つておるんだ。安倍さん、聞いておりますか、よく聞いてくださいよ。

昭和二十七年ですか、いわゆる日華平和条約というものを台湾政府と結んだときには、なるほど日本に対して無賠償、無分割の原則をしてくれた。けれども、そのときはもう蒋介石さんは台湾なんだ。無賠償であらうと、賠償を取るぞ、よこせと言つたところで、中国本土を支配しているのは毛沢東主席であり周恩来総理。この中国十億の民を支配している指導者が七二年に日本と国交も回復したのだ。そして昭和五十三年には、福田内閣を通じて日中平和友好条約というものを結ばれた。そこで正式に、日本には一銭の賠償も取りませんよ、あるいは一つの領土もとりません、日本にこの寛大なる処置をしてくれたものは、蒋介石さんの方は言葉だけなんです。これを実行して、事実日本に寛大なる処置を与えてくれたものは毛沢東主席じゃないですか、周恩来総理じゃないですか。

それに対して、戦争が済んで四十年、今、日本国民がそのことに対する歴史を忘れておる、風のごとく忘れておる。感謝の気持ちもなくなつちやつた。これが、今中国で盛り上がりつておる抗日、反日の空気の中心なんですよ。我々はこれくらい寛大にしてやつて、まだ中国には日本人から被害を受けた被害者が山ほどいるんだ、旧東北には山ほどいるのです。そういう人たちがじつと耐え忍んでいるにもかかわらず、一体何だ、一つも痛くもない台湾の蒋介石先生だけは顕彰し、感謝の会を持つけれども、これを実行し、日本にこの恩典を与えた北京政府、北京の巨頭に対してあいさつしないというのはまことに言語道断

ではないか、こう言うのは間違いでしょか。

そこで、時間が来ましたから、安倍さん、ひとつあなたが主催者になって、実際に日本に世界の歴史にないような寛大処置をしてくれた当時の中国の首脳部であり指導者である毛沢東主席、周恩来総理の顕彰碑、感謝の碑、これを日本に建立する意思がないかどうか。あなたが代表発起人になれば、私も喜んでその傘下に入って発起人になる。これは事実でしょう。我々はその恩恵に浴して、今日世界第二番目の経済大国になったんだやっとならぬところで、国民はだれも異議を唱える者はありません。あなたがこれを発起人になっておやりになると言えば、恐らく日本の指導者の大半はあなたの傘下に入って、日本に寛大な条約を結んでくれた中国の指導者に対する顕彰碑なり感謝辞なりに全部賛成すると私は思う。これがまた、安倍さんが平和の使者として次の内閣総理大臣に通ずる一番の近道だと私は思う。これはプラス一〇〇%、あなたにとつてマイナスは一つもない。これをおやりになる意思があるだろうか、きちんとしたところをお聞きして、きょうは私の質問は終わることにします。これは半分です。また次にやります。

○安倍内閣総理大臣 いろいろとお話がありました。今日までの日中間には、歴史的ないろいろの経緯があったわけでございませぬが、少なくとも今日においては、日中共同声明、さらにまた日中平和友好条約を基礎として日中間の平和が確立し、日中間の友好親善が進められておるわけでございませぬ、我々は戦争中の中国に与えた惨害というものを一日たりとも忘れてはならない、そういう基本的な反省のもとに、この条約の精神に基づいてこれからも日中関係を展開してまいらなければならぬ、こういうふうな決意であります。

○小林（進）委員 顕彰碑のことを聞いていますのですよ。発起人でやるかやらないか。

○安倍内閣総理大臣 政府としては、今申し上げましたような基本的な——これ一番大事だと思っております。基本的な精神、日中関係に対する精神、そういうものでこれから誠意を持って日中関係を進めていきたい、こういうふうな思っております。

（略）

○渡部（一）委員 午前中に行われました当委員会の審議の中で、靖国神社の公式参拝の問題で政府はいろいろ難しい御答弁をなさっておりましたが、質疑応答を聞いておりますと、どうも討議が集約されていないという感じが極めて濃厚にするわけ

あります。

と申しますのは、この問題が当外務委員会の所管事項であるべき国際情勢にも絡むほどの問題になっておりますが、本質的には国内問題であり、宗教法人のあり方をめぐるテーマでもあり、多方面からのアプローチが必要だと思っております。何回もそれが取れんきれないままに取り扱われるというのはいかがなものかなと思っております。

そこで私は、論議を急速に一定のところにおさめるためにも、また多方面からするアプローチを集中するためにも、当外務委員会におきまして小委員会をつくり、論議を進められんことを切望したいと思います。この扱いは理事会において討議されることにならうと思っておりますが、小委員会がもしもできないのであるならば、その前提として、集中審査をするなり一遍徹底的に議論をしようという態度が当委員会において必要なのではないかと思うわけでありませぬ。

休憩中、理事の何名かの皆様方には直接御案内をし、御説明もしたところでございますが、委員長におかれましては、この問題を理事会のテーマとしてしかるべく処理されるよう御要望したいと思います。いかがでしょうか。

○愛野委員長 ただいまの渡部一郎委員の御要望につきまして、後日、理事会でもって討議をいたしたいと思っております。

○渡部（一）委員 よろしく願います。

（略）

【六二九】第百三回国会衆議院外務委員会議録第三号（昭和60年12月6日）

（発言者）

小林進（委員）

水田努（政府委員、厚生省援

護局長）

福田博（説明員、外務大臣官

房審議官）

安倍晋太郎（国務大臣、外務

大臣）

〔発言順、敬称略〕

○小林（進）委員 私は、やはり靖国神社の問題について、継続して御質問をいたします。

どうもおまえ、少ししつこいじゃないかと言われるのでありますけれども、国際問題に籍口いたしまして、国内でも実に賛否両論が激しく盛り上がっております。問題はずいぶん国際問題としてどんどん火を噴いております。外務大臣も御存じでしょうけれども、中国では首脳部が一生懸命に、中央都市、地方都市等における民衆、特に学生を中心とした燃え上りけりけりを消すために、鎮静するために大分苦労しておりますけれども、火は消えない。むしろ、だんだん燃え上がっていく空気が強いのであります。これをこのまま、アジアの諸国はもちろんであります。日本国内においてもこのままにしておきますと、私もが敗戦後四十年、アジア隣国との友情のために積み重ねてきたその苦勞が全部水泡に帰す、こういう危険性も予測せられるのでありますから、そういう心配を基本に置いて、この靖国神社問題について質問を継続していきたいと思っております。

限られた時間でございますので、余り余分なことを言う暇はない、そのものずばりでお尋ねいたします。靖国神社、二百四十六万有余の御柱ですか、祭神をお祭りになっていくというのだが、その中に台湾出身の軍人軍属二万七千六百五十六人が合祀をされておりますし、朝鮮、韓国出身の軍人軍属が二万六千三百三十六人合祀されている。この合祀の認定、選定は厚生省がおやりになっておるはずですが、これは間違いありません。○水田政府委員 靖国神社から朝鮮籍、台湾籍の戦没者についての調査依頼があつて、それにはお答えを申し上げておりますが、数については私ども把握はしておりませぬ。

○小林(進)委員 何をしていない。……。いま一回はつきり言え。

○水田政府委員 合祀されている方の数は把握はいたしておりません。

○小林(進)委員 把握しておられない、間違いないですね。この問題は後でひとつ伺いたしますよ。これはあなた、今重大な発言をしていますよ。

この問題について、また厚生省にお伺いしよう。今、把握していないならそれでいいが、これを中国や——台湾は中国ですから中国政府、それから韓国、朝鮮、それらの国々に対して、これを合祀していることに対して大体了承を得ているのか、相手の国の承諾を得ているのかどうか。これは、ひとつ外務省にお伺いをいたしましょう。

○福田説明員 合祀そのものにつきましては靖国神社が決定する問題でございますので、相手の政府の了承を取りつければ政府ペースでやるべき話ではないと思います。

○小林(進)委員 どうも君は何だね、発音が悪いからしゃべっているのがわからない。もつとはつきり、聞いている者にわかるように発音してくれ。今始まったことじゃない、この前からその感じを深くしているんだから。

そこで伺いをしますが、七七年の夏、来日をいたしました台湾人に対して靖国神社が、台湾出身の軍人軍属の戦没者二万七千六百五十六人の合祀通知書を遺族に配付するようにお願いをした。しかし、これを知った台湾人の遺族が大変怒って、そんなの取り下げてください、靖国神社に合祀なんかしていることはとんでもない話だから、これを取り下げてくださいということを日本政府に訴えたというんだね。その日本政府は、こういう現実の問題があるのだから、これを知らないと言うわけにはいかぬだろうと思うけれども、日本政府はそれを一体どう取り扱われたか、また、以後その経過がどうなっているのか、これをひとつお聞かせ願いたい。

○福田説明員 外務省としてあるいは政府として、そういう問題があったということは、私承知しておりません。

○小林(進)委員 こういう国際的な、大変基本に関する重大問題を知らぬ存ぜぬで過ごすということ自体が、私は大変な行政の怠慢だと思う。知らないでこれまた通せると考えていられたら、これは大変な間違いです。こういうことを含めて、今みんなこれはアジアの方で火を噴いている原因の一つなんですから、こんなことを知らぬで過ごせるなんて思ったら大きな間違

いでありまして、これは朝鮮、韓国出身の軍人軍属が合祀されているということが明るみに出てから、こういう関係国の間からは、旧植民地の政策を今なお押しつけられているという、いわゆる日本の植民地支配からまだ日本国はこれの独立を認めない、まだ植民地政策の残滓を残している、だから日本の植民地政策から脱却したこれらの国々は、非常に屈辱を感じているのであります。自分たちの一番逆コースでやって弾圧をしたその残滓が、そのままいわゆる敗戦国の日本の形がそこに残っていることに対して、たまらない憤激と怒りと侮辱を感じている。

こういうことを外務省は、これを知らないでいるということも実に行政の怠慢ではあるけれども、こういうことを、祭られている相手国の気持ちを少しでもしんしゃくをしないというこの言われ方も、私は実にけしからぬと考えておる。こういうようなやり方に対して、靖国神社側は一体何と言っていますか。厚生省、よく知っているだろう。こういう祭っていることに対して、靖国神社自体は何と言っているの。

○水田政府委員 合祀のことにつきまして、私もは一切靖国神社と話し合ったことがございませんで、わかりません。

○小林(進)委員 君は、よくまあずうずうしい答弁をしているけれども、これは厚生省の役所の中でもないけれど、あるいは道路や部屋の中で話しているんじゃない。国民の代表なんだ、おれは。国民の意向を受けて、正式な立法院の中の外務委員会で速記をつけてしゃべっている。そんな君、ずうずうしい答弁してここを通せると思っているのかね。それでまた、援護局の局長なんて勤まると思っているの、君は。

(委員長退席、北川(七)委員長代理着席)

靖国神社はこういうことに対して、台湾、朝鮮などの合祀を取り下げてくださいという要求に対して、戦死したときは日本人だったのだ、だから戦後も日本人でなくなることはあり得ない、日本の兵隊として死んだら靖国に祭ってもらうんだという気持ちで戦って死んでいったのだから、遺族の申し出で取り下げるわけにはいかぬ、こういうことを言っているとおれは聞いています。その答弁の筋は厚生省が知恵をつけている、こういうふう

に聞いているんだ。これは本当かうそか。

○水田政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、私どもは靖国神社からの調査依頼の範囲内で、一般的な陸軍あるいは海軍の軍人軍属の身分上の記録を持っておりませんので、それをもとに事務的、機械的にお答えしているにすぎません。

○小林(進)委員 時間がないから、そういううちやらかしの答弁も黙って——黙って聞いているんじゃない、後でまた言うけれども、特に台湾がそういう合祀の問題に憤慨をして、そして七八年の夏だ。靖国神社のそういう言い分を聞いてなおさら憤激をして、七八年の夏、東京で、靖国への合祀拒否という名目の集合を持った。そして日本の各関係庁、もちろん厚生省にも当然言っている。それで、こういうことをやめてもらいたいという集会までやったんだから、それを知らないで通せるとあなた方考えているとすればずうずうしいんだよ。知らないですれば行政の怠慢も甚だしい。

(北川(七)委員長代理退席、委員長着席)

このことについて、外務省にも伺いをするんだ。いいですか。大体こういう、死んだのはあくまでも日本人だ、だから中国の政府が何と言おうと朝鮮の国民が何を言おうと、日本人として死んだんだから日本人として靖国へ祭るんだ、遺族の言い分なんか聞かない、こういうことを靖国当局は言っているということなんだが、こういう言い分が通るならば、あの横井庄一君だのあるいは小野田寛郎君だ、彼と前後して三十年、ジャングルの中で発見されたあの台湾の高砂族出身の中村輝夫さん、これが戦後の補償、いわゆる横井庄一、小野田寛郎並みの補償を与えてくれたという日本政府に対する要求に対して、戦後、おまえはもう日本人でなくなったんだ、中国人なんだから、だから補償もしてやれない、こういうことを言っていて、こういう生き帰った者には補償を拒否しながら、死んだ者だけは日本人なんだ、いいも悪いもかわらない靖国神社で合祀するんだ、こういう理屈が一体国際社会に通ると外務省はお考えになっているかどうか。この中村君の問題と靖国神社合祀の問題、これはあわせて外務省はどんなぐあいにお考えになっているか、お聞きをしておきたいと思えます。

○福田説明員 先ほども申し上げましたが、靖国神社にどなたが合祀されているかということは、すぐれて神社そのものが決めていられる話であると私どもは考えております。

名前をちょっと失念いたしました、中村さんでございませうか、今、戦後、元台湾兵として補償を求めらるかどうか、それは全く別の話として私どもも把握しております。

○小林(進)委員 国内においてあなた方は、それは靖国神社の自主的な判断に任せると言っているけれども、私は、国際問題としてどう考えるかと言っている。相手が、中国や朝鮮や韓国が、独立国家の我々の国民を敗戦国の日本が勝手に靖国神社へ

祭っているのはけしからぬから、それをやめてくれと言っているにかかわらず、日本人として死んだんだからそんなこと必要は通らない、それは靖国神社の自主的な問題に任せて外務省はノーコメントだということで、一体済むと考えているのかどうか。

なおそれに関連して、同じく台湾人でも今生きて帰ってきて三十年間ジャングルの中にいて苦労した、それはもう戦後は日本人でなくなつたんだから賠償は一銭も出せません、そういう相矛盾した理屈が国際社会で通用するとお考えになつてゐるかどうか。問題は靖国神社の問題じゃない、国際的な問題であり外交の問題であるから、この問題は政府みずからがちゃんと判断して、相手国もあるのだから、相手国の政府に対していかよいかの答弁をしなければならぬ状況に今追いやられてゐるのだと思う。相手国の政府の言い分も知つてゐるから、私はこうやって質問してゐるのだ。靖国神社が自主的にやつたなるといふことで済むと外務省は考えてゐるのか。

○福田説明員 民間のいろいろな私的活動が行われてゐることについて、どういうことが行われてゐるかまづらかにいたしません、政府ベースの話として韓国あるいは台湾というところから、祭られてゐる朝鮮人あるいは台湾人の削除を求めてきてゐるといふ話は、私どもは承知しておりません。

○小林（進）委員 知らないといふことではおかぶりしてゐることから、この靖国神社の問題はだんだん火を噴いていくのですよと私は言つてゐるのだ。ちつとも鎮静してゐないと言つたのだ。相手が何か言つてこなければ、あなた方は腰を動かさぬといふのか。そういう根性だから、問題の本質にちつとも触れてゐないと言つてゐるのだ。そんな答弁で満足しちやつたら、問題はむしろだんだん追い込まれていくだけだ。

この前、石灯籠の問題もここでしゃべりましたね。靖国神社の大灯籠の中に、いわゆる戦勝国日本の南京入城、爆弾三勇士、嚇々たるその戦績を語る彫刻が全部彫つてあるが、それをやめなさいと言つたときにも、あれは靖国神社が自主的にやつてゐることだ、あなた方は知りませんかと言つたけれども、知らないで済むと考へてゐられればこの問題は鎮静することはないと私は言つてゐる。

この問題についていま一つ、時間がないからあなた方に問題を提起するために言うのだけれども、昭和五十五年、一九八〇年に鈴木内閣総理大臣以下閣僚が靖国神社に参拝をされたときに、これを受けて中国の人民日報が大きく記事にした。そのと

きに何と言つたかというところ、「鈴木内閣成員大挙参拝靖国神社」と報じた。そこで、靖国神社社頭の大灯籠に日本の侵略軍が中国の地で万歳を叫んでゐるレリーフが飾られ、軍国主義と密接な関係のある神社で、中国人民が侵略を受けたというその事実を報道してゐることに對して我々は十分注目してゐる。靖国の英霊とは一体何だ、総理大臣以下が参拝した靖国の英霊といふものは中国人民にとつて一体何なのか、忘れようとしても忘れられない存在ではないか、こういうことを大きく報道をして、間接に日本国民並びに政府の反省を求めている。

これに對して、日本政府は何にもこたえようとしなさい。むしろだんだん大げさに、公式参拝などということまで言つてゐるのであつて、中国が公式参拝に對してチェックをしてゐるには五年前からかういふふうなことが幾つも積み重ねられてきてゐるのだといふことを外務当局が知らないといふことは、実に怠慢じゃないですか。時間もないからそんなのは答弁は要らぬけれども、次に私が質問するまでちゃんと答弁を考へて、答弁だけじゃない、これに對してどう対応するかという対応策も含めて考へておいてもらいたいと思つてゐるのだ。

そこで、さつき厚生省の局長が、厚生省はあくまでも関係ないといふことを言つたが、関係してゐるのだ。あなた方は一番関係してゐるのだ。私はこれを断定して言うけれども、今靖国神社に祭られてゐる神様は幾らあるかといふと二百四十何万もゐる。

その中で、東京招魂社と言つてゐた十年の時代にお祭りを受けた者はたつた一万人、それから別格官幣社靖国神社であつた六十八年間、終戦の直前までに祭られた者がわずかに三十一万人、合せて三十二万人だ。残りの二百四十何万人は昭和四十六年だ。戦争に負けた以後、靖国神社が宗教法人となつて以後に二百四十何万人が祭られた。だから靖国神社の祭神は、ほとんど全部が戦後に祭られたのです。第二次世界大戦で戦死した人は戦中には祭られてゐない。戦争に追いまくられてゐるから、その手続をやつてゐる暇がなかった。戦後やつたのだ。

その昭和十六年以後の二百四十何万人を祭つた認定をやつたのはだれだ。厚生省じゃないか。あなた方がやつたのじゃないか。靖国神社には、調査する資料もなければ材料があるわけでも何でもない。そこで私はこの前から、この合祀の事業は一体だれがやつたのだとあなた方に質問した。

ここに資料があるように、戦前は「合祀の手続きについては、戦没者が生じた時点において、陸（海）軍省大臣官房内に審査委

員会が設置され、高級副官を委員長とし、各部将校を委員に任命、出先部隊長または連隊区司令官からの上申に基づき、個別審査の上、陸海軍大臣（他省関係大臣台議の場合もある）から上奏御裁可を経て、合祀が決定され、官報で発表、合祀祭が執行された。」これに對して戦後はどうなつたかといふと、「終戦後の第一、第二復員省の資料及び厚生省經由各道府県に照会して得た資料に基づき、旧陸海軍の取扱つた前例を踏襲して、合祀の取扱ひを決定した。」旧陸海軍がやつたのを踏襲したのは厚生省じゃないか。厚生省がやつたのじゃないか。神様を決めたのはあなた方が決めたのじゃないか。これは間違つてゐるかね。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げておりますように、私どもは靖国神社から調査依頼のあつた範囲内で調査回答をいたしてゐるわけでございます。厚生省がその合祀の作業を積極的に行つたといふことは決してございませぬ。私どもが、国立国会図書館の調査立法考査局がおつくりになりました資料で靖国神社の合祀された基準を見ますと、厚生省が持つておられます記録の方も相当祭られてゐることから見ても、私どもが祭神行為を積極的に行つたといふことは全くございませぬ。先ほどからもお答えしてゐる通り、陸海軍の軍人軍属で公務死した人を調べてくれといふ調査依頼に對してお答えしてゐるにすぎませぬ。

○小林（進）委員 それでは、具体的にお聞きいたします。

祭神や合祀基準などの事情を、靖国神社を代表して神野藤彌宜が昨年二月十六日に盛岡地方裁判所に来て、法廷において答弁をしてゐる。彌宜といふのは何だといつたら、神職であつて、靖国神社では宮司がトップ、権宮司が二番目、その三番目の地位にゐる靖国神社の最高首脳部の一人だ。

それに對して盛岡裁判所で、「旧靖国神社と現在の靖国神社といふのは何が連続をし、何が断絶をしてゐるのか。」「戦前とどこが違つてどこが同じなのかといふ質問に對して、「旧靖国神社のお祭りの方法といふのは、大体変わらないと思ひます。」「旧神社の方式と何も変わつておりませぬ。」「ただ制度上、昭和二十一年二月以降と以前とは、変わったといふことは言へると思ひます。」「そうだから、国家神道から神社宗教になつたんだから制度は変わったけれども、やつてゐることは同じだと言つてゐる。」

そこで質問して、「旧靖国神社には合祀基準があつたでしょ

うか。」お祭りする基準があったでしょうか。「それは陸軍省、海軍省でやっておりましたので、あつたかもしれませぬし、なかつたかもしれませぬ。よくわかりませぬ。」こう彌宜が答えている。次にまた質問して、「現在の靖国神社には、合祀基準というものはあるんでしょうか。ないでしょうか。」戦後はあるのかないのか。それに対して彌宜が答えて、「現在は戦没者を調査するのは厚生省援護局でやっておりますので、ここで調査いたしました公務死亡と認定された方々があります、それを神社側から御照会申し上げて、公務死亡と認定された方々を神社、先ほど申し上げましたけれども、宮司が合祀するという形をとっておりますでございます。」

そこでまた問うている。「結局厚生省に判断を任せて、厚生省が公務死亡という認定をした戦没者については、すべて合祀をするということなんでしょうか。」と聞いたたら、「おおよそのところは、そのような形をとっております。」こう答えている。みんなあなたのところがやっているじゃないか。これはどうなんだ。また問いだ。「おおよそのところはと申す、合祀基準を明確にしたような文書はございませんか。」「はい、ございませぬ。」と答えている。問いは、「今までの、例えば戦前の例を踏襲しているというようなことはございませぬか。」これに対して答えている。「厚生省の方では、あるいはそうかも知れませぬ。」厚生省がみんな戦前を踏襲してやっているのだと思いませんと答えている。

また問いだ。「公務死亡というのは、どういう定義になるんでしょうか。」その問いに答えて、「それは厚生省で認定したものでございますから、それを照会するわけでございます。」言いかえれば、いいですか、靖国神社は、あなたたちが認定したものをただ関係者、遺族に照会しているにすぎないと、こう言っている。どうです。ここでまた問いますよ。「合祀をする対象の方としない対象の方は、どこで線を引くことになりませぬか。」答えて、「これはやはり、先ほどの公務死亡と認定されたということ、大体線を引くことにしております。」

問いは、「問題は、死亡の事実がはっきりしているかどうか、本当に戦没者であるということがはっきりしているかどうかということ、事務的なことですが、それはだれが一体わかっているのですか、そういうことは宮司さんでなければわからないのですか。」と聞いている。公務で死んだかどうか、だれが一体知っているのだ、宮司さんでなければわからないのですかと聞いたことに対して、答えて、「宮司でも、いわゆる厚生省の公

務死亡の認定を受けるということであつて、御照会して名簿にするわけでございますので、詳しいことは神社側では難しいのです。」みんな厚生省の認定以外にはないので、神社は難しくできないのですとちゃんと答えているじゃないですか。これは完全に、祭神をみんな認定し決定しているものは厚生省であると、靖国神社側の責任者みずからが法廷で答弁している。

問いますよ。「どうして一体、厚生省の公務死亡という認定をよりどころにして合祀の対象にしておるのですか。」まあ、敵前逃亡云々はどうなっておるかということ聞いておる。これには答えない。また問うておる。「お答えがなければ別の言葉でお伺いいたしますが、戦前の合祀者は陸海軍省で決めた上、天皇の御裁可を得たというお話でしたね。」これに答えて「はい、そのように聞いております。」そこで問うて、「現在の手続としてはどういふふうになっておるんでしょうか、だれを合祀者として決定するかという事務的なことですので、難しいことではないと思うのですが。」と聞いて、これは「はい、宮司が決定いたします。」

そこで、次にまた問うている。「天皇の関与はないということになっておるわけですか。」これに対して、「ただ御報告を申し上げるということでございます。」だから、今もやはり厚生省が全部認定し、厚生省が決めたものは一応宮司がそれを名簿に記載して、上奏とは言わぬけれども、ちゃんと天皇陛下のところに御報告申し上げます、こういうことになっておる。これはどうです、違っておりますか。

○水田政府委員 私どもは、靖国神社の神官がどういふふう証言されたがは今初めてお聞きしたわけでございますが、厚生省は恩給並びに援護法の年金の裁定の業務をやるわけでございます。年金の裁定の上で、公務上死亡した方と公務外の方は年金額が決定的に違うわけでございまして、死亡原因が公務上であるということは年金の裁定上極めて重要なことで、それは全部身上記録の上において把握でき、チェックするようになっております。

靖国神社からは、その公務扶助料の認定を受けた方を教えてほしいということがあるので、そういうお答えをしているにすぎませんで、靖国神社のために作業しておるのではなくて、公務上の高い年金を裁定するために作業をやっておるので、その裁定をした方の名前等を教えてくれということ、それをお答えしているにすぎません。

○小林(進)委員 君、同じ行為を裏側から言うか表から言うか、

そういうのを詭弁と言うんだよ。靖国神社の祭神を調査したり認定したりするということは、靖国神社側では何もできません、全部厚生省から認定し提供されてきたものを、ただ宮司が祭神として決定するだけです、これだけ明らかに言っているじゃないですか。あなた、完全に国家自体が、いわゆる祭神という一番中心の内容を全部やっておるのですよ。それが、恩給の関係がどうだとか年金の関係がどうか、そういういろいろのへり屈はあろうとも、靖国神社の祭神自体をだれが決定するといつたら、厚生省が全部認定されて、認定のための地方庁からも資料をとったりして、そして決まったものを我が靖国神社に下さるのでと云っているじゃないですか。これは一体、憲法二十条で言う国家の干渉じゃないのかね。

だから、戦前と戦後で今も言うているように、一体靖国神社に対する祭神の形式が変わっているかと言ったら、宮司さんも言われているように、何も変わっておりません。ただ政治上、宗教法人になっただけでありまして、内容は何も変わっておりません、こう言っているじゃないですか。あなた方が全部やっているじゃないですか。これは事実上、戦中、戦前と同じなんです。陸海軍がやった仕事を今やっているのは厚生省です。その中心が援護局です。それを年金がどうの、恩給がどうのと言う。理屈はあろう、泥棒にも三分の理屈があるんだ。おれは、そういう理屈を聞いているんじゃない、事実を聞いているのです。現実の運営を聞いているのだ。君、やっているじゃないか。それで一体、この靖国神社が国家から離れていると言えますか。憲法第二十条は、国と神社との密着を打ち切ると言っているだけの話なんです。——おれはまだ質問しているんだから、このこと出てくるな。神社との関係を断ち切るというのだ。年金があるうと言いわけがあろうと、何も断ち切っていないじゃないか、君。一緒じゃない、これは関係がない、国はちつとも靖国神社とは因縁因果がないと言い得るか、君。一番大事な神様の中心をなす祭神まで君たちが全部決めておいて、これで関係なしと言い得るか。これほどインチキなことがあるか。よろしい、君、答弁したまえ。

○水田政府委員 私どもは、年金裁定を行うことを主たる業務としております。先ほど申し上げましたように、年金は公務上、公務外で年金差がございますので、公務上の認定をするということは、援護業務にとつて極めて重要な事項でございまして、その公務の年金を裁定した人の名前を教えてくださいという調査依頼に私どもお答えしているにすぎませんで、靖国神社のために

仕事をしているとは全く考えておりません。

と同時に、厚生省が何か合祀を決めているようなことを御指摘でございますが、先ほど申し上げましたように、例えば朝鮮総督府、台湾総督府、それから樺太庁、関東庁の文官の職員も合祀されているようでございますが、こういうものについては私も一切記録を持っておりませんし、照会も受けたことございません。また、対馬丸の疎開学童も合祀されているようでございますが、そういう方の名簿も一切我々持っておりません、そういう意味で私どもは、一切合祀事務は神社側が主体的におやりになっておられることで、照会のあったことに事務的にお答えしているにすぎません。

○小林（進）委員 今の答弁は、全く無礼、インチキです。委員長は、立法院においてこんな答弁をさしておいて、あなた黙って聞かれるならば委員長資格はありませんよ。理由が理由であらうともやっていることが、君たちのやったのが靖国神社の中心になっているのだよ。祭神のもとなっている。君たちのやったことがもとなっているんだよ。君たちがだめだと言えば、宮司の方はそれはだめにして祭らないのだ。君たちが出した資料が、これは祭神の資格ありと言えば、それは祭神に祭っている。それを年金がどうの何かがどうだの、年金を教えてくれたと言ったからその年金の資格者だけを教えたなどという三百代言的な主張で、黙って聞いていられるか、そんなことは。君たちの出したものが靖国神社のものをなしている、その影響力を君は否定するのか。そんなインチキなことを答弁したってだめだ。了承できないが、何しろ残念ながらも五分しかならないというから、いま一つ申し上げて、これはまた次の機会に譲ります。これは連続してやるのです。これは、国の基本と国際情勢に関する日本の重大な問題ですからやるのだ。

いま一つ申し上げますけれども、一番悪いのは日本が戦争の負け方に対して、日本とドイツやイタリーと大きな基本的な違いがある。これが今日、問題がここのまで来ている。日本は、戦争に対する加害者だ、侵略国家だという反省がないのだ。ドイツ、イタリーなどは、御承知のとおりもはや敗戦に近づいたときに、あのファッショ、ムソリーニをイタリーの国民はレジスタンスで立ち上がって、戦争を暴発したムソリーニの首を切つて、そしてファッショの追撃をやつて、イタリー国民自身がこの戦争、いわゆる誤れる戦争を、人民の側からその主謀者を処刑していくことによつて反省を促した。

ドイツはどうですか。あのナチスの横暴なる戦争政策をドイ

ツ国民は、連合国にドイツを占領されながらも、この戦争を挑発し、ドイツ国民を痛めつけ、世界に惨禍を及ぼしたナチスだけは断じて許し得ないといつてドイツ国民は立ち上がつて、今でもなおナチスの巨頭を、戦争の主謀者を追及している。

日本にはそれがありません。政府みずからそれがいい。だから、今でもまだ第二次世界大戦を誤れる戦争だ、侵略戦争だという反省が一つもなくて、まだこの戦争はもつとこれをやれば勝つていたんだけれども、どうもソ連なんか参加したから間違つて謝つたんだから、いま一遍やらなくちゃならぬ、そういうような誤つた戦後の戦争観念が今でも日本に残っている。

それを根本的に否定された人が、日本に一人いるんですよ。日本にも偉い人がいるんだ。それをちよつと私申し上げて、きょうの質問をまた後日に譲りますが、あなた方、石橋湛山先生というのを御存じだろう。これは我々よりは、かえつて自民党の先生の方がよく御存じだろう。石橋湛山先生が、戦争に負けた後、「東洋経済新報」の中に自分の署名を入れて社説を述べられた。そのときに述べられた意見は何だ。石橋湛山先生は「靖国神社廃止の議」だ。靖国神社をやめてしまえ。「難きを忍んで敢て提言す」、こういう表記で論陣を張つておられる。

その言ひ分は、概略して言うとう、「靖国神社は存続すべきものなりや否や」とまず自分で問うて、「靖国神社は存続すべきものなりや否や」とまず自分で問うて、それに答える形で「大東亜戦争は万代に拭く能ざる汚辱の戦争として、国家を殆ど亡国の危機に導き、日清、日露の両戦の戦果も亦全く一物も残さず滅失したのである。遺憾ながら其等の戦争に身命を捧げた人々に対しても、之れを祭つて最早「靖国」とは称し難きに至つた。」こういう国家を亡国に導いたような戦争に参加したその戦没者は、国を安んじたという名称をささげて祭るわけにはいかないじゃないか。そうである以上、こういう神社を残しておいても「ただ屈辱と怨恨との記念として永く陰惨の跡を留むる」のみで、決して歓迎すべきものではない。

廃止は、この戦争がどうしたかを検討し、この経験を生かし、「真に無武装の平和日本を実現すると共に、引いては、その功德を世界に及ぼすの大悲願をたてる」そのためにこの靖国神社を廃止することが必要である。また、戦死者が「国家を殆ど亡国の危機に導いた者である以上、満州事変以来、軍官民の指導的地位に居つた者」は、その罪人としての責任をとれという論旨である。これは明らかです。満州事変以来第二次世界大戦を指導した軍と官の首脳部は、罪人としてこれは処置すべきであるという石橋湛山先生の主張です。

自民党の総理・総裁であつたこういう立派な人が、我が日本の歴史の中にいられたということをや々服膺するんだが、こういうような石橋先生のこの戦争責任論、こんな国家を滅亡に陥れた戦死者を祭るといふことは間違ひだから靖国神社はやめてしまえ、それを指導した軍官民の指導者は罪人として罰する、そして無武装平和の旗を掲げて、世界にそのおわびのしるしをひとつ明らかにしなさいと言われている。どうですか。時間が来ましたからきょうのところはこれでやめますが、安倍外務大臣、この石橋先生の御主張に対して、外務大臣の所見を承つておきたいと思つております。

○安倍外務大臣 石橋先生の戦争に対するお考えが述べられておると思いますが、私もやはり第二次大戦が日本を亡国の危機に陥れた、大変誤つた戦争であると思つております。国際的にも、この戦争が侵略戦争であるという厳しい批判があるわけでありまして。政府としても、そうした批判に對しまして十分認識をしてこれに對応していかなきやならない、これがこれからの、そしてこれまで日本が歩んできた世界平和を求めると日本の基本的な姿勢でなければならぬし、今後ともそうでなければならぬ、こういうように思ひます。

○小林（進）委員 外務大臣のこの御答弁は、私はちよつた意見をいたします。けれども、これは外務大臣の御意見であつて、これが政府の意見であり閣僚全般の意見にならなければ対外的に影響力はない。できれば、今の御答弁がもし総理大臣の御答弁であれば、私はありがたくちよつたのでありますけれども、まだしかし大きな開きがありますから、これは国際的事情を考へて、この質問はこれで終わるわけにはいきません。あとの質問は、また次の外務委員会ですらしていただきます。